

震災対策編

震災対策編

第1章 地震被害想定

第1節 地震被害想定	1-1-1
------------	-------

第2章 災害予防

緊急地震速報と地震情報	i ~ iv
第1節 防災教育・訓練	2-1-1
第2節 自主防災組織の育成	2-2-1
第3節 防災都市計画	2-3-1
第4節 集落孤立対策	2-4-1
第5節 地盤災害予防計画	2-5-1
第6節 建築物等災害予防	2-6-1
第7節 道路・橋りょう・トンネル等の地震対策	2-7-1
第8節 港湾・漁港施設の地震対策	2-8-1
第9節 鉄道事業者の地震対策	2-9-1
第10節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策	2-10-1
第11節 農地・農業用施設等の地震対策	2-11-1
第12節 防災通信施設の整備と地震対策	2-12-1
第13節 放送事業者の地震対策	2-13-1
第14節 電気通信事業者の地震対策	2-14-1
第15節 電力供給事業者の地震対策	2-15-1
第16節 ガス事業者等の地震対策	2-16-1
第17節 上水道の地震対策	2-17-1
第18節 下水道等の地震対策	2-18-1
第19節 危険物等施設の地震対策	2-19-1
第20節 津波災害予防計画	2-20-1
第21節 地震火災予防計画	2-21-1
第22節 廃棄物処理体制の整備	2-22-1
第23節 救急・救助体制の整備	2-23-1
第24節 医療救護体制の整備	2-24-1
第25節 避難体制の整備	2-25-1
第26節 要配慮者の安全確保計画	2-26-1
第27節 食料・生活必需品等の確保計画	2-27-1
第28節 学校等の地震防災対策	2-28-1
第29節 文化財の地震防災対策	2-29-1
第30節 ボランティア受入れ体制の整備	2-30-1
第31節 事業所等の事業継続	2-31-1

第32節	行政機関等の業務継続計画	2-32-1
------	--------------	--------

第3章 災害応急対策

第1節	災害対策本部の組織・運営計画	3-1-1
第2節	防災関係機関の相互協力体制	3-2-1
第3節	災害時の通信確保	3-3-1
第4節	津波避難計画	3-4-1
第5節	被災状況等収集伝達計画	3-5-1
第6節	広報計画	3-6-1
第7節	市民等避難計画	3-7-1
第8節	避難所運営計画	3-8-1
第9節	避難所外避難者の支援計画	3-9-1
第10節	自衛隊の災害派遣計画	3-10-1
第11節	輸送計画	3-11-1
第12節	警備・保安及び交通規制計画	3-12-1
第13節	海上における災害応急対策	3-13-1
第14節	消火活動計画	3-14-1
第15節	救急・救助活動計画	3-15-1
第16節	医療救護活動計画	3-16-1
第17節	防疫及び保健衛生計画	3-17-1
第18節	こころのケア対策計画	3-18-1
第19節	児童生徒等に対するこころのケア対策計画	3-19-1
第20節	廃棄物の処理計画	3-20-1
第21節	トイレ対策計画	3-21-1
第22節	入浴対策計画	3-22-1
第23節	食料・生活必需品等の供給計画	3-23-1
第24節	要配慮者の応急対策	3-24-1
第25節	建物の応急危険度判定計画	3-25-1
第26節	宅地等の応急危険度判定計画	3-26-1
第27節	学校等における応急対策	3-27-1
第28節	文化財応急対策	3-28-1
第29節	障害物の処理計画	3-29-1
第30節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	3-30-1
第31節	愛玩動物の保護対策	3-31-1
第32節	災害時の放送	3-32-1
第33節	公衆通信の確保	3-33-1
第34節	電力供給応急対策	3-34-1
第35節	ガスの安全、供給対策	3-35-1
第36節	給水・上水道施設応急対策	3-36-1
第37節	下水道等施設応急対策	3-37-1
第38節	危険物等施設応急対策	3-38-1
第39節	道路・橋りょう・トンネル等の応急対策	3-39-1

第40節	港湾・漁港施設の応急対策	3-40-1
第41節	鉄道事業者の応急対策	3-41-1
第42節	治山・砂防施設等の応急対策	3-42-1
第43節	河川・海岸施設の応急対策	3-43-1
第44節	農地・農業用施設等の応急対策	3-44-1
第45節	農林水産業応急対策	3-45-1
第46節	商工業応急対策	3-46-1
第47節	応急住宅対策	3-47-1
第48節	ボランティアの受入れ計画	3-48-1
第49節	義援金の受入れ・配分計画	3-49-1
第50節	義援物資対策	3-50-1
第51節	災害救助法による救助	3-51-1

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	民生安定化対策	4-1-1
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画	4-2-1
第3節	公共施設等災害復旧対策	4-3-1
第4節	災害復興対策	4-4-1

震災対策編

第1章 地震被害想定

第1節 地震被害想定

1 地震の想定

震災対策計画策定にあたっては、平成7年から平成10年にかけて新潟県が実施した「新潟県地震被害想定調査」に基づく地震想定及び、市独自で平成23年2月に実施した「糸魚川市地震防災マップ作成業務」による、内陸における3つの震源について地震の規模を想定した。

さらに平成16年発生の新潟県中越地震、平成19年発生の新潟県中越沖地震及び平成23年発生 of 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被災例を教訓として策定する。

(1) 新潟県地震被害想定調査における想定

① 日本海沿岸で発生する地震（新潟県南西沖地震）

ア 規模は、概ねマグニチュード7～8で、津波を伴う。

イ 市内の予想震度は、震度4～6弱

ウ 過去の地震例としては、新潟地震（昭和39年）、日本海中部地震（昭和58年）及び北海道南西沖地震（平成5年）

② 内陸で発生する地震（上越地域の地震）

ア 規模は、概ねマグニチュード6～7

イ 市内の予想震度は、震度4～5強

ウ 過去の地震例としては、長岡地震（昭和36年）、新潟県中越地震（平成16年）

■地震の想定（平成10年 新潟県地震被害想定調査より）

想定地震		マグニチュード	長さ	幅	傾斜	上端深	位置等
海域の地震	新潟県南西沖の地震	7.7	100km	38km	35° E	2km	佐渡西方から糸魚川市沖合いにかけての震源
内陸の地震	上越地域の地震	7.0	20km	10km	90°	6km	上越市から新井市（現妙高市）にかけての断層

(2) 糸魚川市地震防災マップ作成業務における想定

① 高田平野西縁断層帯を震源とする地震

ア 震源は、高田平野付近

イ 規模は、マグニチュード7.3

ウ 市内の予想震度は、震度5弱～6弱

② 糸魚川－静岡構造線活断層を震源とする地震

ア 震源は、長野県大町市付近

イ 規模は、マグニチュード8.1

ウ 市内の予想震度は、震度5強～6弱

③ 直下型地震

ア 震源は、糸魚川市全域

イ 規模は、マグニチュード6.9

ウ 市内の予想震度は、震度6弱～6強

2 被害の想定

新潟県地震被害想定調査報告書（平成10年3月）から糸魚川市に影響が及ぶおそれが大きい地震想定における被害想定を抜粋した。

被害の想定としては、被害が最大となる冬季の夕方（人的被害については冬の夜間）を想定し、火災の影響は、出火から2時間後の状況、建物の被害は、被害要因として「地震動・液状化」「津波」「火災」について検討してある。

また、市独自調査では、詳細な被害の調査まで及んでいないため、内陸の地震のうち最大の震度となる直下型地震における建物被害想定のみを参考として記載する。

(1) 新潟県地震被害想定調査による被害の想定

① 海域の地震（新潟県南西沖地震）

ア 建物被害

地震動・液状化による半壊（住家の損壊部分の床面積がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は主要構造の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。住家の被害は著しいが、補修すれば元通り使用できるもの。）が81棟と算定されている。

また、津波による被害については、中破（住家の被害は著しいが、補修すれば元通り使用できるもの。）が32棟と想定されている。

イ 出火・延焼被害

市内では出火・延焼被害はないと想定されている。

ウ 人的被害

建物被害による重傷者（地震被害による負傷者のうち、医療機関に入院が必要な人）が3人、避難者（住家被害により当面の住居を失う人）が84人と想定されている。

また、津波による被害については、死者・重傷者が3人、避難者が50人と想定されている。

エ ライフラインの被害

断水となる世帯数は、340世帯と算定されている。ガスの供給、停電、電話線断線等による支障回線については、市内では発生しないと想定されている。

② 内陸の地震（上越地域の地震）

ア 建物被害

地震動・液状化による半壊が59棟と想定されている。

なお、内陸の地震のため、津波による建物被害は想定されていない。

イ 出火・延焼被害

市内では出火・延焼被害はないと想定されている。

ウ 人的被害

建物被害による重傷者が3人、避難者が67人と想定されている。

なお、内陸の地震のため、津波による人的被害は想定されていない。

エ ライフラインの被害

断水、ガスの供給、停電、電話線の断線等による支障回線は、市内では発生しないと想定されている。

(2) 糸魚川市地震防災マップ作成業務による被害の想定

① 内陸の地震（直下型地震）

ア 建物被害

建物の構造及び建築年次別の建物全壊率の関係表（内閣府地震防災マップ作成技術資料）から算定される建物全壊棟数は全棟数の29%（8,715棟）である。

第2章 災害予防

緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会は、ラジオ、テレビを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震特別警報に位置づけられる。

地震及び津波警報等発表の流れは、津波災害対策編第3章「第6節 津波避難計画」に定める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

区域の名称	郡市町村名
新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡 [田上町]、三島郡 [出雲崎町]、南魚沼郡 [湯沢町]、中魚沼郡 [津南町]、刈羽郡 [刈羽村]
新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡 [聖籠町]、西蒲原郡 [弥彦村]、東蒲原郡 [阿賀町]、岩船郡 [関川村、栗島浦村]
新潟県佐渡	佐渡市

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による市町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	<p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</p> <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> あわてて外へ飛び出さない。 その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。

駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・ あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・ 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の促進

市は、新潟地方気象台、県及びその他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、市民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

2 地震情報の種類とその内容

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・ 震度 3 以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・ 震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

	される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	
各地の震度に関する情報（注）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

（注）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> ・定期（毎月初旬） 	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

第1節 防災教育・訓練

担当部署	全部署	◎消防本部
------	-----	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震・津波に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の基本方針のもと災害予防に関する教育、訓練等を実施する。

- ① 地域防災力の基盤を支える市民、自治会、自主防災組織及び事業所等が行う自らの安全を確保するための取組を奨励、支援する。
- ② 市職員並びに自治会、自主防災組織及び事業所等の組織において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。
- ③ 市、県、防災関係機関、市民及び企業等が、それぞれの防災活動を的確に実施し、相互の連携を図るよう平常時から防災訓練を実施する。
- ④ 各防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な訓練を企画、実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」に基づく個別プラン等により、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪期の対応

冬期間は、積雪、寒冷、強風など気象条件が悪く、災害発生時は直接・間接被害が拡大すること、また、その対応も他の時期とは異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修内容について考慮する。

(4) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 主な取組

(1) 防災教育が目標とする状態

- ① 児童・生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることや家族・地域に避難を促すことができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。
- ② 市民が、地震・津波に関する一般的な知識及び地震時に発生する可能性の高い被害に関する知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる。
- ③ 市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場等において必要な支援行動ができる。
- ④ 市民が緊急地震速報の伝達方法及び取るべき行動について理解し、実際に対応できる。
- ⑤ 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得するとともに、社会の一員として災害時に必要な行動を取ることができる。
- ⑥ 市、県、防災関係機関の職員が地震・津波に関する基礎知識を持ち、かつ、市民として行うべき事前の地震対策を自ら率先して実行できる。

(2) 防災訓練が目標とする状態

- ① 災害発生時において、市民が自ら及び家族の安全を確保するとともに、冷静かつ適切な防災対策及び避難行動ができる。
- ② 災害発生時において、応急対策の実施主体となる市職員が、それぞれの役割及び業務内容を理解し、適切に判断して行動できる。

3 それぞれの役割

(1) 防災教育

① 市民・企業等の役割

ア 市民の役割

- (ア) 市や防災関係機関による地震・津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用
- (イ) 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- (ウ) 次世代への被災経験の伝承
- (エ) 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合い
- (オ) 緊急地震速報受信時の取るべき行動等に関する理解

イ 地域の役割

- (ア) 自治会及び自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- (イ) 地域内の地震被害危険箇所の把握・点検・確認
- (ウ) 次世代への災害被災経験の伝承

ウ 企業等の役割

- (ア) 市や防災関係機関による地震・津波に関する広報、ハザードマップ等による防災情報の収集、活用
- (イ) 社内での事前対策及び地震発生時の行動に関する検討
- (ウ) 災害発生時における地域支援及び連携のあり方について検討
- (エ) 緊急地震速報の仕組み及び取るべき行動等に関する社内教育

② 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、自治会及び自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

ア 地域社会における防災教育の推進

- (ア) 自治会及び自主防災組織が行う学習活動の支援及び学習機会の提供
- (イ) 自治会及び自主防災組織が行う防災活動の中核を担う人材を養成するための機会の提供

イ 学校教育における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、地域の特性を踏まえた教材（副読本）の充実を図るとともに、特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ 社会教育における防災学習の推進

市民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施するとともに、人間の特性を踏まえた避難行動に繋げる対策を行う。

エ ハザードマップ等による地域の危険情報の周知を図るほか、地区や個人単位のタ

イムラインの作成を支援する等により、地域における自主的な警戒避難体制構築を支援する。

オ 災害教訓の伝承

(ア) 災害教訓の伝承の重要性についての啓発

(イ) 市民が災害教訓を伝承する取組を支援するための、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開

カ 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

(ア) 要配慮者本人及び家族の防災学習機会の提供

(イ) 民生委員等地域の福祉関係者の防災学習機会の提供

(ウ) 介護事業者及び介護従事者等の防災学習機会の提供

(エ) 外国人受入れ先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習機会の提供

キ 企業等における防災教育の推進

(ア) 企業等が行う学習活動の支援及び学習機会の提供

(イ) 企業等が防災活動の中核を担う人材を養成するための機会の提供

ク 市職員の災害対応能力を高めるための防災教育、防災部門の人材育成

ケ 市職員を対象とした緊急地震速報受信時の避難誘導及び適切な施設管理等に関する教育の実施

③ 県の役割

ア 学校における防災教育の推進

(ア) 県立学校における防災教育の実施

(イ) 私立学校に対する啓発

(ウ) 県立看護大学職員・学生に対する防災教育及び講師派遣等の支援

イ 社会教育における防災学習の推進

ウ 要配慮者及び保護責任者の防災学習への支援

エ 県職員の防災教育の実施及び防災部門の人材育成

オ 県警察における防災教育の実施

カ 市に対する防災に関する基礎情報の提供

キ 市職員に対する防災教育の支援

④ 新潟地方気象台の役割

地震・津波及び緊急地震速報等に関する基礎的な知識や適切な防災行動等

⑤ 防災関係機関の役割

防災関係機関は、それぞれが定めた計画に基づいた防災教育・研修を行うほか、災害予防に関する項目について市民への普及及び啓発を図る。また、市が行う市職員に対する防災教育について、必要に応じて支援する。

(2) 防災訓練

① 市民・企業等の役割

ア 市民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人ひとりが冷静な判断のもとに実践していくことが重要となるため、市や自治会、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握するなど、災害時における適切な判断、行動ができるよう備えておく。

イ 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。

このため、自治会、自主防災組織等は地域での防災訓練等を実施し、避難行動要支援者の所在や、避難所の運営、情報伝達体制、避難誘導體制などの確認に努める。

ウ 企業、事業所、学校等の役割

企業、事業所、学校等は、初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災体制の整備に努める。また、大規模地震時には指定避難所とは別に緊急の避難場所としての機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制等の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の管理者は、施設利用者が自力で避難することが困難な場合が多いことに配慮し、平常時から職員等による避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制整備に努める。

② 市の役割

市は、職員に対する防災訓練を行うとともに、災害発生時の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び市民との協力体制の確立等に重点をおいた実践的な防災訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。

ア 市職員の防災訓練計画

訓練	訓練内容	実施目標
非常参集訓練	勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため、職員が非常参集する訓練。	原則年1回以上
災害対策本部設置運営訓練	災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練。(実動訓練・図上訓練)	原則年1回以上
無線通信訓練	災害発生時に有線通信が不通又は困難な状況になった場合を想定し、防災関係機関相互の通信連絡を行う訓練。	原則年1回以上

イ 市総合防災訓練

市は、災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、市民、自治会、自主防災組織、ボランティア団体、協定先企業等が幅広く参加する防災訓練を原則として年1回以上実施する。

(ア) 参加した市民が訓練を体験することで知識・技術を身に付けることができる市民参加型訓練の実施に努める。

(イ) 避難行動要支援者名簿に登録している避難行動要支援者及び保護責任者の参加を促進し、支援方法の確認を行うとともに、防災知識の普及、啓発に努める。

ウ 地域における防災訓練

地域の実情に応じたワークショップを開催するほか、自主防災組織や消防団等が実施する防災訓練を支援する。

エ 学校における防災訓練

学校生活における様々な場面(授業中、休憩中、課外活動、学校行事等)を想定するとともに、情報伝達体制の確認や放送設備等の点検を含めた訓練を実施する。

オ 緊急地震速報受信を想定した訓練

訓練を企画、実施する際は、緊急地震速報の受信及び関連する対応を含めるよう考慮する。

カ 訓練における課題の抽出

訓練終了後は、課題点の確認と対応方法の改善を行う。

③ 県の役割

県は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織・自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立等に重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、防災訓練の実施にあたっては、自衛隊、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助

隊などの広域実動部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自治会、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体、医療関係機関、避難行動要支援者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練を実施する。

この際、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努める。

また、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（GIS・GPS）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

④ 防災関係機関の役割

防災関係機関は、市、県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれの機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第2節 自主防災組織の育成

担当部署 企画定住課 能生事務所 青海事務所 ◎消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながるにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や住民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、県民、市町村及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(2) 自主防災組織の育成

自治会単位による組織化を原則として、全市的な整備を進める。なお、小規模な自治会にあっては、複数の自治会との連携による組織化を促す。

自主防災組織相互の連携、協力及び情報交換を図り、さらに災害発生時における効果的な活動を確保するため、連合組織の結成に努める。

(3) 自主防災組織の概要

① 組織

自治会、町内会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

② 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編成を定めることが望ましい。

なお、班編成は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

③ 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は概ね次の活動を行う。

平常時の活動	災害時の活動
① 情報の収集伝達体制の整備	① 初期消火の実施
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報収集
③ 火気使用設備器具の点検	③ 救出救護の実施及び協力
④ 防災資機材等の整備及び管理	④ 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達
⑤ 危険箇所の点検・把握	⑤ 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
⑥ 避難行動要支援者に係る情報収集・共有	⑥ 避難行動要支援者の避難支援
	⑦ 給食・給水及び救助物資等の配分
	⑧ 避難所運営協力

2 主な取組

- (1) 自主防災組織が結成されていない地域において、組織化を進める。
- (2) 既存の自主防災組織について、組織及び活動の活性化を図る。
- (3) 研修会等の開催により、自主防災組織のリーダーを養成する。
- (4) 自主防災組織相互の連携、協力体制を確立する。

3 それぞれの役割

(1) 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助、共助の意識を持ち、自分たちの判断で避難行動をとることができるように、自治会等における活動を通じて、主体的な組織づくりを進め、地域の避難態勢を構築し共助を強化するとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

(2) 市の役割

① 自主防災組織の組織化の促進及び防災資機材等の整備支援

ア 市は、地域住民に対し、出前講座や訓練等を通じて自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかける。

イ 市の助成事業等の活用を促しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を推進する。

② 訓練活動等の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮し、住民主体の避難につながる意識改革を促す防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

また、地域特性に応じた身近な災害リスクの危険性を周知する教材の作成や専門家の派遣、自主防災組織がハザードマップを活用し、住民自らが「マイ・タイムライン」などの避難計画を立て、自主防災組織単位の防災マップを作成する取組、地域の災害を伝承するような取組など、住民参加型の取組に対する支援を強化する。

③ 防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

(3) 県の役割

県は、市町村が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報誌等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。

自主防災組織の一覧は、資料 1-11 のとおり。

4 自主防災組織と消防団の連携等

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるよう

な環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

第3節 防災都市計画

担当部署	◎建設課	都市政策課	ガス水道局	消防本部
------	------	-------	-------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、市、県、国等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

- ① 災害に強いまちづくりの計画的な推進
- ② 計画的な土地利用の規制、誘導
- ③ 防災上危険な市街地の解消
- ④ 都市における緑化の推進と緑地の保全
- ⑤ 災害に強い宅地造成の推進
- ⑥ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備
- ⑦ 復興まちづくり事前準備の取組の推進

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせる地域社会を形成し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等のユニバーサルデザイン化を推進する。

(3) 積雪期の対応

公共施設の計画、整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 主な取組

- (1) 年度計画を立て、老朽化住宅の把握及び耐震化を促進する。
- (2) 年度計画を立て、防災上の拠点となる施設の耐震調査を行い、不適格施設については早期に耐震化を図る。
- (3) 年度計画を立て、危険宅地の把握と市民への周知を行う。
- (4) 過去の道路被災状況や渋滞状況等を確認し、災害時の迂回路等を検証し、代替路線を確保する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

災害に強いまちづくりを効果的に進めるには、市民が主体となって合意形成を行い、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが重要であるため、日ごろから地域の防災上の課題等の把握に努める。

また、市民一人ひとりがアイデアを出し合い、災害に強いまちづくりに努める。

② 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

③ 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備等必要な施設を整備する。

また、宅地開発等を行う企業は、地域及びその周辺における防災に関する情報の開示に努める。

さらに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないよう考慮するとともに、必要な安全対策を行う。

(2) 市の役割

① 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、市は、都市防災に配慮した都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

② 計画的な土地利用の規制・誘導

市は県とともに、道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強いまちづくりを推進する。

ア 地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）による火災に強い市街地の整備

用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の指導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ 地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な開発指導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

ウ 災害のおそれのある区域での開発抑制

無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域での開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

③ 防災上危険な市街地の解消

市は県とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

④ 災害に強い宅地造成の推進

市は、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成・公表を行うとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

⑤ 都市における緑化の推進と緑地の保全

公共施設の緑化を推進し、緑地による延焼防止機能を維持する。

⑥ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

幹線道路、都市公園、河川、港湾等、都市基盤の骨格を成す公共施設について計画的な整備を進め、耐震性を確保する。

ア 避難路ネットワークの形成

震災時における地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

イ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

地震に伴う火災による被害を最小限に防止するため、幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯の配置を推進する。

ウ 避難場所の整備

震災等から一時的に身を守るため、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した避難場所の整備に努めるとともに、災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害の拡大防止及び市民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備にあたっては、避難場所及び避難経路等のオープンスペースの確保に配慮した計画とする。

エ 防災公園の整備

市は、県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図るものとする。

オ ライフラインの耐震性の確保

災害時の電気、通信サービス、ガス、上水道、下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

⑦ 復興まちづくり事前準備の取組の推進

市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組を推進する。

(3) 県の役割

① 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、都市の防災性の向上についての基本的な考え方等を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、県は、都市防災に配慮した都市計画区域マスタープランの充実を図る。

② 防災上危険な市街地の解消

ア 土砂災害危険箇所等の整備の推進

県は市とともに、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策を推進する。

イ 木造密集市街地等における市街地整備

県は市とともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業等を推進する。

③ 都市における緑化の推進と緑地の保全

公園・緑地は災害時において、火災の延焼遮断帯、避難場所及び避難路としての機能を有することから、緑を適切に確保することは都市の安全性・防災性を高めることになる。よって、県は市とともに、都市緑化の推進と緑地の保全に努める。

④ 災害に強い宅地造成の推進

ア 宅地造成工事規制区域の指定

県は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は新市街地を宅地造成工事規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

イ 造成宅地防災区域の指定

県は、大規模盛土造成地マップや宅地ハザードマップ作成など市による宅地耐震化の取組を促進するとともに、地震時に滑動・崩落の危険性が高い大規模盛土造成宅地について造成宅地防災区域を指定し、災害の防止のため必要な擁壁や水抜き工の設置等の措置の勧告や命令を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

⑤ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

県は市とともに、幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤としての公共施設の計画的な整備と耐震性を確保する。

ア 緊急輸送ネットワークの形成

県は、国及び市の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。また、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点や輸送拠点、防災備蓄拠点等の耐震性を確保する。

イ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

県は市とともに、幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、地震に伴う火災による被害の最小限化を図る。

ウ ライフラインの耐震性の確保

県は市とともに、災害時の電気、通信サービス、ガス、上水道、下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

⑥ 復興まちづくり事前準備の取組の推進

県は、市が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、市が行う復興事前準備の取組を支援する。

(4) 防災関係機関の役割

① 北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、市及び県の協力を得て、総合的なまちづくり施策を展開する。

② 経済産業省

災害による電柱倒壊に伴う長期停電を防止し、電力を安定供給するため、一般送配電事業者における無電柱化の促進を図るものとする。

第4節 集落孤立対策

担当部署	企画定住課	能生事務所	青海事務所	◎消防本部
------	-------	-------	-------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

中山間地及び海岸部の一部の地域では、地震や津波に伴う土砂崩れや浸食等による交通遮断及び降積雪により孤立状態となることが予想されることから、救援が届くまでの間、自立的な日常生活が維持できるよう、必要な装備、物資の事前配置及び防災拠点の整備等の環境整備を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに安全な地域へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入れ先を確保する。

(3) 積雪期の対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

2 主な取組

(1) 孤立予想集落を把握する。

(2) 集落が孤立状態でも通信が確保できる体制を構築する。

(3) 孤立の長期化に備え、必要な物資等を整備する。

(4) 消防団及び自主防災組織等による連携、協力体制を構築する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

また、自主防災活動に積極的に参加する。

② 地域の役割

自治会及び自主防災組織は、地震発生時に、住民の安否確認、救出・救助活動、初期消火、炊き出し等の地域ぐるみの活動や、初期段階における市への被害状況報告及び関係機関への救援要請等が迅速かつ的確に行われるよう、住民参加による防災訓練等を実施する。

③ 企業、事業所等の役割

孤立予想集落に所在する企業・事業所は、災害時において、地域住民が実施する避難行動要支援者の支援活動等を応援するとともに、施設及び資機材提供等について可能な限り支援、協力することとし、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

(2) 市の役割

① 孤立予想集落の把握

市は、孤立が予想される集落の把握に努め、道路拡幅や代替路線の確保など事前の孤立回避策を実施する。

② 災害発生危険箇所の周知

孤立集落が発生する要因となり得る土砂災害、雪崩等の発生危険箇所及び避難方法等について、あらかじめ地域住民に周知する。

③ 衛星通信等の通信手段の確保

衛星携帯電話の整備、安心メールの活用等による通信の多重化に努める。

また、防災行政無線のデジタル化を計画的に整備し、同報系防災行政無線の双方向性通信を活用し、集落内に設置した屋外スピーカに付属する通話装置（アンサーバック）により、孤立集落と市庁舎との通話を確保する。

④ 集落防災拠点施設の確保

公民館など地域における防災活動の拠点となる施設を整備するとともに、国・県及び市の補助制度等による自主防災組織等の資機材整備を支援する。

⑤ 資機材の整備、物資の備蓄と事前配置

集落内の避難所等への資機材及び備蓄物資の事前配置に努める。

⑥ 自主防災組織の育成

地域の実情に応じ、自主防災組織の結成を支援するとともに、既存組織の活動を活性化させる。

⑦ 集落内のヘリポート適地の確保

ア 集落内のヘリポート適地を平常時から検討しておく。

イ 防災訓練等において、飛行ルート、ホバリングが可能かどうかなどについて確認し、ヘリポートとしての適性等を検討しておく。

ウ 冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪して利用するなどの運用も検討する。

(3) 県の役割

① 孤立可能性の把握と防止対策の実施

ア 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、市を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

イ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市と役割分担しながら、災害に強い道路整備を行う。

② 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援

県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。

③ 積雪期のヘリコプター運用

積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市と協議し、必要に応じて訓練を行う。

第5節 地盤災害予防計画

担当部署	農林水産課	◎建設課	消防本部
------	-------	------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため、予防計画は、地震が発生する前に行うもの及び地震の発生直後に危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するものからなる。

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には、事前に諸対策を実施する必要がある。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 県は、平時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する啓発を行う。

(3) 積雪期の対応

積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施する。

2 主な取組

- (1) 土砂災害ハザードマップ等を作成し、危険地域を把握するとともに市民へ周知する。
- (2) 土砂災害が発生したときに備え、情報の伝達体制を整備する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、消防機関、警察機関及び県へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる関係の形成に努める。

② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織による避難訓練等の活動に努める。

③ 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に相当でない区域は開発計画には含めないよう配慮する。

糸魚川市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利

用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。

(2) 市の役割

① 危険箇所の把握

市は、地震により地すべり、がけ崩れ等の地盤災害の発生が予想される危険箇所について、県及び関係機関の協力を得るほか、ドローンなどを配備・活用して、定期的に危険度を把握する。

② 市民への土砂災害警戒区域等の事前周知

市は、地震発生時に市民ができる限り速やかに危険箇所から避難できるよう、土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。

③ 応急対策用資機材の備蓄

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

④ 住宅の移転促進

人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又はがけ地に近接する住宅の移転促進に努める。

⑤ 情報伝達体制の整備

ア 市民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線（戸別受信機含む）等の整備に努める。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備するとともに、当該警戒区域ごとに避難先、要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地を把握し、所有者又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達方法を把握しておく。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、市民の円滑な警戒避難に必要な措置を講ずる。

イ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

⑦ 地すべり巡視員による巡視

市は、巡視計画を定めるとともに、地すべり巡視員と協力し効果的な巡視業務を実施する。

⑧ 二次災害の予防

ア 土砂災害危険箇所等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、関係機関、地元住民の協力を得て危険箇所及び対策施設の点検調査を速やかに実施する。異状が発見された場合、県へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ 避難指示等の実施

市は、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築し、又は避難指示等を実施する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害危険箇所の把握について、崩壊や亀裂等が植生等で覆われている場合や、地盤内部の亀裂発生や地盤の脆弱化が進行している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあることから、市は地震発生後の二次的な土砂災害の監視に努める。

(3) 県、国の役割

- ① 山地に起因する土砂災害防止対策の実施、治山施設の整備
- ② 砂防事業の実施
- ③ 地すべり対策事業の実施
- ④ 急傾斜地崩壊対策事業の実施
- ⑤ 土砂災害危険箇所等の調査及び住民への周知
- ⑥ 情報伝達体制の整備
- ⑦ 住宅の移転促進
- ⑧ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
 - ア 基礎調査の実施
 - イ 土砂災害警戒区域の指定
 - ウ 土砂災害特別警戒区域における対策
- ⑨ 地すべり防止区域の巡視業務委託
- ⑩ 専門技術ボランティア等の活用
 - ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用
 - イ 砂防・治山ボランティアとの協働
- ⑪ 土砂災害緊急調査実施体制の整備
- ⑫ 二次災害の予防
 - ア 迅速な応急対策への備え
 - イ 土砂災害危険箇所等の調査点検
 - ウ 土砂災害危険箇所等の応急対策
 - エ 二次的な土砂災害への対策
- ⑬ 市の防災体制確保に向けた支援
 - ア 避難情報発令基準の策定支援
 - イ 市の求めに応じた避難情報発令判断に係る市への助言

第6節 建築物等災害予防

担当部署	◎建設課	都市政策課	消防本部	施設所管部署
------	------	-------	------	--------

1 計画の方針

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震発生後の建築物の損壊等による非構造被害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

① 指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

ア 防災上重要な公共建築物等を次のとおり位置づける。

- (ア) 災害対策本部が設置される施設（市庁舎、各事務所庁舎等）
- (イ) 医療救護活動の施設（病院等）
- (ウ) 応急対策活動の施設（警察署、消防署、県等の地域機関庁舎等）
- (エ) 避難収容の施設（学校、体育館、文化施設等）
- (オ) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい者支援施設等）
- (カ) ライフライン等生活基盤となる施設

イ 防災上重要な公共建築物等における防災対策を次のとおり実施する。

(ア) 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

建築物の所有者等は、建築基準法による新耐震設計基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修等を推進する。

また、新耐震設計基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講ずるものとする。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- a 飲料水の基本水量の確保
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 配管設備類の耐震性強化
- d 防災設備の充実

(ウ) 耐震性の高い施設整備

市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に耐震性等に配慮した施設づくりを行う。

(エ) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検等の維持管理を行う。

- a 法令に基づく点検等の台帳
- b 建設時の図面及び防災関連図面
- c 施設の維持管理の手引

② 不特定多数の人が出入りし、震災時に多大な被害の発生するおそれのある施設の防災対策を次のとおり実施する。

- ア 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集
伝達体制整備
 - イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
 - ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントに
よる避難等の協力の徹底
 - エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
 - オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
 - カ 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底
- ③ 一般建築物の災害予防を次のとおり推進する。

ア 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法等の技術基準により安全確保が図られ、さらに、過去の地震や大火等の経験を踏まえ防災規程が改正されるなど、より一層の強化がなされている。

今後、現行建築基準法の耐震基準に適合しない建築物の安全性向上、また、ガラスや天井など非構造部材の破損による内部被害の防止、さらに、密集市街地等に所在する建築物の不燃化の推進など、震災時の被害軽減や火災発生を防止するための対策が必要である。

イ 計画

地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講ずる。

- (ア) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行う。
- (イ) 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修等の必要な指導・助言を行う。
- (ロ) 新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断及び改修について啓発・指導を行う。
- (ハ) 地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突等の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導を行う。
また、高層ビルにおける長周期地震動対策や住宅、宅地の液状化対策について啓発等を図る。
- (ニ) 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市内全域を対象に住宅等のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導を行う。
- (ホ) がけ地等における安全立地について、建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して、建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。
- (ヘ) 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。
- (ト) 市は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ① 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。
- ② 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。

(3) 積雪期の対応

- ① 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
- ② 住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止、軽減するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 主な取組

- (1) 既存不適格建築物の把握に努めるとともに、建築物の耐震化の推進を図る。
- (2) 歴史的建築物保存との共存に努める。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に、耐震化及び非構造部材による被害防止を行うなど安全性の向上を図る。

② 地域の役割

自治会等において、地域内で著しく老朽化した建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言するとともに、地域住民に周知する。

③ 企業、事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講ずるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は、計画の方針に従い、必要な措置を講ずるとともに、適正な維持・保全・避難誘導體制の整備を図る。

ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(2) 市の役割

① 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策

ア 市が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

② 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

③ 建築物の耐震化の推進

建築関係団体等の協力を得て、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに、普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

④ 老朽化した建築物の長寿命化計画

市が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

⑤ 地域性に配慮した建築物の震災対策に関する指導等の方針

歴史的建築物保存と建築物に関する震災対策が共存するよう、ハード面の改修だけではなく、所有者や所在する地域が協力して防火、防災訓練を行うなどソフト面からの対応も考慮する。

(3) 県の役割

① 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進

対策

ア 県が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 市、事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

② 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

③ 建築物の耐震化の推進

市民等の窓口となる市及び耐震改修を実施する設計者、施工者等の建築関係団体から協力を得ながら、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

また、建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した、新潟県耐震改修促進計画に基づいて、県有建築物における耐震化の進捗状況を確認するとともに公表方法について検討する。

④ 老朽化した建築物の長寿命化計画

県が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第7節 道路・橋りょう・トンネル等の地震対策

担当部署 農林水産課 ◎建設課

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料等の緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路等、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、耐震性の確保等の道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと、道路機能の確保にあたる体制を整備する。

(2) 新潟県緊急輸送道路の指定

新潟県地域防災計画では、高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、一次から三次の緊急輸送道路として指定する。

① 一次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する一般国道
県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等

② 二次緊急輸送道路

一次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路

市庁舎等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等

③ 三次緊急輸送道路

一次、二次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

■ 糸魚川市内における新潟県緊急輸送道路の指定状況

区分	道路種別	路線名	区間
一 次	高速自動車国道	北陸自動車道	徳合～富山県境
	国道（指定）	国道8号	徳合～富山県境
	国道（指定）	国道8号（糸魚川東バイパス）	梶屋敷～押上 （計画は、間脇～押上）
	国道（指定外）	国道148号	長野県境～国道8号
二 次	主要地方道	能生インター線	能生IC～国道8号
	一般県道	上町屋釜沢糸魚川線	羽生～国道8号
三 次	指定なし		

2 主な取組

- (1) 道路管理者等は、最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋りょうをはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。
- (2) 緊急輸送道路は、特に重点的に取り組む。橋りょうやトンネル等の重要構造物の補強・修繕のほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。
- (3) 緊急輸送道路及びその代替路線となる国道や県道は災害発生時の広域支援ルート的重要となり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル、洞門等の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。
- (4) 災害時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平常時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

3 それぞれの役割

道路管理者である市、東日本高速道路株式会社、国土交通省及び県は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、各道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

① 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査等に基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止等、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

② 重要構造物

ア 橋りょう

(ア) 耐震補強

平成8年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋りょうは、点検等を行い、必要な補強を施すとともに、老朽化等による損傷を補修し、重要度に応じ耐震性の確保に努める。

(イ) 新設橋りょう

国土交通省都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日）により設計する。

イ トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

橋りょうに準じた耐震性能を備えた施設を整備し、被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止する。

また、安全点検を確実にを行い、既存施設の必要な補強や修繕を施す。

③ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講ずる。

ア 信号機、道路案内標識等の整備

災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

イ 街路樹等

災害時において倒木による被害が生じないように維持管理に努めるとともに、街路樹の選定にあたっては、耐風性等を考慮する。

ウ 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

災害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は、道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。

エ トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

① 情報連絡体制の整備

各道路管理者等は、災害情報や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、監視カメラ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

② 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び本市と災害時の応援業務に関する協定を結んでいる建設業協会等の関係機関は、災害発生時における迅速で的確な協力を実施するため、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者等相互の連携の下、道路啓開等の計画を立案する。

③ 道路通行規制

各道路管理者等は、災害発生時における構造物や法面の安全点検等を実施するため、道路通行規制に関する震度の基準等について、路線又は区間毎に関係機関とあらかじめ調整するなど、通行規制の円滑な実施体制を整える。

④ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平常時から防災知識の啓発活動を推進する。

第8節 港湾・漁港施設の地震対策

担当部署	商工観光課 ◎農林水産課
------	--------------

1 計画の方針

港湾・漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時において重要な役割を担うことから、地震発生に備えた防災体制を確立し、被害の軽減及び災害発生時における応急復旧等の迅速な対応を図る。

また、港湾管理者及び漁港管理者は、老朽化した港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 主な取組

- (1) 地震発生に備え防災体制を確立する。
- (2) 海岸保全施設等の耐震化を促進する。

3 それぞれの役割

- (1) 企業、事業所等の役割
 - ① 港湾・漁港内にある企業、事業所等は、地震発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び企業相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。
 - ② 港湾内にある化学薬品、石油等の危険物を保管・輸送する企業、事業所等は、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき各管理施設（岸壁建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。
- (2) 市の役割
 - ① 漁港施設の耐震強化
支援物資等の緊急輸送ネットワークの拠点として「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等により漁港の耐震強化を図る。
 - ② 防災体制の確立
「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等を参考に、津波発生時に想定される避難等の計画を策定する。
 - ③ 適切な維持管理
市が管理する漁港施設について、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。
- (3) 県の役割
 - ① 防災体制の確立
 - ア 県は、地震災害に対処するための防災体制を確立する。
 - イ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平常時より国土交通省北陸地方整備局関係機関や（一社）新潟県建設業協会、（一社）建設コンサルタント協会北陸支部等と協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。
 - ② 耐震強化岸壁の整備
平常時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾・漁港施設が緊急輸送ネットワークの結節点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を港湾計画や圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付け、施設整備に努める。

糸魚川市内における港湾の耐震岸壁整備 (令和5年3月現在)

区分	港名	地区名	耐震バース整備状況				備考
			施設名	水深	延長	摘要	
地方港湾	姫川港	西埠頭	西埠頭1号岸壁	-10.0m	170m	整備済	緊急輸送対応(貨物)

糸魚川市内における漁港の耐震岸壁整備 (令和5年3月現在)

区分	漁港名	耐震岸壁整備状況			
		施設名	水深	延長	摘要
第3種	能生漁港	岸壁	-6.0m	130m	整備済

③ 避難緑地等の整備

港湾・漁港施設は、緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、オープンスペース又は耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資の輸送基地及び地域住民の避難場所として緊急時の多目的利用が可能な防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

糸魚川市内における漁港の避難緑地・避難広場 (令和5年3月現在)

区分	漁港名	計画広場面積	摘要
第2種	筒石漁港	8,640 m ²	整備済

④ 適切な維持管理

港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画を作成し、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

(4) 防災関係機関の役割

① 各協会

災害発生時における円滑な応急対策活動を図るため、各協会は、平常時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第9節 鉄道事業者の地震対策

担当部署	都市政策課
------	-------

1 計画の方針

西日本旅客鉄道(株)、えちごトキめき鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)（以下、「鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 主な取組

- (1) 関係機関等との連絡体制を整備する。
- (2) 応急復旧に伴う緊急体制や情報連絡体制を整備する。

3 それぞれの役割

- (1) 鉄道事業者の役割
 - ① 施設面の災害予防
 - ア 施設の保守管理
 - イ 近接施設からの被害予防
 - ② 体制面の整備
 - ア 災害対策本部等の設置
 - イ 情報伝達方法の確立
 - (ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うための通信設備を整備する。
 - (イ) 地震計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。
 - ウ 運転基準及び運転規制区間の設定
地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。
 - エ 防災教育及び防災訓練の実施
関係者に対し防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。
 - ③ 災害対策用資材等の確保
早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。
 - ア 建設機材の現況把握及び運用
 - イ 技術者の現況把握及び活用
 - ウ 災害時における資材の供給等
 - ④ 防災広報活動
鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。
- (2) 市及び県の役割
市及び県は、あらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

第10節 治山・砂防・河川・海岸施設の地震対策

担当部署	農林水産課 ◎建設課
------	------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のため維持・修繕を推進する。

また、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。

(2) 積雪期の対応

積雪期における施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等は、雪が障害となり多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所をあらかじめ調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議する。

また、積雪状況によっては、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等によってはヘリコプターを活用するなど、被災状況の迅速な調査体制について、県と事前に協議する。

2 主な取組

- (1) 市及び県は、治山施設、砂防施設、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、市民の安全確保を図る。
- (2) 市は、土砂災害、洪水及び津波に対するハザードマップの作成、配布等により、それぞれの危険箇所を市民へ周知する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・地域の役割

① 市民の役割

市民は、平常時から堤防や護岸等の河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂等の前兆現象がないか注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、県及び関係機関へ連絡する。

また、地震発生時に的確に避難できるよう、洪水ハザードマップ等により避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所について、平常時より確認しておく。

② 地域の役割

市民は、地域における自助、共助の自主的な防災活動が、災害予防や実際の災害対応に不可欠であることを理解し、地域内住民の良好な関係が形成、持続されるよう努める。

また、地域ぐるみの災害対応及び避難が適切に行えるよう、自治会及び自主防災組織による地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

(2) 市の役割

① 治山・砂防施設

ア 耐震設計の適用

国が示す各設計指針（耐震基準）を適用する治山・砂防施設（土木構造物、防災関係施設等）は、十分な耐震構造で設計、施工する。

イ 耐震性の強化

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、地震に対する安全性を確保するため、各設計指針（耐震基準）により、緊急性の高い箇所から計画的な耐震性の強化に努める。

ウ 施設の維持・修繕

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、耐震機能が低下している施設について、維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。

② 河川・海岸施設

ア 耐震設計の適用

国が示す各設計指針（耐震基準）を適用する河川・海岸施設は、十分な耐震構造で設計、施工する。

イ 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、橋梁、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

ウ 排水機場、頭首工等における管理体制整備（準用河川、普通河川）

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

エ 防災体制等の整備（準用河川、普通河川）

出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

また、地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

(3) 県の役割

① 治山・砂防施設

ア 施設点検、耐震性の強化

イ 災害危険箇所の調査、整備及び維持管理

② 河川管理施設等

ア 施設点検、耐震性の強化

イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備

ウ 防災体制等の整備

エ 老朽化した施設等について、長寿命化計画の作成・実施

③ ダム施設

ア 施設点検、耐震性の強化

イ ダム管理体制の整備

④ 海岸保全区域

ア 施設点検、耐震性の確保

イ 災害危険箇所の調査、整備及び維持管理

(4) 防災関係機関の役割

① 北陸地方整備局

ア 大規模自然災害発生時の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣

イ 災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇及び衛星通信システム等の活用による被災県、市への災害情報の提供

ウ 市及び県の要請に応じた応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供等による支援

エ 市及び県の要請に応じた応急復旧工法や二次災害防止対策等への助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣

② 各協会

平時からの応急復旧用資機材の備蓄

第11節 農地・農業用施設等の地震対策

担当部署	農林水産課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

① 各施設の共通的な災害予防対策

ア 頭首工、樋門、樋管等の農業用施設については、震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

イ 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

ウ 震災時における円滑な応急措置を実施するため、平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、緊急点検を迅速かつ的確に行うためのルート、手順等を定めたマニュアル等を整備する。

エ 基幹農道、頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農業用施設の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

② 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋りょうについては、落橋防止装置を設ける。

③ 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工・樋門・樋管・排水機場等のうち、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

④ ため池施設の災害予防対策

ため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。

また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、市民等の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

2 主な取組

(1) 災害対策用備蓄資機材の充実に努める。

(2) 点検ルートの合理化及び災害実績に応じた点検ルートの再構成を行う。

(3) 災害対応マニュアルの充実に努める。

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から寄せられた被害情報を、速やかに関係機関に報

告できるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合へ情報が確実に伝わるよう、緊急連絡体制を整備する。

② 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

③ 施設の点検

災害時の点検マニュアル等を作成するとともに、震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

④ 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

⑤ 応急対策等の実施

被災者の生活確保を最優先に、あわせて農地・農業用施設の機能確保のため、関係機関の協力を得ながら被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(2) 県の役割

① 市との連絡体制の整備

市から寄せられた被害情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市への情報が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

② 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

③ 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。

また、市等が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、住民の避難が必要な場合は、関係機関との連携のもと、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

④ 被害状況の把握

市、土地改良区等及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、それらを取りまとめて関係機関に連絡する。

⑤ 応急対策等の実施

被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、関係機関の協力を得ながら被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(3) 土地改良区・施設管理者等の役割

① 市との連絡体制の整備

関係農家等から入手した被害発生を速やかに市に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等へ情報が確実に伝わるよう、緊急連絡体制を整備する。

② 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

- ③ 施設の点検
震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、管理施設の緊急点検を行う。
 - ④ 被害状況の把握
市等と協力しながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。
 - ⑤ 応急対策等の実施
被災者の生活確保を最優先に、関係機関と協力しながら農地・農業用施設の機能を確保するとともに、被害状況に応じた体制を整備し必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的な復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。
- (4) 防災関係機関の役割
防災関係機関及び団体等は、平常時より相互の連絡体制を整備する。

第12節 防災通信施設の整備と地震対策

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

- (1) 市、県及び防災関係機関は、災害発生時の通信手段を確保するため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講ずる。

2 主な取組

情報伝達、情報収集システムを多重化し、施設設備が被災した場合の代替性を確保する。

3 それぞれの役割

- (1) 市の役割
 - ① 市防災行政無線（同報系無線）施設の整備
災害時における被害の軽減を図るため、市民等に対する迅速かつ的確な情報の伝達及び避難所等からの情報収集等を行うため、同報系無線の整備に努める。
 - ② 消防デジタル無線の整備
防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。
 - ③ 衛星携帯電話の配備
災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、衛星携帯電話を配備する。
 - ④ 新潟県総合防災情報システムの整備
災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。
 - ⑤ 緊急地震速報受信設備の整備
市民等への迅速な緊急地震速報の伝達のため、受信設備である J-ALERT（全国瞬時警報システム）による情報を市防災行政無線により伝達する。
 - ⑥ 市・県防災行政無線施設の運用
 - ア 勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。
 - イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟に努める。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
 - ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。
 - ⑦ 停電対策
商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。
 - ⑧ 耐震対策
通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。
 - ⑨ 通信機器の配備及び調達体制の整備
通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。
 - ⑩ 災害時の情報収集伝達に利用する通信設備

市では、国の緊急防災・減災事業等を利用し、情報収集・伝達・指示系統の伝達ルート（方法）の多重化を図り、同報系無線・テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ・インターネット・広報車・消防車・FAX等を情報収集伝達手段として活用する体制を整備し、確実な情報収集伝達に努める。

- ⑪ 常用の通信手段が利用できない場合の対応
 - ア 常用の通信手段が利用できない場合は、伝令など人的手段によるほか、アマチュア無線の「非常通話」を活用するなど、非常用通信手段の確保に努める。また、この場合において情報の取扱いについて十分配慮する。
- ⑫ 通信の確保
 - ア 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。
 - イ 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。
- (2) 県の役割
 - ア 県は、次の施設整備及び対策を推進する。
 - ① 新潟県震度情報ネットワークの整備
 - ② 新潟県総合防災情報システムの整備
 - ③ 新潟県防災行政無線施設の整備
 - ア 地上系、衛星系無線施設
 - イ 移動系無線施設
 - ④ 防災相互通信用無線機の整備
 - ⑤ 緊急地震速報受信設備の整備
 - ⑥ 停電対策
 - ⑦ 耐震対策
 - ⑧ 新潟県防災行政無線施設の運用
 - ⑨ 通信機器の配備及び調達体制の整備
- (3) 防災関係機関の役割
 - ア 防災関係機関は、次の対策を行う。
 - ① 国土交通省高田河川国道事務所
 - ア 水防・道路用通信施設の整備
 - イ 停電対策
 - ウ 耐震対策
 - エ 点検整備電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るため、国土交通省電気通信施設保守要領に基づく点検整備
 - ② 上越海上保安署
 - ア 通信設備の維持管理
 - イ 通信系の確保
 - ウ 通信訓練への参加
 - ③ 県警察
 - ア 警察無線通信施設の整備
 - イ 停電対策
 - ウ 耐震対策
 - エ 通信の確保

第13節 放送事業者の地震対策

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

放送は、地震発生時において、緊急地震速報・地震情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送機能を確保するため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進並びに防災体制の確立を図る。

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2 主な取組

市は、災害時において各放送事業者との間における連絡要請などが円滑に行われ、また報道機関への情報提供ができるよう体制を整備するとともに、取材と災害対応が錯綜しないよう広報体制を構築する。

3 各放送機関の地震対策

(1) 日本放送協会新潟放送局（NHK）

公共放送の使命を達成するため、非常災害対策についてハード・ソフト両面にわたる点検整備に努め、放送・通信機器の更新・整備、建物・設備の耐震対策災害即応体制の見直し等を実施する。大規模な災害が発生した場合は「災害対策本部」を設置して、放送の確保を図ることとし、平常においては職員の防災教育及び防災訓練を実施する。

(2) 民放テレビ上越4支社（BSN、NST、TeNY、UX）

- ① 対策計画の整備
- ② 体制面の整備
- ③ 放送体制の確保
- ④ 防災教育及び防災訓練の実施

4 災害時の放送と市との連携

災害時の放送内容は、緊急を要する事項や、継続的な生活情報などと多岐に渡る。

市は、各放送事業者と連携し、速やかな放送が可能となる体制を構築する。また、災害発生時の現場取材において混乱が発生しないよう、協力体制をとる。

第14節 電気通信事業者の地震対策

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網が確保できるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

2 主な取組

市は、災害時に電気通信事業者（固定電話会社、携帯電話会社等）と円滑な連絡が取れる体制を構築する。

3 電気通信事業者の役割

(1) 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺しないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

- ① 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策
- ② バックアップ対策
- ③ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

(2) 体制面の整備

平常時における防災準備体制の整備を図り、地震災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するために必要な体制を整える。また地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

- ① 災害対策本部等の設置
- ② 復旧要員の確保及び応援協力体制
- ③ 防災教育及び防災訓練の実施

(3) 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

- ① 復旧資材等の調達
- ② 復旧資材等の運搬方法
- ③ 災害対策用資材置場等の確保

(4) 防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートを整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

① 防災広報活動

- ア 広報車での呼びかけ
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じた広報

- ウ インターネットを通じての周知
- ② 広報項目
 - ア 被害状況
 - イ 復旧見込み
 - ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知
 - エ 災害用伝言サービス提供に関する事項
 - オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知
- (5) 広域応援体制の整備
 - 大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう、平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

4 市との連携

市と電気通信事業者は平常時から緊密に連絡を取りあい、災害時に情報共有が可能な体制を構築する。

第15節 電力供給事業者の地震対策

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

電力供給事業者は、災害時における電力供給ラインを確保し、市民の日常生活及び社会経済活動の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 主な取組

市は、災害時に電力供給事業者と円滑な連絡が取れる体制を構築する。

3 電力供給事業者の役割

(1) 設備面の災害予防

① 電力設備の安全化対策

電力設備は、地震の被災事例等の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。
なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

② 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力・火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も2重化を行う。

さらに、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全を図る。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

(2) 体制面の整備

体制面の整備として次の項目に対し重点を置く。

- ① 電力の安定供給
- ② 防災訓練の実施
- ③ 電気事故の防止

(3) 災害対策用資機材等の確保

① 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

② 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

(4) 防災広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

(5) 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

4 市との連携

市と電力供給事業者は平常時から緊密に連絡を取りあい、災害時に情報共有が可能な体制を構築する。

第16節 ガス事業者等の地震対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ① ガス事業者（都市ガス事業者及びL Pガス充てん事業者及びL Pガス販売事業者）は、災害時における被害の防止又は軽減を図り、市民の安全を確保するため、次の対策を行う。
 - ア ガス供給設備及びL Pガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の耐震性の向上を図る。
 - イ ガス使用者に対して地震発生時の安全措置を広報等により周知する。
 - ウ 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。
- ② ガス事業者は、指定避難所等への災害時における緊急供給体制を整備する。
- ③ 市民は、地震発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。
- ④ 市は、次の対策を行う。
 - ア 指定避難所等での代替燃料等を確保する体制を整備する。
 - イ 地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。
- ⑤ 県は、地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置について普及・啓発を図る。

(3) 積雪期の対応

市民は、ガスメーター・配管及びL Pガス容器周辺の除雪に努める。
また、ガス事業者は、ガスメーター及びL Pガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 主な取組

- (1) 避難所等でガスが使用できなくなった場合の調達体制を整備する。
- (2) 災害時に作動するマイコンメーター及び遮断装置等の安全機能について、普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練等の機会をとらえ、地域住民とともに指定避難所におけるガス器具等の使用にかかる訓練を行う。

3 それぞれの役割

(1) ガス事業者の役割

- ① 地震による被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講ずる。
 - ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置
 - ア ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。
 - イ 消費者に対して消費先ガス設備の耐震性強化について周知等により助言を行う。
 - イ 二次災害防止のための措置
 - ア 消費者に対して地震発生時に取るべき安全措置をあらかじめ周知する。
 - イ 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。

- (ウ) LPガス事業者は、地震による土砂崩れ等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
- (エ) 地震時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。
- ② 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を県及び市へ連絡する体制を整備する。
- ③ 速やかにガス供給設備を復旧するため、応援協力体制を整備する。
- ④ 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、市民・企業等に対してガスメーター及びLPガス容器周辺の除雪について協力を求める。
- ⑤ 指定避難所、公共施設等へのガス緊急供給のための相互の応援協力体制を整備する。
- (2) 市民・企業等の役割
- ① LPガスを使用する一般家庭等は、日ごろからガスボンベの転倒防止の措置を講ずる。
- ② 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。
- ③ 地震発生時にとるべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者からの周知等を通じて予め理解しておく。
- ④ ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- ⑤ 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。
- (3) 市の役割
- ① 指定避難所等での代替燃料等について、調達できる体制を整備する。
- ② 一般家庭・事業所に対して、地震発生時にとるべき安全措置の重要性や、マイコンメーター・感震装置など災害時に作動する安全機器等について普及・啓発を図る。
また、高齢者等の要配慮者等と接する機会が多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置について普及・啓発を図る。
- ③ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、ガス使用者に対して普及・啓発を図る。
- (4) 県の役割
- LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。
- ① LPガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上
- ② 被害の生じたLPガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備
- ③ 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- ④ 一般家庭・事業所における地震発生時にとるべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器についての普及・啓発
- (5) 関係機関の役割
- ① (一社)日本ガス協会(県ガス協会を含む)
- ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
- イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
- ウ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、ガス使用者に対して普及・啓発を図る。
- ② (一社)新潟県LPガス協会上越支部
- ア 研修会・講習会を開催することにより、LPガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
- イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
- ウ ガス器具等を備蓄することにより、都市ガス供給区域において供給が停止した場

- 合に備え、指定避難所、公共施設等への緊急供給体制を整備する。
- エ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、ガス使用者に対して普及・啓発を図る。

第17節 上水道の地震対策

担当部署	ガス水道局
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模地震による断・減水など給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、被害や影響を最小限に抑え、また、緊急時における飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

(2) 積雪期の対応

市は、積雪期における復旧作業が困難であることに留意し、施設が復旧するまでの間における避難住民等に対する給水対策を確立する。

2 主な取組

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、施設の耐震化率等の現状を把握し、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その水量確保に努める。

応急復旧の目標	具体例
①応急復旧期間	被災後、概ね1か月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ/日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（20～30ℓ/日） ・2週間後は生活水量の確保（30～40ℓ/日） ・1か月後は各戸1給水栓の設置

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

概ね3日間に必要な飲料水（1人当たり1日3ℓ、3日間で9ℓ程度）は、自ら備蓄することに努める。

(2) 上水道事業者（市、水道組合）の役割

耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画の作成等によりその適切な維持管理に努める。

また、市が行う緊急時における飲料水等の確保対策に応じて、緊急時における飲料水等の確保に努める。

① 施設の耐震化

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性を強化し、管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、上流域等周辺の状態を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備

水源を確保する。

ウ 浄水、送水及び配水施設

(ア) ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化を図るとともに、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(イ) 送・配水幹線については、耐震性継手、伸縮可とう管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。

配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて3日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

オ 耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

② 中山間地の対策

ア 水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては基礎地盤や周辺地盤の崩壊に伴う施設の滑落及び流出が予測されることから、水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。

イ 市は、道路の被災等により孤立集落の発生が懸念される地域に対する応急対策を確立する。また、集中型の水道システムでは、長期間にわたり復旧不能な事態に陥ることに備えて、予備水源の確保に努める。

③ 体制面の耐震化対策

ア 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

イ 地震による水道施設の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

d 飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(ウ) 応急復旧計画

a 応急復旧期間を設定する。

b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルート等、復旧作業の優先順位を明確にする。

c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

d 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

a 給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。

b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、簡易浄水器、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

- エ 災害時における協力・応援体制の確立
 - 市は、自力による応急活動が困難な場合を想定し、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力・応援体制を確立しておく。
- オ 生活用水の確保
 - 生活用水の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。
- カ 連絡体制の確立
 - 関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災時に通信不能とならないように、通信手段の多重化を図る。
- キ 防災広報活動
 - 災害時の活動を円滑にするため、市民、自治会等に対し、平常時から防災体制、飲料水等の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。
- ④ 施設の長寿命化
 - 水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (3) 県の役割
 - ① 飲料水等の確保対策への支援
 - 市による緊急時における飲料水等の確保対策が促進されるよう支援体制の充実及び強化を図る。
 - ② 水道事業者からの情報収集や助言等
 - 水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者に対し助言等を行う。
 - ③ 災害対策用資機材の備蓄状況の把握
 - 水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。
 - ④ 関係機関との防災体制の構築
 - 市からの応援要請に対応するため、平常時から日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。
 - ⑤ 連絡体制の確立
 - 関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。
 - また、震災時に通信不能とならないように通信手段の多重化を図る。
- (4) 防災関係機関の役割
 - ① (公社)日本水道協会新潟県支部
 - 災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制の整備、強化に努める。
 - ② 新潟県水道協会
 - 簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制の整備に努める。

第18節 下水道等の地震対策

担当部署	ガス水道局
-------------	--------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による被害を最小限にとどめるため、平常時から下水道等施設の耐震性強化を推進するとともに、資機材の整備や関係機関との協力体制等の構築に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

① 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

② 市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被災を受けないように配慮するよう努める。

(3) 積雪期の対応

市及び県は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 主な取組

下水道等施設の復旧はおおむね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	・処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・市民への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～ 1週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1か月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
〃 1か月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

ア 各家庭において、災害時緊急的に使用する携帯トイレ・簡易トイレ（3日間、推奨1週間）の備蓄に努める。

イ 災害時は、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするよう努めるなど、施設の早期復旧に協力する。

ウ 市民は、地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布を共同で行うなど、相互に助けあい共同で災害対応ができるよう、良好な関係の形成に努める。

② 企業、事業所、学校等の役割

ア 企業、事業所、学校等において、災害時緊急的に使用する携帯トイレ・簡易トイレ（3日間、推奨1週間）の備蓄に努める。

イ 災害時は、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするよう努めるなど、施設の早期復旧に協力する。

(2) 市の役割

① 緊急体制の整備

- ア 市の組織内における緊急体制の整備
- イ 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資材、応急復旧に必要な仮設資材等の備蓄及び確保体制の整備
- ウ 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- オ 他市町村等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- カ 応急対策マニュアル等の作成
- ② 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発
 - ア 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道の使用について、普及啓発に努める。
 - イ マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発に努める。
- ③ 下水道等施設の管理
 - ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。
 - イ 県と協力し、早期に機能回復できるよう努める。
 - ウ 下水道等施設の被災に関する情報の関係機関、市民等への周知に努める。
 - エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるよう努める。
 - オ 老朽化した下水道等施設について、ストックマネジメント計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (3) 県の役割
 - ① 緊急体制の整備
 - ア 地震災害の際の自ら管理する処理場、ポンプ場等の運転管理マニュアルの作成
 - イ 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備
 - ウ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - ② 市に対する支援体制の整備
 - ア 大災害を想定した市への支援体制を整備するよう努める。
 - イ 災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制の整備に努める。
 - ③ 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発
 - 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発に努める。
- (4) 関係機関の役割
 - ① 地方共同法人日本下水道事業団
 - ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するよう努める。
 - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するよう努める。
 - ② (一社) 地域環境資源センター
 - ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するよう努める。
 - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制の整備に努める。
 - ③ (公社) 日本下水道管路管理業協会
 - ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するよう努める。
 - ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するよう努める。

- ④ (一社)新潟県下水道管路維持改築協会
 - ア 市・県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。
- ⑤ (公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部
 - ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するように努める。

第19節 危険物等施設の地震対策

担当部署	環境生活課 ◎消防本部
------	-------------

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質（石綿含む。）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、地震等による災害の未然防止を図るため、市、事業者、第九管区海上保安本部及び県は、必要な対策を講ずる。

(1) 基本方針

- ① 事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震等による災害発生の未然防止を図る。
- ② 市及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図るとともに、施設の耐震性の強化を指導する。

(2) 積雪期の対応

事業者は、地震動に起因する落雪、雪崩による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、降雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 主な取組

- (1) 危険物施設の設置状況を把握する。
- (2) 危険物施設の安全対策を指導・確立する。
- (3) 学校や研究施設等における危険物等の安全対策を確立する。

3 それぞれの役割

(1) 危険物取扱・貯蔵事業者等の役割

① 共通事項

- ア 事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震等による災害発生の未然防止を図る。
- イ 災害発生時における消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。
- ウ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。
- エ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。
- オ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

② 危険物施設

- ア 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期の耐震改修に努める。
- イ 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
- ウ 自衛消防組織等の活動要領を定めるなど自主的な災害防止体制を確立するとと

もに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定めるなど体制整備に努める。

③ 火薬類製造施設等

ア 火薬類取締法の基準を遵守することにより災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。

イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

④ 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強等を行う。

イ 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

⑤ 毒物劇物保管貯蔵施設

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

⑥ 有害物質取扱施設等

ア 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ 災害発生時に、石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

⑦ 放射性物質使用施設等

ア 保安体制を強化し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に定める適正な障害防止のための予防措置を徹底するなど災害の未然防止を図る。

イ 放射性同位元素汚染の拡大を防止するため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講ずるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講ずる。

ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

エ 放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

⑧ 危険物等積載船舶等

ア 危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における保安体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

イ 海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育 訓練を徹底する。

(2) 市の役割

① 危険物施設の設置状況の把握

市内にある危険物施設の設置状況を把握する。

② 有害物質取扱施設等安全対策

ア 有害物質取扱施設等に対し、水質汚濁防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の流出及び地下への浸透の

防止等を指導する。

イ 届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

③ 消防法に基づく指導等

ア 所管する危険物施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、重点的な立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

ウ 県、関係機関及び関係事業所と連携し、学校施設管理者及び危険物施設管理者、実験施設管理者に対し、法令・安全規則の遵守等適正な施設の管理について、適切な指導・助言を行うよう努める。また、取扱者の保安教育及び訓練等を通じ、自衛消防組織の育成を図り、危険物、高圧ガス、毒物劇物等の爆発・漏洩や放射性物質による被爆の防止を図るよう指導する。

(3) 県の役割

① 危険物施設安全対策

ア 市、消防機関に対し、危険物施設の耐震性の強化を図るよう事業者へ指導するとともに、効果的で重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全性確保を図るよう要請する。

イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

② 火薬類製造施設等安全対策

ア 火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

イ 市と情報の共有を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。

ウ (一社)新潟県火薬類保安協会の協力を得て火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

③ 高圧ガス製造施設等安全対策

ア 高圧ガス製造施設等に対し、高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するよう指導するとともに、高圧ガス保安法の耐震設計基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行うよう指導する。

イ 高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

ウ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

エ (一社)新潟県高圧ガス保安協会、(一社)新潟県LPガス協会及び新潟県冷凍空調設備保安協会(以下「高圧ガス関係協会」という。)の協力の下に、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。

オ 高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援及び協力できる体制を整備するよう指導する。

④ 毒物劇物保管貯蔵施設安全対策

ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策又は改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒物劇物を大量に取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努

め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催等、指導の強化を図る。

⑤ 有害物質取扱施設等安全対策

ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ 届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

(4) 上越海上保安署の役割

危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの危険物等の海上流出災害を予防するため、平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し災害意識の普及及び啓発を行う。

第20節 津波災害予防計画

津波災害予防の具体的な計画は、「津波災害対策編」に定める。

第21節 地震火災予防計画

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及び県は、市民の地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図るとともに、自主防災組織の育成強化を図る。また、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導體制の整備に努める。

市民（各家庭）、地域、企業、学校、事業所等は、耐震自動消火装置付火気器具を使用する等、地震発生時及び商用電源復旧時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

① 市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

② 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の設置普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 主な取組

- (1) 消防団の充実強化
- (2) 消防水利の確保
- (3) 防火意識の普及啓発
- (4) 自主防災組織の育成強化

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

- ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用に努める。
- イ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。
- ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置及び使用方法の習熟に努める。
- エ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- オ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- キ 家具類の転倒・落下防止措置に努める。
- ク 自主防災組織や市等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

② 地域の役割

自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成と対応能力の向上に努める。

③ 企業、事業所等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務がある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

- イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。
- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等、要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、消防用設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

(2) 市の役割

① 防火思想の普及

- ア 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。
- イ 市民等に対して火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防火意識及び防災行動力の向上を図る。

② 予防査察の実施と指導

- ア 不特定多数の者が利用する特定防火対象物や防災管理対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理及び防災管理の徹底等を指導する。
- イ 初期消火体制の確立及び地震災害の防止を図るため、防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

③ 消防設備士等の活用

- 消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

④ 消防水利の確保

- 同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備等、地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

⑤ 消防力の整備充実

- ア 消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。
- イ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

ウ 消防団の充実強化

- (ア) 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換等により協調体制を強化する。
- (イ) 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

⑥ 自主防災組織の育成強化

- 地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育、訓練等の活動を支援し、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

⑦ 臨時ヘリポートの整備

- 災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となる場合もあることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離発着場としてあらかじめ指定する。

(3) 県の役割

① 防火思想の普及促進

- 市の協力を得ながら市民への広報活動を行い、出火防止や消火・避難対策の普及を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

② 自主防災組織の育成強化

- 市と協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

- ③ 消防設備士等の活用
消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。
 - ④ 広域消防応援体制の整備
県の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。
- (4) 上越海上保安署の役割
地震発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制の整備に努める。

第22節 廃棄物処理体制の整備

担当部署	環境生活課
------	-------

1 計画の方針

大規模地震発生時は、がれき等の廃棄物が大量発生するほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難となることが想定される。そのため、大規模地震の発生に伴う建物等のがれき及び避難所から排出されるごみ・し尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図ることが必要となる。

市では、「震災廃棄物対策指針（平成10年10月 厚生省）」及び「水害廃棄物対策指針（平成17年6月 環境省）」を参考に、地震、水害で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行うために必要な基本的事項を示す計画として、「糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（第7章 災害廃棄物処理計画）」を策定している。

市の廃棄物処理体制は、この処理計画に沿って実施する。

2 主な取組

- (1) 平常時から情報の収集・更新、体制の整備・確立、市民等への周知に努める。
- (2) 災害発生時には、衛生状態が悪化しないように、迅速に対応できる体制を整える。
- (3) 災害発生後は都市機能再建のために迅速な対応が望まれることから、速やかに通常の処理体制に移行できるように努める。
- (4) 災害廃棄物対策は、次の3段階に分け、実施する。

段階	目的	内容
平常時	災害発生への備え	通常時から災害発生に備えて、廃棄物処理の対策を講ずる期間
災害発生時	災害発生直後の初期対策	災害発生後の人命救助から生活の再開までの期間。震災対策で約1～3週間、水害対策で約1週間～1か月が目安
復旧時	災害復旧時の復興対策	災害時の緊急対策後、災害廃棄物の計画的処理の実施から通常の処理体制に戻るまでの期間

3 それぞれの役割

- (1) 市民の役割
 - ① 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化等、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。
 - ② 市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時での廃棄物処理に協力するよう努める。
- (2) 市の役割
 - ① 災害廃棄物処理計画の周知
 - ア 市は、災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について市民に周知する。
 - イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等の機会をとらえ啓発を行う。
 - ② 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、災害時における廃棄物の大量処理を想定し、処理能力に一定程度の余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

③ 協力体制の構築

近隣市町村、関係機関等との「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」により災害廃棄物処理の協力体制を構築するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(3) 県の役割

① 広域処理体制の整備

ア 県内市町村間の広域処理体制

県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

イ 関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

ウ 近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用等により近隣他県、国との協力体制を整備する。

第23節 救急・救助体制の整備

担当部署	健康増進課 ◎消防本部
------	-------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震等大災害が発生した場合、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等の危機的状況が被災者へ同時多発的に降りかかることから、迅速かつ適切な救出及び救急医療活動に必要な体制を整備するとともに、要救助者等の情報や受入れ病院の情報等、救急・救助活動に必要な不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、効果的な活動を行うことができる体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、市は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われる体制を整備する。

また、自主防災組織は避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導體制等の整備に努める。

2 主な取組

(1) 市は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画により、車両等の資機材・消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。

(2) 県警察は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実等、迅速的確な警察活動を実施できる体制の確立を図る。

(3) 市及び消防団は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

(4) 市は、積雪期の地震災害発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

(5) 各機関相互の連携強化による効果的な救急・救助活動体制を整備する。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

市民は、平常時から地域における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、大規模災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

② 企業、事業所等の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

(2) 市及び消防本部の役割

- ① 消防団員の確保及び充実

市及び消防本部は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。
- ② 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。
- ③ 消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。

また、感染症流行時においても適切に業務が継続されるよう、仮眠室の個室化など、平時から万全な感染症対策を講じた施設及び設備の整備を行う。
- ④ 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、警察署、県内各消防本部、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。
- ⑤ 市民等に対する防災意識の啓発

市、消防本部及び消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、県、県警察とともに避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。
- ⑥ 救急・救助活動における交通確保

地震等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署、消防署及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。
- ⑦ 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。
- ⑧ 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。
- ⑨ 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。
- ⑩ 医療資器材等の供給支援体制の確保

医師会、日本赤十字社新潟県支部、薬剤師会、関係業者等と連携し、医療資器材等の供給支援体制の整備に努める。
- ⑪ 県内広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。
- ⑫ 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。
- (3) 県の役割
 - ① 救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察本部、市、消防本部間の連絡体制を確保する。
 - ② 救急医療連絡体制の確立

新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防、医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関と災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team 以下「DMAT」という。）が災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

- ③ 救急救命士の救命技術の高度化
県消防学校において、気管挿管や薬剤投与等の教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。
 - ④ 緊急消防援助隊の受援体制の整備
県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。
 - ⑤ 医療資器材等の供給協定
市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、（公社）新潟県薬剤師会、（一社）新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。
 - ⑥ 航空消防防災体制の充実
消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊の受援体制の整備を図る。
また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。
 - ⑦ 航空機保有機関等との協力体制の確保
県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。
- (4) 上越海上保安署の役割
海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実に努める。
また、海上のみでなく、陸上における救急・救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急・救助体制の充実強化に努める。
- (5) 県医師会の役割
県から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。
- (6) 日本赤十字社新潟県支部の役割
日本赤十字社新潟県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めるときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。
災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。
- (7) 新潟DMAT指定医療機関等の役割
ア 新潟DMAT指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。
イ ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟DMATの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第24節 医療救護体制の整備

担当部署	◎健康増進課 消防本部
------	-------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

市・県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪期の対応

積雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 主な取組

(1) 市・県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。

(2) 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

(3) 県災害時医療救護活動マニュアルに基づき、被災地における医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、糸魚川保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

3 それぞれの役割

(1) 市民の役割

災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平常時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関等の役割

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。

① 病院

ア 市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

イ 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

(ア) 災害対策委員会の設置

(イ) 防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）

(ウ) 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡・指揮命令系統の確立、情報収集等）

(エ) 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人

工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等)

(オ) 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

(カ) 人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策

(キ) その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

ウ 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

② 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行うものとする。

③ 災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があつた場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班（DMATを含む。）を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

ア 地域災害拠点病院

(ア) 二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

(イ) 災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。

イ 基幹災害拠点病院

(ア) 基幹災害拠点病院は、新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。

(イ) 災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

④ 新潟DMAT指定医療機関

新潟DMAT指定医療機関は、県からDMATの派遣要請があつた場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でDMATを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟DMATの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMATの研修、訓練の機会の確保に努める。

⑤ ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があつた場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

⑥ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があつた場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

⑦ 医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、JMAT（Japan Medical Association Team 日本医師会災害医療チーム）、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

(3) 市の役割

災害発生時に市民の生命及び健康を守るため医療救護活動を円滑に行うため、救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所）開設時に備え、医療救護体制を整備する。

① 救護所の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

市は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設を指定し、市民に周知する。

救護所設置予定施設は、資料 11-2 のとおり。

イ 救護所のスタッフ編成

市は、糸魚川市医師会と協議し、救護所設置に係る医療救護班（医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名）及び歯科医療救護班（歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画を定める。

また、必要に応じて応援協定に基づき、（公社）新潟県柔道整復師会上越ブロックに協力を依頼する。

ウ 救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

② 救護所等の医療資器材等の確保

救護所においては医療資器材ロッカーに備え付けの医療資器材等を使用する。

③ 市は、糸魚川地域振興局健康福祉部（糸魚川保健所）、医療機関及び医療関係団体等との情報伝達手段の整備に努める。

(4) 県の役割

① 新潟DMA Tの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後48時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟DMA Tの派遣体制の整備を行なう。

新潟DMA Tは、原則として1チームにつき医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名で構成する。

② 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア 県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名の5名で構成し、全県で25班編成する。

イ 県歯科医療救護班

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の4名で構成し、全県で8班編成する。

③ 新潟DPATの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟DPATの派遣体制の整備を行う。新潟DPATは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた4～5名で構成する。

④ 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア 救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ 救護センターのスタッフ編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師1名、看護師2名、薬剤師1名、歯科医師1名、歯科衛生士2名、精神科医師1名、精神

ソーシャルワーカー1名及び補助者1名の編成計画を定める。

ウ 救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

⑤ 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院(基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院)を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

⑥ 救急連絡体制の確立

広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

⑦ 医療資器材等の確保

医療資器材等を配備し、市、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、関係団体等と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

⑧ 広域医療搬送拠点・SCUの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための施設(SCU)・設備の確保に努める。

⑨ 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

⑩ 平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

(5) (公社)新潟県柔道整復師会上越ブロックの役割

(公社)新潟県柔道整復師会上越ブロックは、応援協定に基づく応急救護活動が迅速、的確に行えるよう、市との情報伝達手段を確保し、市が避難所において救護所を設置する場合に備え、マニュアル等の整備に努める。

第25節 避難体制の整備

担当部署	能生事務所 青海事務所 市民課 福祉事務所 建設課 教育委員会 ◎消防本部
------	--

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備え、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

特に、市、県及び防災関係機関は、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ① 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- ② 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達
- ③ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- ④ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ① 避難者全員を収容できる指定避難所の確保
- ② 指定避難所での暖房確保等の寒冷対策
- ③ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

- ① 県、市及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- ② 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ③ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 主な取組

- (1) 地域の危険に関する情報の事前周知を図る。
- (2) 避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示（以下、本節において「避難指示等」という。））等情報伝達体制の整備に努める。
- (3) 避難に関する情報発令の客観的基準の設定に努める。
- (4) 避難誘導體制の整備に努める。
- (5) 想定される避難者数や移動距離等に留意し、指定避難所等の適正な配置に努める。
- (6) 高齢者等避難発令時の避難行動要支援者避難誘導體制の確立に努める。

3 それぞれの役割

(1) 市民・企業等の役割

① 市民の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、次の事項について平常時から努める。

ア ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険

に関する情報を事前知っておく。

- イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、住民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておく。
- ウ 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておく。
- エ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動する。
- オ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておく。

② 地域の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、平常時から迅速かつ安全な避難体制の整備に努める。

- ア 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認する。
- イ 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築く。
- ウ 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加する。

③ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

次の事項に十分留意し、さらに各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講ずる。

ア 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

- (ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておく。
- (イ) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意する。
- (ウ) 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認する。
- (エ) 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議する。
- (オ) 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知する。

イ その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

- (ア) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておく。
- (イ) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備する。
- (ウ) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備する。なお、避難確保計画等を作成しようとする場合においては、接続ビル等の管理者等の意見を聞くよう努めるものとする。

④ 企業等の役割

地域社会の一員として次により地域の避難対策への協力を努める。

- ア 要配慮者等の避難を支援する。
- イ 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供する。
- ウ 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

(2) 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、次により体制を整備する。

① 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難にあたっての注意事項等の普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図り、耐震化や統廃合などを促進するものとする。なお、防災マップの作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

② 避難指示等情報伝達体制の整備

ア 津波警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール）、SNS（ソーシャル・ネットワークング・サービス）、スマートフォン用アプリや、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関連施設等の管理者への確実な情報伝達手段が確保できるよう留意する。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、市民等が危険の切迫性を認識できるように伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

カ 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

③ 避難指示等の発令の客観的基準の設定

市長は、遅滞なく避難指示等の情報を発令できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する。

ア 各種ハザードマップを基に、災害が発生するおそれの高い場所や災害発生時に避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

イ 避難に関する情報の発令基準

区 分	発令時の状況等	市民に求める行動
高齢者等 避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	① 避難行動要支援者、避難行動に時間を要する人は、避難所への避難を開始する（避難行動を支援する人は、支援行動を開始する）。 ② 通常の避難行動ができる人は、避難するための準備をしたり、自主的に避難を開始する。

避難指示	災害の発生する可能性が明らかに高まった状況で通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階	危険な場所から全員避難 通常の避難行動ができる人は、避難を開始する。
緊急安全確保	① 災害の予兆現象の発生や差し迫った情勢から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ② 現に災害が発生した状況	① 避難指示等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② 立退き避難がかえって危険な場合は、直ちに身の安全を確保する。

④ 避難誘導體制の整備

- ア 避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を整備する。
- イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、「糸魚川市避難行動要支援者避難支援プラン」を推進する。
- ウ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難先を見極め、誘導する手法を確立する。
- エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

⑤ 避難場所、避難所の指定及び整備

- ア 指定と周知
 - (ア) 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。
指定緊急避難場所及び指定避難所の一覧は、資料10のとおり。
 - (イ) 避難所等を指定したときは、標識の設置、広報紙・ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練等により市民にその位置等の周知徹底を図る。
 - (ウ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。
 - (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。
 - (オ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- イ 指定にあたっての注意点
 - (ア) 市は、指定緊急避難所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害

のおそれのない場所にある施設、また構造上安全な施設を指定する。

また、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

- (イ) 市は、指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するように努める。
- (エ) 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮する。
- (オ) 避難対象区域及び人口に見合った面積を確保する。面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡とし、避難所は避難者1人当たり3～4㎡のスペースとすることに努める。
- (カ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- (キ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (ク) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した滞在場所の運営に努めること。
- (ケ) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。
- (コ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建築物とするよう努める。
- (サ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器を整備するよう努める。
- (シ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (ス) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。
- (セ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。
- (ソ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等

の関係者と調整を図るものとする。

- (ク) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努めるものとする。
- (ケ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を開放できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
- (イ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (ウ) 避難所開設・運営に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (エ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (オ) 避難所予定施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (カ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (キ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (ク) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ 福祉避難所の指定検討

障害者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者を収容する福祉避難所が必要となるが、現在市では福祉避難所の指定は行っていない。今後、社会福祉協議会及び福祉関係団体等と協議し、次の事項に留意して検討を行い、早期の指定に努める。

- (ア) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とすることが望ましい。
- (イ) 福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。
- (ウ) 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものとする。

⑥ 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 市は、避難の際に必要な市民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 市は、避難住民を迅速に把握し、県及び受入市町村等と連携して避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

- (ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確

実に行うことのできる体制の整備に努める。

(ウ) 災害の想定により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

⑦ 住民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示等が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図るとともに、指定避難所等やマップを活用した訓練を行う。

エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

(3) 県の役割

① 市民への防災に関する情報の提供

ア 地震に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項等の普及・啓発を行う。

イ 県の設置した震度計の震度情報等、気象庁を通じて市民に提供する。

ウ 県の防災専用ホームページにより防災情報を市民に提供する。

② 市の避難体制整備の支援

ア 地域の危険情報の市への提供

(ア) 津波による浸水想定区域図を策定・提供する。

(イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。

(ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。

(エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を提供する。

イ 市による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

(ア) 県から市への津波警報等の迅速な伝達体制を維持する。

(イ) 市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

(ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。

(エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市が発令する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

(オ) 市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

ウ 避難場所、避難所等の確保への協力

(ア) 市の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

(イ) 県の所管する公園整備等にあたり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

(ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

(エ) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

(ア) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の

民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する、

(イ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

③ 広域避難に係る市町村の調整

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備への支援

市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要な車両等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、市に情報提供を行う。

イ 広域避難の受入に備えるための市の体制整備への支援

避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ 大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 関係機関の役割

① 新潟地方気象台

ア 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報受信時の心得などの周知広報に努める。

イ 地震情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、市民が身を守るために必要な情報等を随時提供する。

ウ 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

② 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、「糸魚川市避難行動要支援者避難支援プラン」に定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておく。

第26節 要配慮者の安全確保計画

担当部署	市民課	環境生活課	◎福祉事務所	健康増進課	消防本部
------	-----	-------	--------	-------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

要配慮者は、災害対応に必要な情報の把握が困難で、さらに自らの行動等に制約のある場合も多いことから、その安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日ごろ、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下、「社会福祉施設等」という。）は協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講ずる。

2 主な取組

- (1) 避難行動要支援者の把握に努める。
- (2) 避難行動要支援者への支援に関する啓発、訓練等を適切に実施する。
- (3) 避難誘導・指定避難所等の管理等に関する体制整備に努める。
- (4) こころのケア・保健福祉体制等に関する体制整備に努める。

3 それぞれの役割

(1) 市民・地域の役割

① 避難行動要支援者及び保護責任者の役割

ア 日ごろから、自らできることは事前に準備し、万が一の場合に備え、避難する場合の避難所や2階からの避難方法を検討しておく。

イ 市が実施している「避難行動要支援者登録制度」への協力に努め、日ごろから隣近所との交流を深め、地域から協力を得られるよう努める。

② 地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体・住民主体で取り組む意識を持ち、市、自治会、自主防災組織、民生委員等と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員などの福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、県、自主防災組織及び防災関係者と協力して、特に避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係者と協働して、避難行動要支援者を受入れる体制作りに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

なお、社会福祉施設等のうち、幼稚園・保育園及び特別支援学校における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、本章第28節「学校等の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

① 国際交流協会等

国際交流協会等は、災害時の多言語による支援体制に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

② 外国人雇用企業、国際交流関係団体等（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

③ 訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に、配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 企業等の役割

障害者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

(6) 市の役割

① 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市は、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定等を定めた「糸魚川市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定している。平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、市の関係部署、消防本部、消防団、警察署、民生委員児童委員、自治会・自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

また、市は、避難行動要支援者マップの整備にも努めるとともに、地理空間情報（GIS・GPS）を活用し、情報共有に努める。

また、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。

② 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備に努める。

なお、避難行動要支援者の中で自力避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営にあたり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等と連携、協力しながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ア) 避難所の担当者は、避難者名簿の作成にあたり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保や障害のある人のための仮設トイレの設置等、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障

害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

(ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、必要に応じ、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備に努める。

(エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設や公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う。

③ 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設にあたっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として確保に努める。

④ 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制を整備する。また、県や他の市町村災害福祉支援チーム等応援の受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備に努める。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回等による健康相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 避難行動要支援者の把握等

発災直後に、「糸魚川市避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備に努める。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるよう、掲示板、FAX、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、絵や写真により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

⑤ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対し、生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備に努める。

⑥ 外国人支援

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

平常時から、市内に居住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日

ごろから外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 外国人に分かりやすい表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板を、多言語化する等、外国人に分かりやすく記載、表示する。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に居住する外国人の参加を促進するとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備に努める。

また、日ごろから県、外国人関係団体、ボランティア等と協働して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に、配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語による支援体制の整備に努める。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

(7) 県の役割

① 避難誘導・避難所の支援等

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市等の要請により支援を行う体制整備に努める。また、避難行動要支援者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制の整備を図る。

② 生活の場の確保対策

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある人のために、県で確保に努めるとともに、市が行う宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

③ 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制の整備を図る。

また、必要があるときは、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対して災害福祉支援チームの派遣を要請する。

イ 保健対策

市が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力して巡回相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制の整備に努める。

ウ 福祉対策

市が行う避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所等)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者に的確に情報提供されるように市等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市等を支援する体制整備を図る。

また、児童、生徒の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。

④ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

⑤ 外国人支援対策

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者等の避難誘導の際に、配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第27節 食料・生活必需品等の確保計画

担当部署	市民課	福祉事務所	商工観光課	農林水産課	◎消防本部
------	-----	-------	-------	-------	-------

1 計画の方針

地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生12時間後からとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(1) 基本方針

- ① 地震発生から3日間、推奨1週間程度の間（他の地域から食料及び生活必需品が届いたり、物流が確保されたりするために必要となる期間の目安）に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という。）は、市民（各家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- ② 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない市民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。
- ③ 市は、燃料や物資等の供給又は緊急調達が困難な場合、県に対し燃料や物資等の提供又は調達の代行を要請する。
- ④ 市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標と分担割合に基づいて、備蓄物資等の補充を行う。
- ⑤ 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- ⑥ 市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。
- ⑦ 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ① 市は、食料の供給にあたって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。食料の備蓄、提供方法、配食等にあたっては、管理栄養士等の活用を図る。

また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮するよう努める。県は、市の体制整備を支援する。

- ② 市は、高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資について検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

(3) 積雪期の対応

- ① 市は、輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設等に事前配備するよう努める。
 - ② 市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料の事前配備に努める。
 - ③ 市は、避難所予定施設等において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等の配備に努める。
- (4) 夏季における対応
- 市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供にあたって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

2 主な取組

- (1) 自助・共助・公助概念の定着化を図る。
- (2) 食料・物資・資機材等の備蓄品の拡充と更新を適切に行う。
- (3) 支援物資の受け入れを適切に行う。

3 それぞれの役割

- (1) 市民・企業等の役割
 - ① 市民の役割
 - ア 各家庭において、家族の3日分、出来れば1週間分程度の物資等の備蓄に努める。
 - イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から少なくとも2週間分の分量を自ら確保するよう努める。
 - ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
 - エ 石油ストーブ等、停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
 - オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保し、緊急事態に備える。
 - カ その他災害時に必要な物資（携帯式のトイレ、携帯ラジオ等）を事前に用意するよう努める。
 - ② 企業、事業所、学校等の役割
 - ア 企業、事業所、学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。
 - イ 企業、事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資等の備蓄に努める。
 - ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。
- (2) 市の役割
 - ① 物資等の備蓄
 - ア 不意の災害発生により、市民が備蓄品を持ち出せない場合を想定し、整備計画に基づき、指定避難所等において食料及び物資等を備蓄する。
 - イ 災害時の必需品のうち、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。
 - ウ 備蓄物資は、極力避難所等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して配布・使用できるようにする。
 - ② 物資拠点の選定
 - 県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

- ③ 物資等の緊急供給体制の整備
 - ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
 - イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。
 - ウ 地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。
 - ④ 燃料の緊急供給体制の整備
 - あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
 - ⑤ 臨時ヘリポートの整備
 - 市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、次の要件を満たす、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時ヘリポート適地として整備するとともに、ヘリコプターの要請手順・運用方法の習熟に努め、ヘリコプターの効率的な運用を図れる体制を確立する。
 - ア 離着陸に必要な面積があること。
 - イ 周囲に障害物がなく、安全な離着陸が可能な場所であること。
 - ウ 陸上交通上の利便性を有する場所であること。
 - エ 避難所との重複指定は努めてさけるとともに、安全体制を確立する。
 - オ 指定にあたっては、事前に当該施設の管理者との協議を整えておくこと。
 - ⑥ 災害備蓄に関する市民への普及啓発
 - ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資等の供給計画について、普及啓発する。
 - イ 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。
- (3) 県の役割
- ① 物資等の備蓄
 - 市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に食料及び物資等を備蓄する。
 - ② 物資拠点の選定
 - 県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。
 - ③ 物資等の緊急供給体制の整備
 - ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
 - イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
 - ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。
 - エ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。
 - ④ 燃料の緊急供給体制の整備
 - ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連設備の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。
 - イ 大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。
 - ⑤ 市に対する支援体制の整備
 - 県は、市に対し、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する。
 - また、県は、自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。
 - ⑥ 災害備蓄に関する市民への普及啓発
 - 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、普及啓発する。

(4) 日本赤十字社新潟県支部

- ① 非常用食料や毛布等の物資及び救急セット等の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。
- ② 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡を密にする。

(5) (公社)新潟県トラック協会

- ① 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。
- ② 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(6) 新潟県石油業協同組合

- ① 県からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。
- ② 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第28節 学校等の地震防災対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震が発生した場合における、学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）での園児、児童、生徒（以下、「生徒等」という。）、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や地震に備えた施設・設備の整備にあたっては、本章第26節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 積雪期の対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2 主な取組

- (1) 学校施設の耐震化を推進する。
- (2) 要配慮者の受入体制を確立する。
- (3) 生徒等の避難体制を確立する。
- (4) 学校における防災教育の充実を図る。

3 それぞれの役割

(1) 学校の役割

① 学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

② 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについての検討し、及びマニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、地震発生時における教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

③ 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・扉の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行う。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておくものとする。

④ 防災用具、非常持出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、災害時に必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

⑤ 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園、保育園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出動体制を定め、教職員に周知しておく。

⑥ 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

⑦ 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して適切な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにする。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に応じて、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然体験活動、福祉体験、ボランティア活動等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

⑧ 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、地震発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、地震発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して、事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒等を地域の防災訓練に積極的に参加させる。（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）

(2) 学校設置者の役割

① 施設の耐震性の強化

学校設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

② 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

③ 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、市及び県の地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備にあたっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

(3) 市の役割

① 市立学校の設置者としての役割 …… 前項記載のとおり

② 学校に対する支援及び助言

市は、本地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報が円滑に伝達・集約されるよう努める。

(4) 県の役割

① 県立学校の設置者としての役割 …… 第2項記載のとおり

② 他の学校設置者等に対する指導・助言

県は、県以外の学校設置者に対し、施設の耐震診断、改修等を行うよう指導・助言を行う。

③ 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

④ 公立学校教職員に対する防災教育

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動等に関する研修を行う。

第29節 文化財の地震防災対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、文化財の現状把握に努めるとともに、文化財所有者に地震災害への予防措置に係る指導・助言を行う。

また、文化財所有者は地震災害から文化財を保護するため、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

(2) 文化財の種別毎の対策

① 建造物

文化財所有者は、文化財を修理・保存し建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

② 美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

③ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 主な取組

(1) 指定文化財、未指定文化財の把握と耐震対策の促進を図る。

(2) 防火施設等の整備促進を図る。

3 それぞれの役割

(1) 市民・文化財所有者の役割

① 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

② 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

③ 文化財所有者及び管理責任者

ア 文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ 文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

(2) 市の役割

① 指定文化財への対策

ア 国及び県指定文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前

に調整し、確認しておく。

イ 市指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

② 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

(3) 県の役割

① 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市指定文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策についての啓発・助言を行う。

② 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

第30節 ボランティア受入れ体制の整備

担当部署	福祉事務所
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす地域団体・NPO・ボランティア等の自主性・自立性を尊重しながら、組織的な活動が円滑に行われるよう、市、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 事前体制の整備

糸魚川市社会福祉協議会は、市等の協力を得ながら災害ボランティアを受け入れる市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の体制を整備する。

2 主な取組

- (1) 地域団体・NPO・ボランティア等の受入れ体制を整備する。
- (2) ボランティアセンター運営に対する支援体制を確立する。
- (3) 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発を図る。
- (4) 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

災害発生から 3時間以内	新潟県災害ボランティア調整会議の意思決定 新潟県災害ボランティア支援センターの設置
〃 24時間以内	ボランティアセンターの設置の判断
〃 2日以内	ボランティアセンターの設置、運営開始

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

① 地域団体・NPO・ボランティア等の受入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる公共施設を事前に指定する。

イ ボランティアセンターの体制整備については、糸魚川市社会福祉協議会と協議する。

② ボランティアセンターの運営支援

ア ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する体制整備を図る。

イ 災害対策本部とボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会等との災害ボランティアに関する情報を共有するための体制整備を図る。

③ 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発

防災訓練時等に、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発に努める。また、普及啓発の実施にあたっては、ボランティアとの協働に努める。

④ 平時からの取組み

ア 市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、防災ボランティア活動に関する意見交換を行う場の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

イ 市は社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

ウ 市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2) 糸魚川市社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

① 災害ボランティアの受入れ計画の作成

ア 地域団体・NPO・ボランティア等の受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ ボランティアセンターの運営計画の作成において市と協議を行う。

② ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの体制整備を支援する。

(3) 県の役割

県は、平常時から設置する新潟県災害ボランティア調整会議（以下「調整会議」という。）と協働して災害ボランティアを受け入れる新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）の体制を整備する。

体制整備にあたっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や個人の知見を取り入れるよう努める。

(4) 県支援センターの役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、調整会議座長が副座長及び県民生活課長と協議し、県支援センターを新潟県庁内に設置する。

ア 情報の受発信に係る体制の整備

(ア) 被災状況、各種の団体の活動状況などに関する、行政機関及び関係団体との情報交換を行う。

(イ) 被災地の外に向けた、寄付金・義援金や災害ボランティアの受入体制などの情報の発信を行う。

(ウ) マスコミや県外の行政機関、県内外の支援団体などの総合窓口

イ ボランティアセンターの立ち上げ支援体制の整備

(ア) ボランティアセンターだけでは対応できない課題の整理やニーズに対する支援要請について、連絡調整を行う体制を整備する。

(イ) 調整会議構成団体のコーディネーター派遣などによるボランティアセンターの立ち上げ支援体制を整備する。

(5) 新潟県社会福祉協議会

ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。

イ 他県の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(6) 日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会

ア 県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び同センターを支援する体制を整備する。

イ 他県の日本赤十字社の支部や他県の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(7) 各種NPO

県支援センターや市ボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第31節 事業所等の事業継続

担当部署	商工観光課
------	-------

1 計画の方針

企業・事業所(以下、「事業所等」という。)は、災害時の事業所等の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスを組み合わせた事業継続計画を策定することなどにより、各事業所等におけるリスクマネジメントの推進に努める。

2 主な取組

- (1) 事業所等による事業継続計画(BCP)策定など事業継続の取組を推進する。
- (2) 事業所等の危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

【事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

3 それぞれの役割

(1) 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン(製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム)を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

① 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や市及び県との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

② 平常時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

(2) 市の役割

地域経済への影響を最小限に止めるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

① 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

② 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

③ 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

④ 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(3) 県の役割

地域経済への影響を最小限に止めるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

① 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

② 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、事業所等の事業継続計画策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(4) 商工団体の役割

① 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

② 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

③ 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

④ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第32節 行政機関等の業務継続計画

担当部署	全部署 ◎総務課
------	----------

1 計画の方針

地震発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 主な取組

- (1) 業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保
- (2) 必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備

3 それぞれの役割

(1) 市の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

なお、個別の業務又は業務分野における業務継続について詳細事項等を定める必要がある場合は、本計画に従い、別途個別の詳細計画等を策定するものとする。

① 業務継続計画の対象となる重要業務

ア 業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ 目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

② 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

本編第3章第1節「2 市の初動体制及び職員の配備」に定めるところにより、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制を確立する。

イ 安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

(ア) 所属の取組

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

(イ) 部局等の取組

部局等の主管課は、部局等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、部局等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

③ 執務環境の確保

ア 執務スペース

(ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

(イ) 代替施設の利用

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での重要業務の実施を決定する。

(ウ) 代替施設の決定

代替施設は、次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所、規模等に応じて決定する。代替施設を決定した場合、市民、関係機関等へ周知する。

- i) 市庁舎、消防庁舎
- ii) 他の市施設
- iii) 国、県等の施設
- iv) 民間施設

(エ) 代替施設の設備状況等の把握

庁舎管理者は、代替施設の設備状況や代替施設の利用に伴う手続き、資源等について、把握に努める。また、個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

イ 通信手段

(ア) 通信手段が利用できない場合の対応

庁舎管理者、管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者等に対して、優先的な復旧を依頼する。また、衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

(イ) 通信事業者回線の拡充

市庁舎交換機等の端末の拡充等に努める。

- (ウ) 防災行政無線
非常時において適切に機器を操作し、通信確保が出来るよう各種訓練を充実させる。

ウ 情報システム

- (ア) 庁内 LAN 等が利用できなくなった場合の対応
障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者へ支援を要請する。
- (イ) バックアップデータの遠隔地保管の拡充
バックアップデータについて、遠隔地保管に努める。
- (ウ) 安全対策の拡充
電子計算機室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）についても、落下・転倒防止のための固定措置に努める。
- (エ) 災害対応体制の強化
大規模な危機の発生時に運用受託事業者が迅速に登庁できない場合等に備えて次の対応に努める。
- ・ネットワークの障害状況の職員による把握を可能にする。
 - ・運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。

エ データのバックアップ

所属長は重要業務に必要なデータのバックアップに務めるものとする。

オ 電源

- (ア) 電源が利用できない場合の対応
商用電源の供給が停止した場合、市庁舎、各事務所、消防庁舎及び消防分署においては、非常用発電機等により電源を供給する。また、非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。
- (イ) 非常用発電機の実負荷訓練等
非常用発電機の円滑な電源切り替えが可能となるよう実負荷訓練を実施するとともに、更新時期を迎えた発電機の更新に努める。

カ トイレ

- (ア) トイレが利用できない場合の対応
下水道機能の停止等により、トイレが使用できない場合、市庁舎及び各事務所等においては、仮設トイレの供給等により、3日間程度利用できるように努める。
- (イ) 仮設トイレ等の調達等
機能停止時に速やかに、仮設トイレ等により対応できるように、仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。

キ 職員の食料等

- (ア) 職員の食料等が入手できない場合の対応
大規模な危機が発生し、食料、飲料水、生活必需品等（以下、「食料等」という）の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料等を職員に配布する。また、備蓄している食料等が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。
- (イ) 食料等の備蓄
職員が、家庭において、最低限3日分（推奨1週間分）の食料等を備蓄するとともに、職場において、最低限1食分の食料等を備蓄するよう周知を進める。

ク 支払い

- (ア) 財務会計システムが利用できない場合の対応
手作業により、特に重要で緊急の支払が必要な経費について、会計課と協議し、必要な手続きを行う。

ケ その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

④ 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

⑤ 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講ずる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

⑥ 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

(2) 県の役割

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

担当部署	全部署 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

市域で大規模な地震が発生した場合、市、県及び国をはじめとした防災関係機関は災害規模に応じた初動体制を確立するとともに、相互に連携して災害応急対策を迅速かつ的確に実施し、災害の拡大防止及び被害の軽減を図る。

2 市の初動体制及び職員の配備

(1) 初動体制基準

市は、市域で地震が発生した場合、直ちに初動体制をとる。初動体制における職員の配備体制については、震度階や気象警報等に応じて定める。

(詳細は資料2-1 初動体制基準を参照)

	第1 配備体制 警戒体制	第2 配備体制 警戒本部	第3 配備体制 災害対策本部
配備時期	◎震度4の地震発生時 ◎津波注意報発表時 ◎気象注意報が発表され、災害の発生が予想される時 ◎強風注意報等の発表中に火災が発生し、延焼が予想される時 ◎河川水位がはん濫注意水位に達したとき ◎市長が必要と認めた時	◎震度5弱の地震発生時 ◎津波警報発表時 ◎気象警報が発表され、災害が発生するおそれが高いとき ◎強風注意報等の発表中に発生した火災が延焼拡大しているとき ◎波浪警報が発表され越波による災害のおそれがあるとき ◎河川水位が避難判断水位に達したとき	◎震度5強以上の地震発生時 ◎大津波警報発表時 ◎甚大な局地被害又は市全域に渡る災害が発生したとき ◎越波により災害が発生したとき ◎河川水位がはん濫危険水位に達したとき
配備内容	◎情報収集 ◎関係機関との連絡調整 ◎警戒活動 ◎応急措置準備	◎情報収集 ◎関係機関との連絡調整 ◎現場調査・警戒活動 ◎応急措置	◎全職員が直ちに所定の配備につき災害応急対策に従事
職員体制	消防防災課（全員） 総務課（係長以上） 企画定住課（係長以上） 財政課（係長以上） 能生事務所（係長以上） 青海事務所（係長以上）	左記の部署の全員	全 員
	建設課（主査以上） 都市政策課（係長以上） 農林水産課（主査以上） 商工観光課（係長以上） ガス水道局（全員） 市民課（係長以上） 福祉事務所（係長以上） 教育委員会事務局（係長以上）	左記の内、建設課、農林水産課及びガス水道局は全員 【その他の部署】 震災時は主査以上、園長・園長代理 風水害時は係長以上、園長・園長代理	

	【風水害時】 ガス水道局（係長以上）	【風水害時】 ガス水道局（主査以上）	
--	-----------------------	-----------------------	--

※上記を基本とし、所属長等は各部署の初期対応に必要な職員体制を構築しておくこと。

(2) 職員配備指令の伝達

- ① 消防本部は、地震情報、災害情報等を入手したときは、直ちに市長に報告し、その指示により総務課長を通じ各所属長に職員配備指令を伝達する。
- ② 勤務時間内の場合は、所属長からの伝達及び庁内放送により職員に周知する。
- ③ 勤務時間外の場合は、初動体制基準に基づく自主登庁を基本とする。
- ④ 電話が使用可能な場合は、各部署の緊急連絡網により、上司が職員に指示事項を伝達する。使用不可能な場合は、防災行政無線及びCATVにより指示を伝達する。

(3) 自主登庁

初動体制基準に定める自主登庁時は次の点に留意する。

- ① 自主登庁時の交通手段は、自転車、オートバイ、徒歩を基本とする。
- ② 職員は参集途上において、可能な限り被害状況を調査し、所属部長又は班長に報告するものとする。また、要配慮者を発見したときは援護措置にあたった後、速やかに参集するものとする。
- ③ 職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する装備で参集するものとする。また、できる限り食料2食分程度を持参するものとする。

(4) 勤務時間内の配備

勤務時間内に地震が発生した場合、災害対策本部の指揮の下、各部署は直ちに応急対策の実施に入るものとする。

また、幼稚園、保育園、学校、出先機関等においては、園児、児童、生徒、市民等の安全確保及び施設の管理を要するため、これら出先機関の職員動員体制については別に定めるものとする。

3 糸魚川市災害対策本部の組織・運営

災害対策基本法、糸魚川市災害対策本部条例及び糸魚川市災害対策本部規程の定めるところにより、糸魚川市災害対策本部の組織、運営等について定める。

災害対策本部組織図及び業務分掌は、資料2-2、2-3のとおり。

(1) 設置基準

- ① 市の地域において、震度5強以上の地震が発生したとき。
- ② 市の地域において、大津波警報が発令されたとき。
- ③ 地震の規模及び被害状況から、特に市災害対策本部の設置を必要とするとき。

(2) 設置場所

市役所2階203・204会議室とする。ただし、市役所が被災し機能を確保することができないときは、消防本部・防災センター2階災害対策室又は他の市有施設に設置する。

また、局地的な被害の場合で、本部長が必要と認めるときは、現地対策本部を設置する。

(3) 廃止基準

本部長が、当該災害に係る応急対策がおおむね完了又は予想された災害の危険性が解消されたと認めたとき。

(4) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、新潟県総合防災情報システ

ムにより県（危機対策課）へ報告するとともに、防災会議構成機関及びその他関係機関に電子メール又はFAXにより、その旨を通知する。

4 本部会議の運営

(1) 構成員

本部長、副本部長、本部員（部長、副本部長、班長、班員）で構成する。

(2) 協議事項

- ① 災害発生状況の報告と情報共有
- ② 災害応急対策等の実施に関する事項
- ③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- ④ 公用令書による公用負担に関する事項
- ⑤ その他災害対策上重要な事項

(3) 本部連絡員

各部長が所属班員のうちから、本部連絡員を指名する。本部連絡員は、本部から指示があった場合、所属部との連絡、所属部に関する被害及び災害対策活動に関する情報、資料の整理等の事務に従事する。

5 本部組織間の職員応援

- (1) 災害対応に人員の不足する班は、部内の他の班から応援を受けるものとする。
- (2) 部内の応援で、なお人員が不足するときは、他の部から応援するものとする。

6 応援要請等

被害が甚大で、市の職員だけでは十分な応急対策活動が行えないと予想されるときは、状況に応じて速やかに協定市等や県、他市町村に職員の派遣等の応援協力を要請するものとし、本章第2節「防災関係機関の相互協力体制」に基づき行う。

第2節 防災関係機関の相互協力体制

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な地震が発生し、市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、自衛隊等防災関係機関及び災害時応援協定締結団体等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 市が被災した場合は、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入れ体制を確立する。

イ 被災市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

ウ 協定締結市等において大規模な災害が発生した場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

エ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。また、市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、その際、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

オ 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ市内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

キ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

② 県の責務

ア 県は、国、公共機関、市と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施する。

イ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、県内市町村に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、協定や応急対策職員派遣制度等に基づき、速やかに他の都道府県等の関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

ウ 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災

- 害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。
- エ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
- オ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、近隣県をはじめ、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努め、相互応援体制の強化を図る。
- カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体等から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。
- キ 市が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。
- ク 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりるとともに、平常時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。
- ケ 連絡不通時の市町村への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。
- コ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有し、災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。
- サ 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努める。
- シ 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。
- ス 県は、国が情報共有を目的に行う連絡会議等において、県の対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を国等と共有し、必要な調整を行うよう努める。
- ③ その他の防災関係機関の責務
- ア その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。
- イ 国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務が行うことが不可能

となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行うものとする。

ウ ライフライン事業者は、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

エ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。

オ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

(3) 主な取組

災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。

- ① 災害時相互応援協定の締結
- ② 災害時の情報収集及び連絡体制の確立
- ③ 受援計画の整備など応援受入れ体制の確立
- ④ 応援計画の整備など応援体制の確立

(4) 災害時要援護者に対する配慮

災害において医療機関及び福祉施設等が被災し、入院患者及び入所者を市域外の施設等に搬送する必要がある場合、他市町村及び県等に協力を要請し、迅速に対応する。

(5) 積雪期の対応

積雪期における災害発生時に応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ及び活動が円滑に実施できるよう、速やかに除雪等を行い、施設及び用地の確保に努める。また、ヘリコプターの応援要請にあたっては、ヘリポートの積雪状況を十分確認し、着陸の可否についても考慮する。

2 市の応援要請

(1) 他市町村に対する要請

市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(2) 知事に対する要請

市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（斡旋を含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

① 連絡先及び連絡方法

県防災局（県災害対策本部設置後は、災害対策本部）へ、電話、FAX及び防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）又は口頭で行う。なお、電話、防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び口頭により要請した場合は、後にFAXで報告する。

② 知事は、市長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

(3) 指定地方行政機関に対する要請

① 市長は、応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、必要事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

② 指定地方行政機関の長は、市長から職員の派遣要請を受けたときは、適任と認められる職員を派遣するよう努める。

- (4) 災害時応援協定事業所及び団体等に対する要請
市長は、応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害時応援協定事業所及び団体等に必要事項を明らかにして、協力を要請する。
- (5) 知事に対する自衛隊への災害派遣要請依頼
市長は、必要と認めるときは、知事に対し自衛隊への災害派遣要請を依頼する。災害派遣要請の依頼に関する具体的事項は、本章第10節「自衛隊の災害派遣計画」に定める。
- (6) 応援要請及び職員の派遣要請時の共通事項

応援要請	職員の派遣要請
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援を必要とする理由 ・ 応援を必要とする場所 ・ 応援を必要とする期間 ・ その他応援に関し必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣を必要とする理由 ・ 派遣を要請する職員の職種別人員 ・ 派遣を必要とする期間 ・ その他派遣に関し必要な事項

3 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- (1) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し、必要があると認めるときは、市長、知事又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、応急対策の実施を要請し、又は指示することができる。
- (2) 市長、知事及び指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)の長は、応急対策の実施の要請があった場合、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について、直ちに応急対策を実施する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、市長又は知事に対し、応援を求めることができる。
- (2) 指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、市長及び知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急対策との調整を図りながら、可能な限りこれに応じる。

5 消防機関に対する広域応援要請

消防団及び消防本部の消防力で対処する事が困難と予測される救助・救急事故及び大震災が発生したとき、消防組織法第39条及び第44条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。

- (1) 救助・救急及び火災等の広域応援要請
応援要請の種別及び連絡先は、次のとおりとする。

	応援協定名称等	連絡先	連絡の内容	出動機関等
1	上越地域消防事務組合・糸魚川市消防相互応援協定	上越地域消防局 025-545-0199 新潟市消防局 025-288-3191(昼) 025-288-3270(夜) 県防災局危機対策課 025-282-1638(昼) 025-285-5511(夜)	派遣要請 要請の報告	上越地域消防局

2	消防相互応援協定	朝日消防署 0765-83-0009	派遣要請	朝日町消防団
		新川地域消防本部 0765-54-0119		新川地域消防本部
		北アルプス広域連合 0261-22-0119		北アルプス消防本部
		小谷村 0261-82-2001		小谷村消防団
		新潟市消防局 025-288-3191(昼) 025-288-3270(夜) 県防災局危機対策課 025-282-1638(昼) 025-285-5511(夜)	要請の報告	
3	新潟県広域消防相互応援協定	新潟市消防局 025-288-3191(昼) 025-288-3270(夜)	派遣要請 県内隊指揮統制 依頼	①上越消防本部 ②上越消防本部及び直 近隣接地域の消防本 部等 ③県下全域の消防本部
		県防災局危機対策課 025-282-1638(昼) 025-285-5511(夜)	要請の報告 緊急消防援助隊 要請の相談	
4	緊急消防援助隊要 綱	県防災局危機対策課 025-282-1638(昼) 025-285-5511(夜)	要請	消防庁に登録されてい る全国の救助、救急及 び消火部隊等
		新潟市消防局 025-288-3191(昼) 025-288-3270(夜)	要請の報告(代表 消防本部) 県内隊指揮統制 依頼	

※ 代表消防本部の判断に基づき知事が緊急消防援助隊を要請するケースもある。

(2) 消防防災ヘリコプターの応援要請

① 応援要請の種別及び要請先は、次のとおりとする。

応援協定名称等	要請種別	要請先	備考
新潟県消防防災ヘリ コプター応援協定	<ul style="list-style-type: none"> 調査、情報収集等 火災(消火) 救助 救急 救援物資、人員等 の搬送 	新潟県消防防災航空隊 TEL 025-270-0263(昼) 隊長 090-8943-9409(夜) 副隊長 090-8943-9410(夜) FAX 025-270-0265	
広域航空消防応援実 施要綱		消防庁長官(県防災局消防課) TEL 025-282-1664(昼) 025-282-5511(夜) FAX 025-282-1667	消防防災航空 隊を有する県 及び政令指定 都市の消防機 関等

② 市は、消防防災ヘリコプターの応援要請を行う場合、指定されているヘリポート適地の安全確認を行うなど直ちに使用できる体制を整え、使用予定地及び状況を県に連絡する。

6 消防機関、警察機関及び自衛隊の応援受入れ体制

市は、応援要請を行うと同時に、応援要請により災害派遣される人員、車両及び物資等

の受入れ及び応援部隊が滞在し災害活動を実施するために必要な拠点等について、施設等の確保を行う。

(1) 情報の収集、伝達及び事前調整

応援要請の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国、県及び関係市町村等に連絡するほか、災害対策本部内に関係機関連絡員室を設置した場合は、各機関から派遣されている職員と事前に調整を図る。

(2) 応援隊調整所の確保

異なる応援機関相互の活動調整及び情報連絡等は、原則として災害対策本部内の関係機関連絡員室で行うものとするが、災害活動拠点及び災害現場周辺における各隊の調整が必要な場合は、市は、原則として避難所に指定されていない公共施設を確保する。

(3) 災害活動拠点の確保

① 災害活動拠点候補地から市域の被災状況、周辺道路の被災状況、応援部隊の規模等を勘案し選定、確保する。

② 自衛隊の派遣部隊の活動拠点については、応援部隊の規模及び車両台数等の状況により、市管理用地を提供する。

③ 被災状況、応援部隊の規模等により市域内において災害活動拠点を確保することができない場合は、県、又は近隣市町村に依頼して確保する。

④ 食料の供給及び炊事施設の確保

自衛隊及び緊急消防援助隊等は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結するとされている。

7 他自治体職員等の応援受入れ体制

(1) 宿泊先

原則として避難所以外の公共施設を提供するものとし、公共施設の確保が困難な場合は、民間の宿泊施設等を斡旋する。

(2) 食料の供給及び炊事施設の確保

他自治体からの災害応援職員等に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市が行うが、災害の規模及び被災状況等により食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、事前に食料及び炊事用具の携行も依頼する。

第3節 災害時の通信確保

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 市防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

イ 自力で通信手段を確保できない場合は県に支援を要請する。

ウ 市民への情報伝達は、あらゆるメディアを積極活用する。

エ 避難所との双方向の情報伝達については、防災行政無線、衛星電話等の通信装置を配置、一般加入電話の設置・借用等、複数の代替手段を検討し情報孤立にならないよう配慮する。

オ 災害対策本部設置場所においては、非常電源装置の確保、電話、FAX等の増強を行い情報の集約化に努める。

② 県の責務

ア 県防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

イ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

ウ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

③ 防災関係機関、通信事業者等の責務

市又は県から要請があった場合は通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(3) 主な取組

災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。被災により通信が途絶した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部及び防災関係機関との通信を確保する。

被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

(4) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者及びその支援者等並びに要配慮者関連施設に対する情報伝達については、あらゆるメディアを用い、情報が早期に確実に伝わるよう配慮する。

(5) 積雪期の対応

積雪期は孤立地区の発生も予想されるため、複数の代替手段を検討し情報孤立にならないよう配慮する。

2 業務の体系

- 防災通信施設機能確認
- ↓
- 電気通信事業者の設備の利用
- ↓
- 緊急連絡用回線設定
- ↓
- 他機関への通信施設支援要請
- ↓
- 応急復旧計画の策定
- ↓
- 非常通信の利用
- ↓
- その他の手段
- ↓
- 応急復旧工事
- ↓
- 緊急対策用通信手段の確保

3 業務の内容

- (1) 防災通信施設機能確認
市は、市防災行政無線設備（同報系、移動系）、防災相互通信用無線機、新潟県総合防災情報システムの機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。
- (2) 電気通信事業者の設備の利用
市は、災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保するほか、携帯電話、メール（インターネット、L G W A N等）、衛星電話等を利用して通信を確保する。
回線の不良等で通信の確保が困難な場合には、通信事業者に対し早期の復旧、並びに復旧期日の通知を要請する。
- (3) 緊急連絡用回線設定
市は、電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。
- (4) 他機関への通信施設支援要請
市は、関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請するほか、県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。
- (5) 応急復旧計画の策定
市は、市防災行政無線設備（同報系、移動系）の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。
- (6) 非常通信の利用
市は、信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請する。非常通信は地方非常通信ルートにより行う。
- (7) その他の手段
通信の確保について、必要に応じて、災害時応援協定に基づきアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮す

- る。
- また、いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。
- (8) 応急復旧工事
- 市は、復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。
- (9) 緊急対策用通信手段の確保
- 市及び県は、所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を勘案し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。また、市は、県から利用可能な通信手段の情報提供を受けるとともに、必要に応じて総務省（信越総合通信局）に災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸与、通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。

4 庁舎停電時の対応

市庁舎、各事務所、消防庁舎及び避難所等の停電時における通信の確保については、非常電源装置、備蓄している発電機等により行うとともに、停電が長期化する場合は防災関係機関に支援を要請する。

第4節 津波避難計画

津波避難計画は、津波災害対策編 第3章「第6節 津波避難計画」に定める。

第5節 被災状況等収集伝達計画

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災状況等の収集・伝達は、その後の災害応急対策を講ずる上での基幹となるものであることから、迅速かつ正確な情報の収集・伝達が必要となる。市及び防災関係機関は相互に連携して迅速な情報収集、情報の共有化に努め、県、関係機関及び市民等への情報伝達を行う。

(2) それぞれの責務

① 市民・企業等の責務

地震発生直後は情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難にあたっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋等を準備する。

② 市の責務

ア 地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、自主防災組織及び自治会等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

イ 市内で震度4以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を県防災局へ報告する。また、市内震度5弱以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

ウ 被害が発生した場合、ドローン等により上空からの画像撮影を行い、被害状況の把握に努める。

③ 県の責務

ア 県は県内で震度4以上の地震が発生した場合には市、糸魚川地域振興局及び警察本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

イ 被害が発生した場合、可能な限り消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像伝送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。

ウ 気象庁から県内沿岸に津波警報が発表された場合には、自衛隊に津波襲来状況及び被害状況の把握活動を要請する。

エ 北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路(株)等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、市に提供する。

オ 収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理情報システム(GIS)の活用など各種手段を使って情報の共有化を図る。

カ 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

キ 被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

ク 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市町村、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と

連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

ケ 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

④ 警察本部の責務

ア 地震発生時には、通信指令課を中心に駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集にあたり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

イ ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ交通機動隊のトライアル班を編成し、被災地の情報を収集する。

⑤ 防災関係機関の責務

大規模な地震が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部及び北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに、必要に応じ、ヘリコプター、巡視船艇、パトカー等を出動させ、被災地情報を収集する。

(3) 主な取組

災害関連情報等を集約し、市、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策を進めるとともに、報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達のため、自主防災組織、自治会、消防団等の避難誘導体制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図る。

県は、警察本部、関係機関等の協力のもと、市の取組を支援する。

(5) 積雪期の対応

積雪期に地震が発生した場合、山間地の集落は道路の被災及び雪崩の発生等により通信、交通ともに途絶状態となる可能性が高いため、避難時の携帯ラジオの携行について市民に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段の確保に努める。

(6) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、市、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、県、市へ報告する。

また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

2 災害情報の時系列収集区分

情報収集は、人的被害情報を最優先として災害発生直後から時間経過に応じて行い、関係機関は所管する業務に係る災害情報を市に提供する。

区分	収集事項	収集要領等
災害速報 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害 ・火災被害 ・住家被害状況 ・住民避難状況 ・主要道路・施設被害状況 ・ライフライン施設被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生直後に実施 ・迅速性を第一とし、市内全体の被害状況を把握 ・警察・消防を主体とした関係機関から情報収集 ・市民、自治会からの通報等

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関被害状況 ・河川・海岸・土砂災害状況 	(・職員の参集途上の情報)
中間報告 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1段階での収集事項 ・非住家被害状況 ・公共施設被害状況 ・民間施設被害状況 ・農林商工業被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1段階での収集事項を詳細に把握 ・現地調査の実施 ・被害の数量的把握
概算集計 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を概算集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を数量的に概算集約

3 情報連絡体制

(1) FAXの優先利用

緊急性の高い連絡及び軽微な連絡等は一般加入電話及び携帯電話等によるが、災害対策本部、防災関係機関相互の重要事項の情報伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

(2) 有線通信が途絶した場合の措置

① 県、他市町村及び防災関係機関との連絡

地域衛星通信ネットワーク又は衛星携帯電話を利用するものとし、可能な場合は防災関係機関の無線局や事業所で開設している無線局の協力を得て行う。また、必要に応じて伝令を派遣する。

② アマチュア無線の活用

ア 非常の事態が発生し、又はおそれのある場合で災害対策上必要が生じたときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき、免許状以外に記載された範囲外の通信を行うことができる。

イ 災害時において有線通信が被害を受け使用不能となった場合は、アマチュア無線クラブ等の協力を得て、災害情報の収集・伝達等を行う。

4 市の実施体制

(1) 被害規模早期把握のための活動体制

地震の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害規模を推定するための関連情報を収集する。

① 庁内組織を通じた情報収集

ア 初期段階（災害対策本部設置前）の活動

庁内各部署に市民等から寄せられる被害情報及び各担当課が実施した初期活動の内容について消防防災課を通じて収集する。文書又は災害情報システムによる報告を基本とするが、急を要するときは口頭及び電話で行い、事後、文書等で報告を行う。

イ 災害対策本部設置後の活動

市民や現地に派遣した職員から災害対策本部各部(班)に寄せられる被害情報、現地の状況、市民の要望及び応急対策活動の実施状況等は、本部連絡員等を通じて収集する。報告方法は、初期段階と同様とする。また、災害の発生が勤務時間外の場合は、非常参集する職員は参集途上で確認した被災状況等を所属部長を通じて災害対策本部に報告する。

② 地域を通じた情報収集

被災現場での情報の収集及び伝達は、避難所担当職員、消防団、自治会、自主防災組織及びNPO団体等を通じて行うこととし、情報の一元化を図るため、窓口は災害対策本部とする。

- (2) 災害発生直後の被害情報収集と県等への伝達
初期段階から収集した各種情報は、配備体制及び災害対策本部設置の決定など活動体制の検討に活用するほか、県等に報告する。
 - ① 大規模な火災、災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに県防災局に火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号消防庁長官通知）第2速報基準に従い第一報を報告する。
 - ② 火災・災害等即報要領 第3直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、県に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内に分かる範囲で報告する。
- (3) 一般被害情報及び応急活動情報の収集と県等への報告
収集した情報は、行うべき応急対策活動の決定、市民、マスコミへの広報等に活用するほか、県及び防災関係機関等に報告する。
 - ① 防災関係機関等の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。
 - ② 把握した被害状況及び応急対策活動状況、災害対策本部の設置状況等を「災害報告取扱要領」（平成14年1月23日付け消第629号新潟県環境生活部長通知）により県に逐次報告するとともに、防災関係機関や市民にも情報を提供する。
 - ③ 避難所を開設したときは、職員又はボランティアの連絡員を通じて避難者の数、状況及び必要とされる食料、生活必需品等の情報を効率的に収集する。
- (4) 被害状況のとりまとめ
 - ① 各部署は、地震が発生してから応急対策が完了するまでの間、次の手順により災害対策本部へ被害状況及び活動状況を報告する。

報告区分	時期	留意事項
発生	覚知後直ちに報告し、以後、詳細が判明する都度とする。	・人的被害、建物被害を優先 ・出所を明確にする。
経過	原則として、1日1回とし、午前10時までとする。	・速報後に確認された事項 ・死者、負傷者及び建物の詳細情報
確定	被害の全容が判明し、被害状況が確定したとき。	・被災世帯人員等については、住所登録とも照合する。

- ② 災害対策本部は、各部署からの情報の集約については、次の点に留意する。
 - ア 至急確認すべき未確認情報を抽出し、最終確認を行う。（デマ、噂等も含む。）
 - イ 被害が軽微又は無被害である地域の把握
 - ウ 情報の空白地区の把握
 - エ 災害の全体像の把握
- (5) 災害情報の伝達
 - ① 集約した災害関連情報等は、災害対策本部会議を公開するなど、防災関係機関、報道機関及びライフライン・公共交通機関等に逐次還元する。
 - ② 市民に対しては、本章第6節「広報計画」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達を行う。

5 防災関係機関の実施体制

- (1) 被災情報の収集・伝達は、各機関がそれぞれ必要な事項に基づいて行うが、市、県及び他の機関から情報提供の要請があったときは、これに協力する。
- (2) 市が関係機関連絡員室を設置した場合は、各機関は可能な範囲内で職員を派遣し、市

災害対策本部及び派遣されている他の機関と相互の情報共有に努める。

第6節 広報計画

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時、市民等に迅速かつ的確に正確な情報を伝えることで民生の安定を図り、災害対策を円滑に実施する必要があるため、市、県及び防災関係機関等は相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

(2) それぞれの責務

① 市民、企業等の責務

地震・津波に関する情報に留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

② 市の責務

収集した情報及び県からの情報を市民等に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

ア 広報・広聴すべき事項

(ア) 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（心のケアを含む）に関する情報

(イ) 被害状況（行方不明者の数を含む人的被害、建築物被害）、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報

(ウ) 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報

(エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報

(オ) 自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等

(カ) 被災者の相談・要望・意見

(キ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

イ 手段

(ア) 電話・防災行政無線（戸別受信機含む。以下本節中同じ。）、CATV、個別訪問、広報車による情報発信及び印刷物の配付・掲示

(イ) 市民相談窓口の開設

(ウ) 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）

(エ) 安心メールによる情報発信

(オ) 緊急速報メールによる情報発信

(カ) インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

(キ) コミュニティメディアでの情報発信（新聞等での広告掲出を含む）

(ク) 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者等）への情報提供

③ 県の責務

地震発生後、地震・津波に関する全県的な情報を積極的に収集し、避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、市民等の安全を確保する。

また、市が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

④ 県警察の責務

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と

秩序を維持するため、概ね次の項目について広報を行う。

- ア 災害に乗じた犯罪の抑止情報
- イ 交通規制に関する情報
- ウ 市長から要請があった場合等の避難指示（緊急）広報
- ⑤ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の責務
 - 海上、沿岸部分における被害状況及び応急対策の実施状況を広報する。
- ⑥ 新潟地方気象台の責務
 - 地震が発生した場合、緊急地震速報（警報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震に関する情報等を提供する。
 - ア 広報すべき事項
 - 緊急地震速報（警報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震に関する情報等
 - イ 手段
 - (ア) 防災情報提供システム等での提供
 - (イ) 報道機関、県、市町村及び防災関係機関への説明会の実施
 - (ウ) インターネットによる情報発信
- ⑦ 高田河川国道事務所の責務
 - 民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。
- ⑧ ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）の責務
 - 地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、概ね次の項目について広報を行う。
 - ア 被災により使用できない区域
 - イ 使用可能な場合は、使用上の注意
 - ウ 復旧状況及び復旧見込み
- ⑨ 公共交通機関（鉄道、バス、船舶）の責務
 - 避難・救援活動が迅速に行われるよう、概ね次の項目について広報を行う。
 - ア 被災による不通区間の状況、運休及び運行・運航の取りやめ
 - イ 臨時ダイヤ・運行時間・経路変更及び代替手段
 - ウ 復旧状況及び復旧見込み
- ⑩ 報道機関の責務
 - 地震・津波に関する情報を入手したときは、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき放送する。
- ⑪ その他防災関係機関等
 - 市民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。
- ⑫ インターネットによる情報発信における連携
 - 各防災関係機関が市民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを張るなどして市民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。
- (3) 主な取組
 - 多様な手段を活用しながら、時機を失することなく広報する。
- (4) 要配慮者に対する配慮
 - ① 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
 - ② 視覚・聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示の組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。また、テレビ放送では字幕を併用するなどの配慮を行う。
 - ③ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。
 - ④ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

- ⑤ 地域内の要配慮者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。
 - ⑥ 地域情報に不案内な旅行者、遠距離通勤・通学者等に対し、企業、事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。
- (5) 代替情報提供機能の確保
地震、津波等による情報提供手段の途絶等を考慮し、あらかじめ代替機能の確保に努める。

2 業務の体系

- 地震発生直後における広報
↓
- 地震発生後において市が行う広報
↓
- 防災関係機関等が行う広報
↓
- 報道機関による広報

3 業務の内容

災害の発生が予想されるとき、又は災害発生後の各段階における広報活動は、次の事項を重点として行う。

(1) 地震発生直後における広報（地震発生後概ね3～4時間以内）

新潟地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震観測データに基づく情報（緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 ・ 必要に応じて、県、市、報道機関等に津波情報・予報、地震情報等について、説明会を開催する。
高田河川国道事務所 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する道路及び施設の被害状況や通行規制情報等について広報する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対する避難指示等 ・ 津波発生の危険性がある場合は、沿岸地域の住民等に防災行政無線、広報車、新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）等により広報するとともに、避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 ・ 消防団、自治会及び自主防災組織等の協力を得て避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。 ・ 地震の規模が大きく被害が甚大な場合、市長は必要に応じて、報道機関を通じて市民等に説明する。
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに被害状況を報道し、市民及び関係機関等の事態の把握を支援する。

(2) 地震発生後において市が行う広報

<p>災害応急対策初動期 (地震発生後概ね2日以内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況 ・ ライフラインの被害状況と使用に関する注意事項 ・ 避難所に関する情報 ・ 医療、救護、衛生及び健康に関する情報 ・ 交通規制に関する情報 ・ 水、食料及び生活必需品等の供給に関する情報 ・ 社会福祉施設等の稼働状況、受入れ状況に関する情報 ・ 災害ごみの処理に関する情報 ・ 保育園、幼稚園及び学校の休校等に関する情報 ・ 災害ボランティアに関する情報（広域に発信） ・ 義援金及び義援物資に関する情報（広域に発信） ・ 各種相談窓口に関する情報 ・ 市長は必要に応じ、被害状況及び対策の実施状況等に関し、報道機関を通じて市民等に説明する。 ・ その他、応急対策に必要な事項
<p>災害応急対策本格稼働期 (地震発生後概ね3日目以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒、衛生、医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報 ・ 保育園、幼稚園及び学校の再開予定に関する情報 ・ 仮設住宅に関する情報 ・ 市長は必要に応じ、今後の見通し及び復旧計画の方針等を、報道機関を通じて市民等に説明する。
<p>復旧対策期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書の発行 ・ 生活再建資金の貸付 ・ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 ・ その他生活再建に関する情報

(3) 防災関係機関等が行う広報

他の関係機関との緊密な連絡のもとに広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、各機関の所管する事項について随時適切な広報活動を実施する。

(4) 報道機関による広報

市等から公表された災害情報や依頼された災害広報について、市民等の安全確保と社会的混乱の防止を目的として、市民等に対し正確で迅速な報道を行う。

4 緊急を要する放送の要請

市は、災害により無線設備若しくは有線電気通信施設により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合等特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条の規定に基づき、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者をあわせて「全県波放送局」という。）に緊急情報の放送を要請するとともに、その内容を県に報告する。

なお、要請できる内容は、津波の襲来、火災の延焼等市民に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけとする。

- 全県波放送局
 - ・ 日本放送協会新潟放送局
 - ・ B S N新潟放送
 - ・ N S T新潟総合テレビ
 - ・ T e N Yテレビ新潟放送網
 - ・ U X新潟テレビ21
 - ・ エフエムラジオ新潟
 - ・ 新潟県民エフエム放送

5 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、災害対応の参考とする。

市	<ul style="list-style-type: none">・ 自主防災組織及び自治会等からの相談・要望等の受付・ 被災者のための相談窓口の設置
県	<ul style="list-style-type: none">・ 市の行う被災者のための相談活動に対する支援・ 災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取
ライフライン関係機関	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者相談窓口の開設

第7節 市民等避難計画

担当部署	総務課 能生事務所 青海事務所 市民課 福祉事務所 建設課 教育委員会 ◎消防本部
------	--

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時は、津波等地震による二次災害の危険がある場合を除き、行政による避難に関する情報の発令はないため、市民等は、緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

市は、市民の生命、身体を保護するため、避難所の開設を行い、関係機関と連携して避難経路の安全を確保する。

津波からの避難については、津波災害対策編第3章「第6節 津波避難計画」に定める。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

- ア 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。
- イ 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火にあたる。
- ウ 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- エ 避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
- オ 市が発令する避難に関する情報を正しく理解し、的確に行動する。

(ア) 高齢者等避難

高齢者等避難行動要支援者は、支援者の協力を得て、指定避難所等の安全な場所へ避難を開始する。高齢者等以外の人にも避難の準備をしたり、自主的に避難を開始する。

(イ) 避難指示

原則全ての市民は指定避難所等へ避難する。

(ウ) 緊急安全確保

その場に留まることが危険であり、直ちに身の安全を確保する。

- カ 異状を発見した場合は、直ちに市、消防本部等に通報する。
- キ 指定避難所以外の場所に避難する場合は市に避難先を連絡する。

② 企業、事業所等の責務

- ア 不特定多数の者が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- イ 必要に応じて、施設を緊急の避難場所として提供する。
- ウ 近隣での市民の救助活動に協力する。

③ 市の責務

- ア 地震発生後速やかに指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。
- イ 避難路の安全又は危険情報を速やかに広報する。
- ウ 指定避難所との双方向の通信手段を確保する。
- エ 指定避難所以外への避難者の状況を確認する。
- オ 避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。
- カ 二次災害※の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難を指示する。
※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等
避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。
- キ 要配慮者の受入れ体制の確立など、要配慮者に配慮した迅速な対応を図る。
- ク 旅行者等に対して避難路、指定緊急避難場所や指定避難所、安否情報等の広報が行える体制を整える。

④ 県の責務

ア 震度情報、津波に関する情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供して状況判断について技術的な支援を行う。

また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言するとともに、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

イ 前記の情報収集・提供を行う拠点を危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。

ウ 市の避難指示等の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

エ 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。

オ 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供等、必要な支援を行う。

カ 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の確保に係る支援を行う。

キ 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

⑤ 県教育委員会の責務

所管する県立学校の指定避難所としての使用に協力する。

⑥ 県警察の責務

ア 市民の避難途上の安全確保に協力する。

イ 必要に応じて、広域緊急援助隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出にあたる。

(3) 主な取組

適切な避難指示等の実施及び避難誘導等により、二次被害による人的被害発生を防止する。

避難誘導支援者の逃げ遅れを防止する。

(4) 要配慮者に対する配慮

① 情報伝達及び避難行動に制約がある要配慮者に対しては、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、市民等の支援のもと、安全な場所に避難させる。

② 市は、市民等の避難にあたっては、「糸魚川市個別避難計画」に基づき、自治会、自主防災組織、消防団、消防署、県警察、民生委員及び福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導を行う。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか点検を行う。

③ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

④ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

(5) 積雪期の対応

① 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

② 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

③ 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民の共助による注意呼びかけ等の活動を強化する。

④ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

- ⑤ スキー客等が一時的に帰れない状況にある場合は、宿泊施設の借り上げ等により避難場所の確保に努める。
- (6) 広域避難への対応
- ① 他市町村への避難協議等
 当市が被災した場合において、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求める。
- ② 県による協議等
 県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
- ③ 県による助言
 県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言する。
- ④ 避難元自治体と避難先自治体間の情報共有
 市及び県は、居住地以外に避難する被災者の情報について、避難元と避難先の自治体間による情報共有に努める。

2 業務の体系

- 市民等の自主避難に対する対応
- ↓
- 避難に関する情報の発令、伝達
- ↓
- 避難誘導

3 業務の内容

- (1) 市民等の自主避難に対する対応
 避難に関する情報発令前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに指定避難所を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。
- (2) 避難に関する情報の発令、伝達
- ① 二次災害の危険性がある場合は、速やかに当該地区の市民等に避難に関する情報を発令するとともに、指定避難所を開設する。
- ② 避難に関する情報の発令は、次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線及び広報車等による伝達のほか、自治会、自主防災組織、消防団、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。
- | | | | | |
|----------|-------|--------|---------|------------|
| ・ 避難対象地域 | ・ 避難先 | ・ 避難経路 | ・ 避難の理由 | ・ 避難時の注意事項 |
|----------|-------|--------|---------|------------|
- ③ 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。
- ④ 避難に関する情報を発令した場合は、発表時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。
- (3) 避難誘導
- ① 避難者は、可能な限り自治会、自主防災組織等を単位とした集団による避難を行う。
- ② 避難誘導にあたっては、自治会や自主防災組織、関係機関等から避難路の状況を確認し、二次災害の危険性の低い避難路を選定する。

4 避難に関する情報の発令

(1) 避難に関する情報発令の実施者

区分	実施者	発令の基準	根拠法令
高齢者等避難	市長	要配慮者、特に避難行動要支援者が避難行動を開始し、避難指示発令時に円滑な避難を実施させる必要があるとき。	避難情報に関するガイドライン(令和3年5月改定)
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	災害対策基本法第60条第1項
	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条
	知事	災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	河川の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。	水防法第29条

(2) 市民等への主な広報手段

地域	広報手段
糸魚川地域 青海地域	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、メール(安心メール・緊急速報メール)、インターネット、広報車、自治会長等への電話・FAX等
能生地域	上記のほか、CATV

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の実施者

区分(根拠法令)	実施者	備考

災害対策基本法	第63条第1項	市長	災害時の一般的な警戒区域の設定権	住民の生命・身体保護を目的とする。
	第63条第2項	警察官又は海上保安官（市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。）		
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（市長又はその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。）		
水防法	第21条第1項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所の警戒区域の設定権	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
	第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき。）		
消防法	第28条第1項 第36条	消防吏員又は消防団員	火災現場及び水害を除く他の災害現場における警戒区域の設定権	
	第28条第2項 第36条	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。）		

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には、法令で定めるところにより罰則を適用できる。

警察官、海上保安官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、ただちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて指定避難所を開設してこれらを受入れ、必要なサービスを提供するものとする。

第8節 避難所運営計画

担当部署	総務課 能生事務所 青海事務所 ◎市民課 環境生活課 福祉事務所 健康増進課 商工観光課 教育委員会 ガス水道局
-------------	---

1 計画の方針

(1) 基本方針

指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き先を得た段階で閉鎖する。指定避難所の開設・運営は市が行い、運営にあたっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い及び女性や子ども等の安全に十分に配慮する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

② 市の責務

ア 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、災害時応援協定団体による避難者の受け入れについて検討及び要請を行うとともに、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

イ 市は、避難所と災害対策本部との連絡体制を確保する。

ウ 市は、避難所における他市町村等からの応援職員の受入体制を整える。

③ 県・県警察の責務

県は、市の避難所の開設・運営を支援する。県警察は、避難所の保安等にあたる。

④ 避難所予定施設の管理者の責務

避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

(3) 主な取組

目標時間	対応
地震発生後 3 時間以内	指定避難所開設（施設の安全確認、職員配置）
地震発生 6 時間後	避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。
地震発生 12 時間後	必要に応じて仮設トイレを設置する。
地震発生から概ね 3 日以内	避難者の入浴の機会を確保する。
地震発生から 2 か月程度	避難所での生活を概ね終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(4) 避難所運営の留意点

① 一般的事項

- ア 指定避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。
- イ 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の設置や巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
- ウ 運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。
- エ 避難者に食料、生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
- オ 避難者1人当たり3～4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティション、段ボールベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。
- カ 避難所の建物外の避難者には、テント等を提供する。
- キ トイレは、仮設トイレも含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障害者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。なお、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。
- ク テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- ケ 避難者による避難所運営組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。
- コ 入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- サ 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- シ 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
- ス 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- セ 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- ソ 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
- タ 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。
- チ 市は、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、チ獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ② 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営
- 避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。
- ア 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する。
- イ 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。
- ウ 避難者による避難所運営組織に対しては、男女双方が参画できるよう配慮を求めらる。

- エ 男女及び性的少数者のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。
- オ 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。
- カ 夜間の授乳、夜泣き対応のための部屋の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- キ 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ク 身体障害者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレを設置や、入浴施設への送迎、個室の浴室の設置などに努める。
- (5) 要配慮者への配慮
- ① 避難所での配慮
- ア 市は、指定避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。
- イ 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置等、要配慮者の情報環境に配慮する。
- ウ 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。
通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障害者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。(人工呼吸器装着者、在宅酸素療法等電気を必要とする患者の場合は、電気が使える施設へ直ちに移動させる。)
- ② 福祉避難所の開設
- ア 市は、要配慮者が一時的に福祉施設等に入所する必要があると認めたときは、福祉施設等と連携し、指定避難所から福祉施設等への避難を支援する。
また、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設する。
- イ 県は、市による対応で施設等が不足する場合には、県内関係機関と調整する。また、施設への緊急入所を必要としない程度の要介護高齢者、障害者等については、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて、福祉避難所を開設する。
- ウ 福祉避難所には、障害者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。
- (6) 積雪期の対応
- ① 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他の避難所を開設し収容する。
- ② 暖房器具及び採暖用具の配置並びに早期の温食提供等に配慮する。

2 業務の体系

- 地震発生後 24 時間以内の業務
- ↓
- 地震発生後 3 日目以内の業務
- ↓
- 地震発生後 3 日目以降の業務

3 業務の内容

(1) 地震発生後 24 時間以内の業務

① 市の役割と対応

ア 指定避難所開設（～3 時間）

(ア) 福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の受入れ

(イ) 職員配置及び避難所開設報告

避難所担当職員は、職員の配置状況及び避難者の状況等を一般加入電話、携帯電話及び伝令等により災害対策本部へ報告する。

(ウ) 施設の安全確認

イ 避難者の状況把握（～6 時間）

(ア) 避難者数・ニーズの把握及び報告

(イ) 避難所備蓄物資の提供

ウ 外部からの応援受入開始（～12 時間）

(ア) 避難所運営応援職員の受入れ

(イ) ボランティアの配置

(ウ) 食料・生活必需品提供の開始

(エ) 仮設トイレ設置

(オ) 冷房器具の手配（夏季）

(カ) 暖房器具及び燃料の手配（冬季）

(キ) 市保健班及び市救護班の派遣

(ク) 避難行動要支援者支援要員の配置

エ 避難行動要支援者の移動（～24 時間）

(ア) 傷病者等の医療機関への搬送

(イ) 福祉施設等への緊急入所

② 県の役割と対応

ア 指定避難所開設時の支援（～3 時間）

(ア) 県施設避難所の開設への協力

(イ) 施設の応急危険度判定要員派遣

(ウ) 自衛隊へ傷病者等の搬送、食料・物資輸送の要請

イ 避難所運営の応援（～12 時間）

(ア) 避難所運営応援職員の派遣

(イ) 食料・生活必需品の調達・配送（県備蓄物資の提供）

(ウ) 仮設トイレの手配

(エ) 県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣

(オ) 看護師及び保健師の派遣

ウ 避難行動要支援者の移動（～24 時間）

(ア) 受入れ医療機関の確保

(イ) 福祉関係者への協力依頼

(2) 地震発生後 3 日目以内の業務

① 市の役割と対応

ア 避難所の拡充・充実

(ア) 屋外避難者へのテント等提供

(イ) 避難所環境の改善（段ボールベッド、パーティション等設置）

(ウ) 避難者による避難所運営組織編成

・ 県に、自衛隊に対する避難者用テント設営の要請を依頼する。

・ 県警察に、避難所における保安対策の実施、市民が避難した地域の保安・警備を要請する。

・ 東北電力㈱に、早期の避難所施設への電力供給を要請する。

- ② 県の役割と対応
 - ア 自衛隊に避難者用テント設営を要請
- ③ 自衛隊の役割と対応
 - ア 県からの要請により避難者用テントを設営
- ④ 県警察の役割と対応
 - ア 避難所における保安対策の実施
 - イ 住民が避難した地域の保安・警備
- (3) 地震発生後3日目以降の業務
 - ① 市の役割と対応
 - ア 避難者サービスの充実（3日～）
 - (ア) 入浴機会の確保
 - (イ) 避難所での炊飯開始
 - (ウ) 避難者の随伴ペットの保護及び飼育用資機材・飼料の手配
 - (エ) 臨時公衆電話等の設置を要請
 - ② 県の役割と対応
 - ア 避難者サービス充実への協力（3日～）
 - (ア) 自衛隊に現地炊飯及び入浴支援を要請
 - (イ) 入浴施設への協力依頼
 - イ 避難所・避難者の集約（7日～）
 - ③ 自衛隊の役割と対応
 - ア 避難者サービス充実への協力（3日～）
 - (ア) 県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施
 - ④ 電気通信事業者の役割と対応
 - ア 避難者サービス充実への協力（3日～）
 - (ア) 市の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置

第9節 避難所外避難者の支援計画

担当部署	総務課 能生事務所 青海事務所 ◎市民課 環境生活課 福祉事務所 健康増進課 商工観光課 ガス水道局
-------------	---

1 計画の方針

(1) 基本方針

避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送等、必要な支援を行う。

なお、「避難所外避難者」とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(2) それぞれの責務

① 避難所外避難者等の責務

市、消防本部、県警察又は最寄りの指定避難所に、現況を連絡する。

② 市の責務

避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

③ 県の責務

市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

④ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の責務

避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

(3) 主な取組

① 避難所外避難者の状況は、地震発生後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

② 避難所外避難者の状況把握を行う際は、次の点に留意し、必要に応じて指導を行う。

ア 避難場所は二次災害の危険性が低い場所であること。（土砂崩れ、建築物等の倒壊の危険性がなく、かつ周囲に危険物等が集積されていない場所）

イ 給水、給食等の支援活動を容易に受けられる状況にあること。

ウ 自治会、自主防災組織等との連絡が容易に行える状況にあること。

③ 避難所外避難者は、次の点に留意する。

ア 自動車内で生活する場合は、排気ガスによる一酸化炭素中毒に注意するとともに、エコノミークラス症候群（急性肺動脈血栓塞栓症）を予防するため、適度な水分補給や体操等を行うよう努める。

イ 自身の避難状況を適宜、市、自治会又は自主防災組織等へ連絡すること。

(4) 要配慮者に対する配慮

指定避難所外に避難した要配慮者に対しても健康管理及びこころのケア等に配慮することとするが、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(5) 積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く指定避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2 業務の体系

- 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

↓

- 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

3 業務の内容

- (1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

市は、県の支援や自治会、自主防災組織等の協力のもと、指定避難所外での市民の避難状況の調査（場所、人数、支援の要否・内容等）を行う。

- (2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

市は県の支援や自治会、自主防災組織、市災害時応援協定団体、県災害救援ボランティア本部、市災害ボランティアセンター、NPO等の協力のもと、新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウス等）、食料・物資の供給、避難者の健康管理、健康指導等を実施する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画

担当部署	総務課 ◎消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 自衛隊の災害派遣基準

- ① 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- ② 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- ③ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

2 業務の体系

- 災害派遣要請手続

↓

- 自衛隊派遣部隊の受入れ体制の整備

3 業務の内容

(1) 災害派遣要請手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を県の防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出する。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

県の災害派遣担当窓口	住所等
防災局 危機対策課 危機対策第1	住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話 025-285-5511(代)(内6434、6435、6436) 025-282-1638(直通) 防災無線(発信番号)-40120-6434、6435、6436 NTT FAX 025-282-1640 衛星 FAX (発信番号) 401-881

(2) 自衛隊派遣部隊の受入れ体制の整備

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

- ① 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- ② 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
- ③ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- ④ 派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

4 自衛隊による市への連絡幹部の派遣

市長が連絡幹部の派遣を要請した場合又は自衛隊が被災地に部隊を派遣した場合には、連絡幹部を市に派遣し、連絡調整を実施する。

また、「特別警報」発表時は、速やかに派遣する。

なお、市は連絡幹部の受け入れにあたっては、部隊の作業が効率的に実施できるように執務室等の施設を提供する。

5 災害派遣による救援活動の区分及び概要

救援活動区分	概要
①被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②避難の援助	避難指示等が発令され、避難及び立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防及び護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤消防活動	火災に対し、消防車その他の消防用具（航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたる。
⑥障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合で、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合、それらの啓開又は除去にあたる。
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所属に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物等の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等の危険物等の保安及び除去を行う。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置をとる。

6 調整先

災害派遣調整先(要請先)	住所等
陸上自衛隊 第12旅団長	住所 〒372-3549 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 1017-2 第12旅団第3部防衛班 電話 0279-54-2011 (内線 230) NTT FAX 0279-54-2011 FAX 切替 内線 2239
	連絡窓口 第2普通科連隊第3科 住所 〒943-8501 上越市南城町3丁目7番1号 電話 025-523-5117 (内線 235、237) NTT FAX 025-523-5117 FAX 切替 内線 239 防災無線(発信番号) -673-30

7 災害派遣部隊の撤収

市長は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民生の安定等に支障がないよう関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、撤収要請依頼書を県知事に提出する。

8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とするが、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- (1) 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- (3) 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- (4) 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- (5) 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

第11節 輸送計画

担当部署	◎商工観光課 農林水産課 建設課 都市政策課
------	------------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（国、県、市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）等の輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

- ア 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- イ 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合等、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。
- ウ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。
- エ NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

② 県の責務

- ア 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- イ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。
- ウ 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- エ 災害発生 of 初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路の啓開までの間、輸送を行う。
- オ 災害の規模により、被災市町村が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講ずる。

③ 県警察の責務

- ア 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- イ 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

④ 輸送関係機関の責務

自動車・海上・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導のもと、県災害対策本部との連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

⑤ 輸送施設管理者の責務

道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

(3) 主な取組

- ① 車両等の輸送手段は、概ね6時間以内に確保する。
- ② 緊急輸送ネットワークは、概ね24時間以内に確保する。
- ③ 輸送活動の優先順位は、次のとおりとする。

- ア 総括的に優先されるもの
- (ア) 人命の救助及び安全の確保
 - (イ) 被害の拡大防止
 - (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

第1段階 (災害発生直後初動期)	<ul style="list-style-type: none"> ① 救助・救急活動及び医療救護活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重傷患者 ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設及び物資輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (応急対策活動期)	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1段階の続行 ② 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧活動期)	<ul style="list-style-type: none"> ① 第2段階の続行 ② 災害復旧に必要な人員及び物資 ③ 生活用品 ④ 郵便物 ⑤ 廃棄物の搬出

(4) 要配慮者に対する配慮

歩行困難者など移動が困難な避難行動要支援者のため、避難移動を目的とした車両確保に努める。

(5) 積雪期の対応

- ① 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。
- ② 各施設の管理者は、降積雪による被害の防ぎよ、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 業務の体系

- 緊急輸送ネットワークの確保
- ↓
- 輸送手段の確保
- ↓
- 物資輸送拠点の確保
- ↓
- 緊急通行車両の確認
- ↓
- 応援要請
- ↓
- 輸送の実施

3 業務の内容

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

市は、市内主要道路の被災状況を調査し、発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。また、市道における交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため交通規制を実施する。

(2) 輸送手段の確保

市は、平常時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にするとともに、応急対策に必要な車両を確保する。また、災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合は、他の市町村又は県に調達の斡旋を要請する。

(3) 輸送中継基地の確保

市は、避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘察し、物資等の集積・配送の拠点となる地域内輸送拠点の確保に協力する。

<広域物資輸送拠点の機能>

- ① 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
- ② 地域内輸送拠点等への物資の配送

(注) 配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う。

<地域内輸送拠点の機能>

- ① 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管
- ② 避難所等への物資の配送

(注) 配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う。

<物資輸送拠点の開設に係る市及び県の業務>

- ① 物資輸送拠点の施設管理者との調整 (県)
- ② 物資輸送拠点への職員等の派遣 (県)
連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流業者等の専門家等
- ③ 物資輸送拠点への資機材等の配備 (県)
- ④ 市及び県の災害対策本部との連絡体制の確保 (市及び県)

(4) 応援要請

市は、車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合等、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(5) 輸送の実施

市は、本計画に基づき輸送を実施する。また、配送、保管にあたり衛生面に配慮する。

(6) 応援要請を受けた場合の支援体制

市は、他の市町村から応援要請を受けた場合は、本計画に基づき、速やかに支援を行う。

■ 市指定輸送拠点

名 称	所在地	ヘリ発着
亀が丘体育館	糸魚川市一の宮 1-2-4	×
能生保健センター	糸魚川市能生 1170-12	×
青海総合文化会館	糸魚川市青海 4657-3	×

■ 県指定輸送拠点

施設名	名 称	所在地	ヘリ発着
県施設	糸魚川地域振興局	糸魚川市南押上 1-15-1	×
港湾・漁港	姫川港、能生漁港		中継基地
J Rターミナル	糸魚川駅	糸魚川市大町 1-7-10	×
車両ターミナル	西頸城運送(株)本社糸魚川ターミナル	糸魚川市寺島 3-3-37	中継基地

第12節 警備・保安及び交通規制計画

担当部署 ◎建設課 消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

警察本部は、平素から国、県及び市並びに防災関係機関・団体と緊密な連携のもとに総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施するものとする。

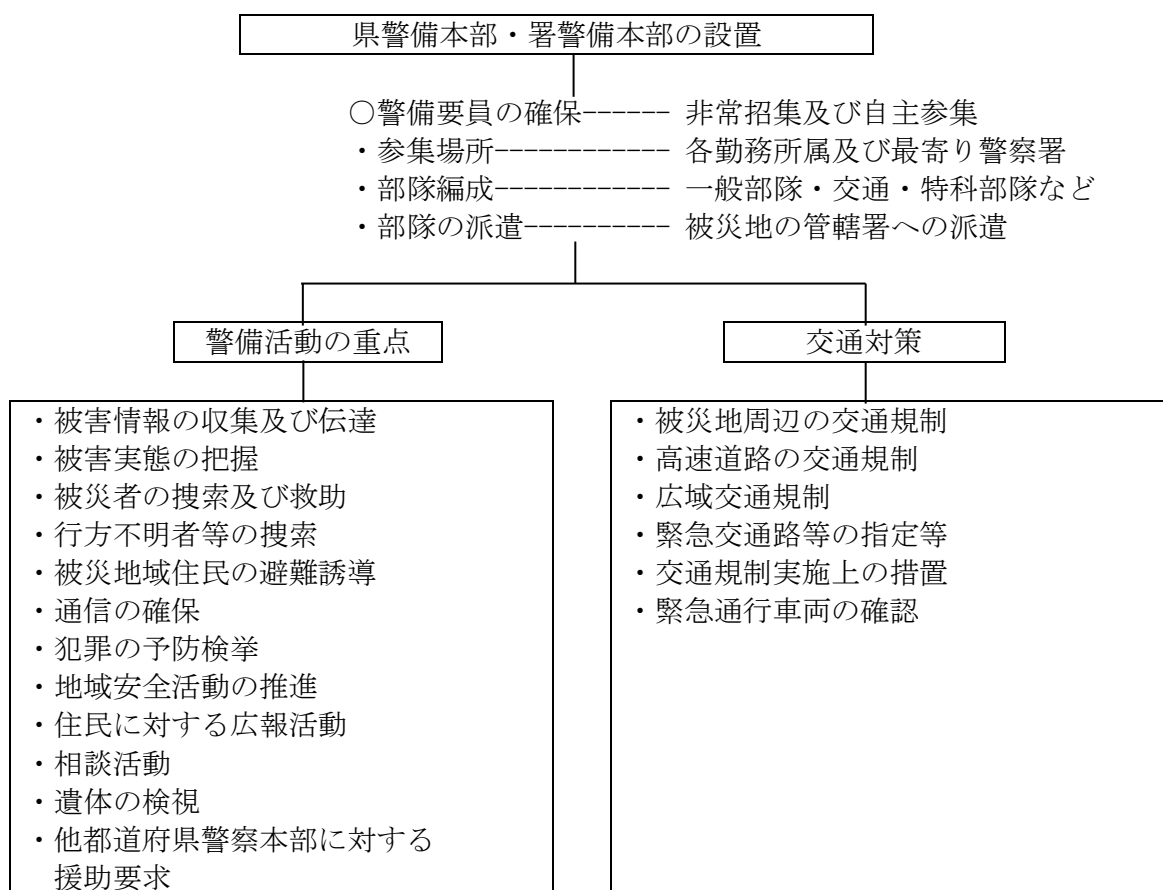
(2) 要配慮者に対する配慮

市民の避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。

(3) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

2 警察本部における応急対策フロー図



3 県警察本部における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

- (1) 警備体制の確立
 - ① 指揮体制の確立
 - ② 警備要員の確保
- (2) 警備活動の重点
 - ① 情報の収集及び伝達
 - ② 被害実態の把握
 - ③ 被災者の捜索及び救助
 - ④ 行方不明者等の捜索
 - ⑤ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導
 - ⑥ 通信の確保
 - ⑦ 犯罪の予防検挙
 - ⑧ 地域安全活動の推進
 - ⑨ 住民に対する広報活動
 - ⑩ 相談活動
 - ⑪ 遺体の検視
 - ⑫ 他都道府県警察本部等に対する援助要求
- (3) 災害警備活動に対する関係機関の協力
県警備本部長又は署警備本部長は、県、市、消防本部、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動状況を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。
 - ① 市及び県
 - ア 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。
 - イ 県警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に県・市災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。
 - ② 消防本部
 - ア 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。
 - イ 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。
 - ③ その他関係機関
 - ア 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。
 - イ 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、県警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

4 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

- (1) 情報の収集
下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。
 - ① 緊急交通路
 - ② 避難路

- ③ 交通規制実施時の迂回路
 - (2) 交通規制の実施
 - 大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。
 - ① 被災地周辺の交通規制
 - ② 高速道路の交通規制
 - ③ 広域交通規制
 - ④ 緊急交通路等の指定
 - ⑤ 緊急交通路等における車両等の措置
 - (3) 交通規制実施上の措置
 - ① 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置
 - ② 主要交差点対策
 - (4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認
 - 県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続等は、次のとおりである。
 - ① 緊急通行車両の確認範囲
 - 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。
 - ア 警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関するもの。
 - イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの。
 - ウ 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。
 - オ 被災地の施設及び設備の応急の復旧に関するもの。
 - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。
 - キ 犯罪の予防、交通規制その他被災地域における社会秩序の維持に関するもの。
 - ク 緊急輸送の確保に関するもの。
 - ケ その他災害の発生を防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関するもの。
 - ② 規制除外車両の確認範囲
 - 民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、主に次の業務に従事する車両を、順次、規制除外車両の範囲の拡大に応じて、確認の対象とする。
 - なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。
 - ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両
 - オ 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
 - カ 路線バス・高速バス
 - キ 霊柩車
 - ク 一定の物資（被災地への必要物資等）を輸送する大型貨物自動車
 - ③ 確認事務の実施区分等
 - 交通規制時において、①に掲げる緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により県知事及び県公安委員会が実施する。
 - ④ 緊急通行車両の事前確認届出
 - ⑤ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認標章等の交付
- (5) 運転者のとるべき措置
 - 県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

- ① 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
 - エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- ② 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
 - ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- ③ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができなかつたりするときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）
- (6) 関係機関との協力
交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。
- (7) 広報
交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

第13節 海上における災害応急対策

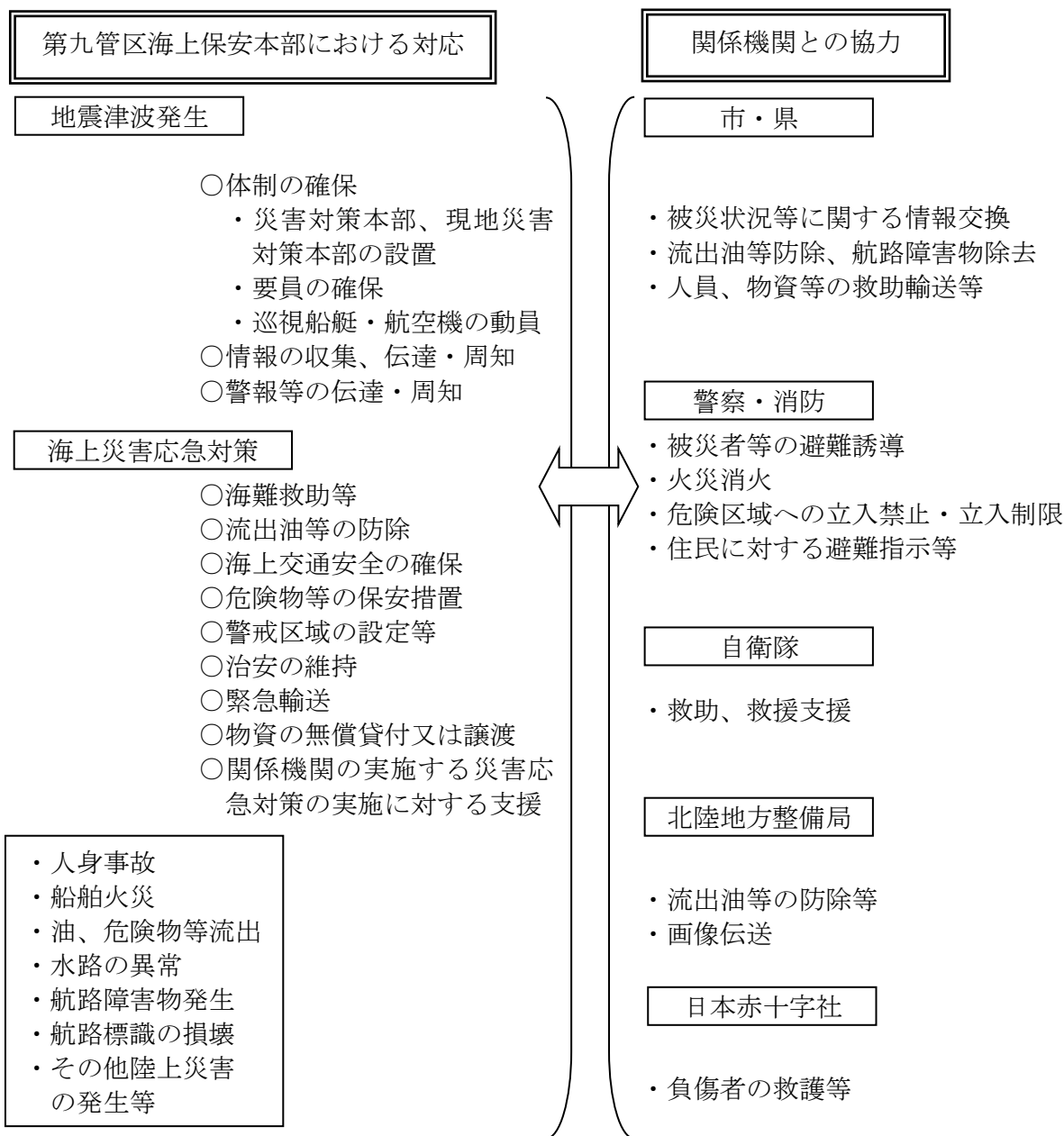
担当部署 商工観光課 農林水産課 ◎消防本部

1 計画の方針

大規模地震発生時、海上においては、津波等による多数の人身事故及び船舶海難の発生、大量の油及び有害液体物質等の流出、沿岸及び海上における火災の発生等甚大な海上災害の発生が予想される。

これら地震による大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、第九管区海上保安本部は、必要に応じて対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

2 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）における応急対策フロー図



3 地震津波発生時の対応

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 体制の確保
- (2) 情報の収集及び伝達・周知
- (3) 警報等の伝達・周知

4 海上災害応急対策

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 海難救助等
- (2) 流出油等の防除

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

- 防除対策推進のための組織体制の整備
- オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
- 防除作業の実施、援助及び協力
- 市民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難指示及び陸上交通規制等の措置

- (3) 海上交通安全の確保
- (4) 危険物等の保安措置
- (5) 警戒区域の設定等
- (6) 治安の維持
- (7) 緊急輸送
- (8) 物資の無償貸付又は譲渡
- (9) 関係機関の実施する災害応急対策の実施に対する支援

5 関係機関等への支援

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、次に掲げる措置を行う。

- (1) 緊急輸送
- (2) 物資の無償貸付け又は譲与
- (3) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

6 関係機関との協力

地震、津波等による海上災害に対処するため、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、市、県、県警察、消防本部、自衛隊等はそれぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

- (1) 市及び県
 - ① 被災状況、避難の必要性、避難者の動向等、情報交換を密接に行う。
 - ② 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。
 - ③ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送等、支援を必要とするときは速やかに要請する。
 - ④ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。

(2) 県警察

- ① 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助にあたる。
- ② 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- ③ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示等及び避難誘導にあたる。

(3) 消防本部

- ① 関係機関とともに、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助にあたる。
- ② 初期消火及び延焼の防止にあたっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- ③ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。
- ④ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- ⑤ 関係機関の協力を得て、沿岸住民及び危険物等貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(4) 自衛隊

- ① 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び市・県からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
- ② 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(5) 北陸地方整備局

- ① 関係機関と連絡をとり流出油の防除等災害応急対策に協力する。
- ② 第九管区海上保安本部等が撮影した画像情報の関係機関へ伝送等について協力する。

(6) 日本赤十字社

- 関係機関と連絡をとり、負傷者の救護に当たる。

第14節 消火活動計画

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

家屋等の倒壊等による同時多発火災に対し、市民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(2) それぞれの責務

① 市民、企業、事業所、学校等の責務

地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

② 消防団の責務

消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動にあたる。

③ 消防本部の責務

ア 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

イ 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下この節において「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

④ 県の責務

県は、地震により大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 主な取組

発生した火災に対し、市民の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(4) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自治会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(5) 積雪期の対応

① 市民の対応

ア 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか日ごろから点検する。

イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

② 消防機関の対応

ア 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

イ 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資機材等の輸送に対する協力を要請する。

ウ 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(6) 惨事ストレス対策

ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請

する。

2 業務の体系

- 初期消火・通報
- ↓
- 消火活動
- ↓
- 広域応援要請

3 業務の内容

(1) 初期消火・通報

- ① 市民、企業、事業所、学校等は、家庭及び職場等において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報する。
 - ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。
 - イ 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。
 - ウ 消防機関に迅速に火災発生を通報する。
- ② 地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行う。
- ③ 消防団は、指揮者の総括的な統制のもとに火災防ぎょ活動にあたる。
 - ア 消防団の参集
参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所定の部署へ参集し、消防資機材等を準備する。
 - イ 初期消火の広報
出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。
 - ウ 情報の収集、伝達
現地の火災状況等を消防本部へ電話、無線等により連絡する。
 - エ 消火活動
消防隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動にあたる。
消防隊の到着後は、協力して消火活動等にあたる。

(2) 火災対策

消防団及び消防本部は、人命の安全を最優先とし、適切な消火活動を行う。

- ① 消防職員の招集
消防本部は、火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。
- ② 火災情報の収集
119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団、自治会及び自主防災組織等からの情報、森林管理者等からの情報を収集する。
- ③ 緊急車両等の通行路の確保
 - (ア) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。
 - (イ) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。
- ④ 火災防ぎょ活動

- (ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。
 - (イ) 火災の規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保を考慮した消防活動を行う。
 - (ウ) 避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。
- ⑤ 消防水利の確保
消防機関は、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図る。
 - ⑥ 大規模火災発生時の県の活動
県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ伝送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市長等の要請に応じて消防活動等を行う。
 - ⑦ 船舶火災・流出油等の火災防ぎょ
第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動にあたる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。
- (3) 広域応援要請
- ① 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を要請する。
 - ② 消防本部は、上記①によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。
 - ③ 消防本部は、上記①・②の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。
 - ④ 市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、本章第10節「自衛隊の災害派遣計画」に基づき、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い、必要な消火体制を確保する。

第15節 救急・救助活動計画

担当部署	健康増進課 ◎消防本部
------	-------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により被災した市民等に対し、市、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、被害が甚大であり広域にわたる場合は、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援隊、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）等の関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

(2) それぞれの責務

① 市民等の責務

救助すべき者を発見した被災地の地域住民及び災害現場に居合わせた者は、直ちに消防本部に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動にあたる。

② 市の責務

市は、糸魚川市医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護にあたる。

③ 消防職員及び消防団員の責務

消防職員及び消防団員は、「消防職員初動マニュアル」の定めるところにより、直ちに自主的に所定の部署に参集するとともに、消防署所及び消防団は救助隊を編成し、指揮者のもとで救急・救助活動を行う。

④ 消防機関の責務

ア 消防本部は、多数の災害現場及び要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位を設定し、現地での住民の協力を得る等、効率的な救急救助活動を行う。

イ 消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに市・県地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急救助体制を迅速に確立する。

ウ 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局）以下「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

⑤ 県・県警察本部の責務

ア 県は、市の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

イ 県警察本部は、市等からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。

ウ 県、県警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急・救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

⑥ 第九管区海上保安本部の責務

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、災害が発生したとき、関係機関等と協力のうえ次に掲げる救急・救助活動を行う。

ア 海上における救助活動

イ 陸上災害に対する支援

⑦ 新潟DMATの責務

新潟DMATは、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、ドクターヘリ基地病院は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMATの移動、患者の搬送等に活用することができる。

(3) 主な取組

- ① 市民、自治会及び自主防災組織による迅速な初動対応体制の整備を図る。
- ② 消防職員及び消防団員等による迅速な救助の実施を図る。
- ③ 新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等により、現地における迅速な負傷者等の手当を実施する。
- ④ 市、消防本部及び県による他機関等への応援要請等により、必要な救急救助体制を確立する。
- ⑤ ヘリコプター保有機関の相互の協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動の安全かつ迅速な実施を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

市民、市、消防本部及び県警察本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

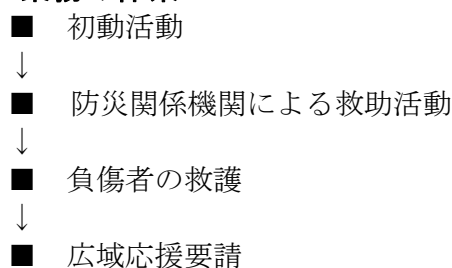
(5) 積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治会及び自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防機関、県警察は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

(6) 惨事ストレス対策

- ① 救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- ② 消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 初動活動

① 市民等

ア 災害現場に居合わせ救助すべき者を発見した市民等は、自主防災組織や地元消防団に協力を求めるとともに、直ちに消防本部に通報し、救助隊の出動を要請する。

イ 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。

ウ 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応ずるものとする。

② 消防団及び自主防災組織等

消防団員は、直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。自主防災組織等は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、救助隊の到着までの間、救助活動及び応急手当を行う。また、救助隊到着後

も協力を求められた場合はこれに協力する。

(2) 防災関係機関による救助活動

- ① 消防本部は、災害現場で活動中の消防団及び自主防災組織等から情報を収集し、必要な救急・救助活動を実施する。
- ② 消防本部は、大規模な災害が発生し、又は災害現場が多数に及ぶ場合等は、出動対象の選定と優先順位を設定し、現地での住民の協力を得る等、効率的な救急救助活動を行う。また、必要に応じて県警察に救急・救助活動の応援を要請する。
- ③ 県警察は、市及び消防本部等から救出・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。
- ④ 市及び消防本部は、水害及び山間地で発生した災害等において、地上からの救出救助活動が困難であると判断したときは、県又は県警察等にヘリコプターによる救助を要請する。
- ⑤ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、関係機関及び地方公共団体から陸上における救急、救助活動等に係る支援要請があったときは、海上における災害応急対策の実施に支障のない範囲においてその支援にあたるとともに、巡視船による医療活動場所の提供や災害応急対策活動に当たる従事者の輸送又は宿泊場所の提供等を行う。

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

- ① 市は、多数の負傷者が発生するなど必要な場合、糸魚川市医師会から医師の派遣等の協力を得て、現場付近の学校等に現地救護所を開設して負傷者等の救護にあたる。また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。医療機関への搬送が必要な場合は、救急車の出動を要請するとともに、必要に応じて警察に協力を求める。
- ② 消防本部は、新潟県救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。
- ③ 新潟DMA Tは、関係機関等と連携し、次の救急救護活動を行う。
 - ア 被災地内のDMA Tに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。
 - イ 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。
 - ウ 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域医療搬送）を行う。
 - エ 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。
 - オ 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。
- ④ 市、消防本部及び医療機関等は、救急車での負傷者の搬送が困難な場合等、必要があるときは、ドクターヘリ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプター等による搬送を県又は県警察に要請する。

ただし、医療機関等その他関係機関は、やむを得ない場合を除き、原則として、消防本部、警察署等を通じて要請するものとする。

(4) 広域応援要請

- ① 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。
- ② 消防本部は、上記①によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れるものとする。
- ③ 消防本部は、上記①・②の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備するものとする。

- ④ 市は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても救急・救助活動に対応できないと判断した場合は、本章第10節「自衛隊の災害派遣計画」に基づき自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。

4 海上における救助活動

第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊により捜索救助を行う。

第16節 医療救護活動計画

担当部署	◎健康増進課 消防本部
------	-------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により多数の負傷者が発生したとき、市は、糸魚川市医師会、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得て、災害から市民の生命、健康を守るために円滑な医療救護活動を行う。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 迅速かつ的確な医療救護活動を提供するために、災害発生直後から医療機関等の情報収集を行う。

イ 必要に応じ、指定避難所等に救護所を設置し、医療救護活動等を行う。

ウ 県災害救援ボランティア本部及び市ボランティアセンターと情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

② 県の責務

ア 迅速かつ的確な医療を提供するために、災害発生直後から市及び医療機関等から、広域災害・救急医療情報システム等により、必要な情報収集を行う。

イ 糸魚川地域振興局健康福祉部（糸魚川保健所。以下、本節において「糸魚川保健所」という。）は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、災害保健対策現地本部を設置する。

ウ 県は、市と情報共有し、地域住民の生命及び健康を守るため医療救護活動を行う。

エ 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。

オ 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

カ 県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

キ 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣に関する調整を依頼する。

③ 医療機関の責務

医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

④ 災害拠点病院の責務

ア 災害拠点病院（地域災害拠点病院である糸魚川総合病院）は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

イ 県から救護班の派遣要請があった場合、又は派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

ウ 拠点となる医療関係機関においては、災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

⑤ 新潟DMA T指定医療機関の責務

新潟DMA T指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

⑥ ドクターヘリ基地病院の責務

災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(3) 主な取組

市、県、医療機関及び医療関係団体が緊密な情報共有と協力体制の下に、救護所及び医療機関において、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

(5) 積雪期の対応

救護所開設時には、暖房器具を配置する。

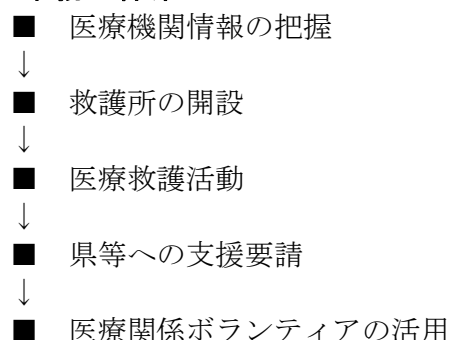
(6) 活動の調整

避難所の設置が長期間と見込まれ、市だけでは傷病者への対応が困難と見込まれる場合、糸魚川保健所長は救護センターを開設する。また、糸魚川保健所長を災害医療コーディネーターとし、被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県医薬国保課等からあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。

(7) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 医療機関情報の把握

① 糸魚川保健所及び糸魚川市医師会は、それぞれ医療機関について次の情報を収集する。（糸魚川保健所：病院及び透析実施機関、糸魚川医師会：診療所）

ア 施設・設備の被害状況

イ 負傷者等の状況

ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）

エ 医療従事者の確保状況

オ 医療資器材等の需給状況

② 市及び消防本部は、糸魚川保健所及び糸魚川市医師会から医療機関についての情報を収集する。

(2) 救護所の開設

① 市は、災害により多数の負傷者が発生し医師による初期医療が必要なときは、糸魚

川市医師会の協力を得てあらかじめ定められた場所に救護所を開設する。

救護所予定施設は、資料 11-2 のとおり。

なお、救護所が被災現場から遠距離の場合や狭い地域に限定される場合等は、近傍の指定避難所等に開設することとし、その際は、直ちに糸魚川市医師会に連絡する。

② 必要に応じて、新潟県柔道整復師会上越支部にも協力を依頼する。

(3) 医療救護活動

① 救護所における活動

市は、救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援を要請する。

ア トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）

イ 診療及び実施可能な応急処置

ウ 医療機関（災害拠点病院）への移送手配

エ 軽傷者への治療指導及び保健指導

オ 医療救護活動の記録

カ 死亡の確認

キ 救護所の患者収容状況等の活動状況報告

② 患者等の搬送

ア 医師による応急処置を必要とする傷病者の救護所までの搬送は、家族、自治会、自主防災組織及び防災関係機関が協力して行う。

イ 医療機関での処置が必要な傷病者については、救急隊により速やかに搬送する。

ウ 消防本部は、多数の負傷者が発生、又は発生することが予想されたときは、救急隊の増強を図る。

③ 医療資器材等の供給

市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援を要請する。

④ 医療機関の活動

医療機関及び災害拠点病院は、傷病者の収容要請を受けたときは速やかに受入れ体制を確立し、医療救護を行う。また、災害拠点病院は、被災状況によりDMATの派遣を検討する。

(4) 県等への支援要請

市は、大規模な地震が発生し、自らの医療救護活動のみでは対応できないときは、速やかに県に対し被害状況を報告するとともに、支援を要請する。

(5) 医療関係ボランティアの活用

市災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(6) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による支援

① 県は必要に応じて国に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣調整を要請する。

② DHEAT構成員は、県の要請に応じ、医療救護活動に係る指揮調整業務の円滑化を図るため、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

第17節 防疫及び保健衛生計画

担当部署	健康増進課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなったりすることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

② 市の責務

災害等の発生時の被災地域における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策を行う。

③ 県の責務

市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地域における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

(3) 主な取組

災害時における被災地域の保健衛生対策、消毒及び感染症の予防や感染症患者の早期発見のための各種措置を実施するとともに、飲食に起因する食中毒等の発生防止のための食品の衛生監視、及び被災地域住民の心身の健康保持を図るため、食事に関する栄養指導やこころのケアを行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

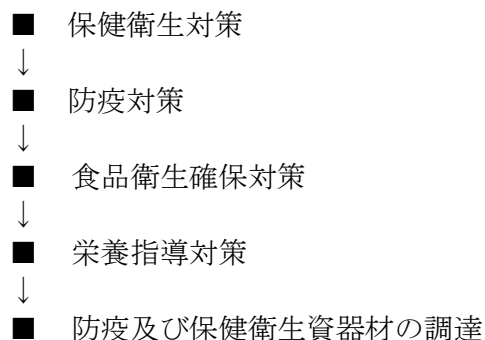
市及び県は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(5) 積雪期の対応

冬季間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等に暖房器具を配置する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や防疫資器材等の運搬計画等に万全を期する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 保健衛生対策

市が実施する保健衛生対策は、次のとおりである。

- ① 被災者の避難状況把握及び県への報告
- ② 避難所等の整備、健康相談等の実施
- ③ 避難所等の生活環境整備
 - ア 食生活の状況（適切な食支援への対応及び食中毒の予防等への対応）
 - イ 衣類及び寝具の清潔の保持
 - ウ 身体の清潔の保持
 - エ 室温、換気等の環境
 - オ 睡眠及び休養の確保
 - カ 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔の保持
 - キ プライバシーの保護
- ④ 避難所における健康相談等の実施
保健師を中心とした巡回班の編成
- ⑤ 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施
 - ア 市巡回班による、避難所、仮設住宅等の巡回
 - イ 被災者への適切な処遇のための医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護の実施及び福祉対策関係者等との連絡調整
 - （ア） 避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導
 - （イ） 難病患者、精神障がい者に対する保健指導
 - （ウ） インフルエンザ等の感染症予防の保健指導
 - （エ） 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
 - （オ） 不安の除去等メンタルヘルスへの対応
 - （カ） 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導
- ⑥ 県が実施する巡回計画作成への協力

(2) 防疫対策

市が実施する防疫対策は、次のとおりである。

- ① 防疫活動実施体制
迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。
- ② 感染症発生予防対策の実施
 - ア 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に実施
 - イ 飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導。台所、便所及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導
 - ウ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持。なお、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施
 - エ 便所、台所等を中心に消毒を実施
 - オ ねずみ族及び昆虫等の駆除（県が定めた地域内）
 - カ 県と協力した感染症発生動向の把握、予防教育及び予防啓発活動の実施
- ③ 感染症発生時の対策実施
台所、便所、排水口等の消毒を実施し、汚物及びし尿は消毒後に処理する。
また、県から臨時予防接種の指示を受けた場合は、臨時予防接種を行う。

(3) 食品衛生確保対策

市は、緊急食品の配給に対する食品衛生の確保や、県へ炊き出し施設の情報を提供するとともに、県が行う食品衛生指導に協力する。

(4) 栄養指導対策

- ① 市は、炊き出し内容が被災者に特化した内容であるか等栄養管理を実施する。

- ② 避難所、仮設住宅及び被災家屋等において、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を行う。
- (5) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達
市は、防疫資器材等の備蓄及び調達について計画を作成し実施する。緊急時に、防疫資器材等の不足がある場合は糸魚川地域振興局健康福祉部（糸魚川保健所）に支援を要請する。
- (6) 原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の備蓄
市は、原子力発電所の事故等により、ヨウ素が飛散した場合に備え、安定ヨウ素剤を備蓄し、必要に応じて対象者への服用を指導する。
- (7) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による支援
 - ① 県は必要に応じて国に災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣調整を要請する。
 - ② DHEAT構成員は、県の要請に応じ、防疫及び保健衛生活動に係る指揮調整業務の円滑化を図るため、保健医療教育部（保健医療調整班）及び保健所を補助する。

第18節 こころのケア対策計画

担当部署	福祉事務所 ◎健康増進課
------	--------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災によるこころの健康障害の予防と早期発見を図るとともに、被災者自らが精神的健康を回復・維持増進し、健康な生活が送れるよう中長期的に支援する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

② 市の責務

ア 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

イ 必要に応じて、こころのケア対策等の支援を県に要請する。

③ 県の責務

ア 国の「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に基づき、県は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）等の体制整備に努める。

イ 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、DPATの派遣を要請する。

ウ DPATを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

エ 被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市町村を支援する。

④ 報道機関の責務

ア 不用意な取材活動によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

注）PTSD（心的外傷後ストレス障害）：被災による心身の不調がいつまでも軽減せず、固定化した症状となって長引き、強い恐怖心や無力感を伴って、日常生活にも支障を来すほどの苦悩を有する状態。

イ こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

⑤ 精神科医療機関の責務

ア 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

イ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

⑥ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

(3) 主な取組

① 市は、県、精神科医療機関及び関係機関等と連携を図り、災害の状況に応じた適切なこころのケアを行う。

② 市は、地震発生から2日以内にこころのケア対策を検討し、避難所の開設が長期化すると予想される場合は、開設と同時にこころのケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

(4) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者等に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

(5) 積雪期の対応

冬期間は、積雪等により通常よりも閉じこもりがちになりやすいので、ストレスや抑うつ状態の早期発見・早期対応に努める。

2 業務の体系

- こころの健康についての知識の啓発
- ↓
- 相談窓口設置によるハイリスク者の把握
- ↓
- 巡回相談の実施
- ↓
- こころのケアチームの支援要請
- ↓
- 職員等のこころのケア対策
- ↓
- 医療救護（身体）チームとの相互協力

3 業務の内容

- (1) こころの健康についての知識の啓発
被災時のこころの健康についての正しい知識やこころのケアホットライン等の支援情報を、パンフレットやポスター、ホームページ等により、避難所や自治会等を通じて被災者に情報を提供する。
- (2) 相談窓口設置によるこころの健康の把握
 - ① 救護所が開設された時点から避難所等において、こころの相談窓口を設置し、精神科医療機関との連絡調整を早急に必要とする被災住民及び自らこころのケアを希望する被災住民を把握する。
 - ② 市役所及び各事務所等においても、こころの相談窓口を設置する。
- (3) 巡回相談の実施
避難所や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら身体面と精神面の健康状態の確認を行い、不安の軽減及び予防的視点での相談を実施する。
- (4) こころのケアチームの支援要請
大規模災害で復興に時間を要し、被災者の支援が長期化すると予想され、被災住民の対応が市だけでは困難と判断される場合は、県に対し、こころのケアチーム等の派遣を要請する。
- (5) 職員等のこころのケア対策
 - ① 被災地活動に従事する職員等は、災害直後から過酷な状況のなかさまざまな支援活動に従事しなければならない。このような特殊な環境のもとでの支援活動はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、職員の健康管理担当部署と連携を図り、休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。
 - ② 被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。

4 救援者が留意すべき事項

救援者は、それぞれの活動において次の事項に留意する。

- (1) PTSDとなるような兆候を早期に発見し対応する。
- (2) 被災者の自信を回復させる対応や手続きの補助等、個々の支援が必要である。

- (3) あらゆるタイプの支援を断わる人もいるのでこころのケアを前面に出してはならない。
- (4) 「聞き役」に徹し、話の主導権をとらずに相手のペースに委ねる。また話を途中で妨げず、話を引き出すよう、相槌をうったり質問を向けたりする。事実→考え→感情の順が話しやすい。
- (5) 相手の感情を理解し、共感する。
- (6) ニーズを読み取る。
- (7) こころのケアは、災害の段階にそって適切に行わなければならない。
- (8) 心的外傷は、災害直後には確認できない。
- (9) 救援者にもこころのケアが必要である。
- (10) 多機関(医療、保健、福祉、教育)での連携を強化して、できるだけ多角的に援助ができるように努める。
- (11) 中・長期的問題を抱える可能性もあるので、一時的に適応が良くなっても、問題を持ったときには再び相談できるような状況をつくる。

第19節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）の精神的健康状態を的確に把握するとともに、精神的不調等に適切に対応することで、こころの健康保持・増進に努める。

(2) それぞれの責務

① 市（教育委員会）の責務

ア カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

イ 学校、幼稚園、保育園及び関係部署は、関係機関と連携を取りながら、保護者に対して生徒等に関するこころのケアの情報を提供するなど、適切な対策を実施する。

② 県の責務

ア 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

イ 市の学校に対して、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を臨床心理士を派遣し実施する。

ウ 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

エ 市が実施する生徒等に対するこころのケア対策を支援する。

③ 各教育事務所の責務

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内

④ 学校の責務

ア 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。

イ カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングの実施

ウ 教員による生徒等への早期カウンセリングの実施

(3) 主な取組

市及び校長は、関係機関等と連携して下記の取組を実施する。

① 災害救助法が適用された場合、災害発生から1週間後をめぐり、全ての学校に対する「該当学校教員への説明会」の開催を県に要請する。

② 災害救助法が適用された場合、災害発生から2週間後をめぐり、全ての学校に対するカウンセラーの派遣を県に要請する。

(4) 要配慮者に対する配慮

生徒等が災害から受けるこころの衝撃は大人より大きいと言われ、こころや体の不調が大人とは違った形で現れる傾向があるため、保護者及び周囲の人は十分に配慮する。

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、県と協力してガイドとなるパンフレット等を配付する。

(5) 積雪期の対応

冬期間は、積雪等により通常よりも閉じこもりがちになりやすいので、運動やレクリエーションにより気分転換を図る。

2 業務の体系

- 生徒等に対するこころの健康調査
- ↓
- 保護者に対するこころの健康の知識の啓発
- ↓
- 相談窓口の設置
- ↓
- こころのケアチームの支援要請
- ↓
- 教職員等のこころのケア対策

3 業務の内容

- (1) 生徒等に対するこころの健康調査
 - ① 市教育委員会は、県教育委員会の指導を受けながら、災害時のこころの健康についての正しい知識を学校訪問や説明会を開催して周知する。
 - ② 各学校においては、養護教諭を核としながら全校体制で学校職員による普段の生徒等観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要とする生徒等の把握に努める。
 - ③ 幼稚園及び保育園においては、関係課と連携して普段の観察・見取り、保護者との情報交換を密に行い、こころのケアを早急に必要とする園児の把握に努める。
- (2) 保護者に対するこころの健康の知識の啓発
被災時のこころの健康についての正しい知識やこころのケアホットライン等の支援情報等を、パンフレットやポスター、ホームページ等を使い、保護者に情報を提供する。
- (3) 相談窓口の設置
幼稚園、保育園、市役所及び各事務所等においてこころの相談窓口を設置し、保護者等の相談に応じ適切なアドバイスを行う。
- (4) こころのケアチームの支援要請
県教育委員会の派遣基準を基本としながら、状況に応じて市への支援を要請する。
- (5) 教職員等のこころのケア対策
 - ① 学校管理下における生徒等の指導だけではなく、緊急な業務を的確に行なわなければならない教職員及び学校職員は、災害直後から過酷な状況の中で学校教育活動を再開するためのさまざまな業務に従事しなければならない。このような特殊な環境のもとでの業務はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい。そのため、体だけでなく心の健康のためにも、県教育委員会等の支援を得ながら、職員の休養が確保できる勤務体制を早期に確立する。また、被災時のこころの健康についての情報も、早期に職員に対し伝達する。
 - ② 幼稚園及び保育園においても小中学校同様、職員の身体とこころの健康管理に十分配慮する。

4 救援者が留意すべき事項

救援者は、それぞれの活動において次の事項に留意する。

- (1) PTSD（心的外傷後ストレス障害）となるような兆候を早期に発見し対応する。
- (2) 最大の援助者は家族なので、まず、家族が子どもの心的外傷に対しての応急処置ができるようにアドバイスする。
- (3) 「あなただけではない」ということ、「ひとりではない」ということを生徒等、家族に伝える。

- (4) 家族の精神状態にも十分な配慮をする。
- (5) 各機関(医療、保健、福祉、教育)の連携を強化して、できるだけ多角的に援助ができるように努める。
- (6) 中・長期的問題を抱える可能性もあるので、一時的に適応が良くなっても、問題を持ったときには再び相談できるような状況をつくる。

第20節 廃棄物の処理計画

担当部署	環境生活課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時には、大量に発生する生活ごみやがれき類、し尿等を円滑かつ迅速に処理し、生活環境の保全及び市民生活の早期安定を確保するため、市は、県、国、その他関係機関と連携し、廃棄物処理を円滑に実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ア ごみ処理

- (ア) 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- (イ) 家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。
- (ウ) ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等を行わない。

イ し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

② 市の責務

ア ごみ処理

- (ア) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。
- (イ) 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- (ウ) 別に定める災害廃棄物処理計画に基づき、処理を行い、進捗に応じて段階的に見直す。
- (エ) ごみの発生量を予測し、仮置場及び最終処分地を確保する。
- (オ) ごみの収集方法を決定し、速やかに市民等に周知する。この際、排出時の分別について充分周知を行う。
- (カ) ごみの処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- (キ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。
また、有害廃棄物の適切な分別・保管により、安全の確保及び環境汚染の未然防止を図るほか、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。
- (ク) 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。
- (ケ) ごみの収集運搬及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

イ し尿処理

- (ア) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。
- (イ) 避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。
- (ウ) 別に定める災害廃棄物処理計画に基づき、処理を行い、進捗に応じて段階的に

見直す。

- (エ) し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

ウ 災害がれき類処理

- (ア) 隣家への倒壊、道路への支障等、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

- (イ) 別に定める災害廃棄物処理計画に基づき、実施計画を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直す。

- (ロ) 災害がれきの発生量を予測し、仮置場及び最終処分地を確保する。

- (ハ) 災害がれきの処理方法を決定し、速やかに市民等に周知する。

- (ニ) 災害がれきの処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。

- (ホ) 仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。

また、有害廃棄物の適切な分別・保管により安全の確保及び環境汚染の未然防止を図る他、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

- (ヘ) 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者の斡旋、受付窓口の設置等、計画的な処理体制を構築する。

- (コ) 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

③ 県の責務

ア 必要に応じ災害廃棄物処理実行計画を策定する。

イ 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。

ウ 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。

エ 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。

オ 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

(3) 主な取組

① ごみ収集

生活ごみ等の収集は、概ね3日～4日以内に開始する。

災害ごみの収集は、概ね3日～4日以内に開始し、7日～10日以内での収集完了に努める。

② し尿収集

し尿の収集は、概ね24時間以内に開始する。

③ 災害がれきの収集

災害がれきの収集は、概ね1か月以内に開始する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市災害ボランティアセンターとの調整を図る。

(5) 積雪期の対応

積雪により災害廃棄物の収集活動に支障を来さないよう除雪体制を整備する。

2 業務の体系

■ 生活ごみ・粗大ごみ処理の対応

↓

■ し尿処理の対応

↓

■ がれき類処理の対応

3 業務の内容

(1) ごみ処理の対応

被災者及び市は、次のようなごみ処理を行う。

① 被災者

市が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力し、各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。

② 市

ア 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実行計画を策定する。

イ 避難所のごみ収集体制を整備する。

ウ 家庭からのごみの分別、排出方法等について市民に周知する。

エ 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

オ 必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。

カ 必要に応じ、ごみ収集運搬のためのボランティア派遣の調整を図る。

(2) し尿処理の対応

被災者及び市は、次のようなし尿処理を行う。

① 被災者

仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集運搬に協力する。

② 市

ア し尿処理の実行計画を策定する。

イ 住民に仮設トイレの使用法、し尿収集運搬の情報等を周知する。

ウ し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

(3) 災害がれき処理の対応

被災者及び市は、次のような災害がれきの処理を行う。

① 被災者

市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。

② 市

ア 災害がれきの処理及び緊急を要する家屋の解体について、必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。

イ 災害がれきの発生量を推計し、処理の実行計画を策定する。

ウ 市民等に災害がれき処理の方法を周知する。

エ 災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、「新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、速やかに県及び近隣市町村に広域支援を要請する。

オ 必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。

4 廃棄物処理組織体系及び業務の概要

廃棄物処理組織体系及び業務の概要は、「糸魚川市一般廃棄物処理基本計画」に定める。

第21節 トイレ対策計画

担当部署	環境生活課 ◎ガス水道局
-------------	---------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。

(2) それぞれの責務

① 市民・企業等の責務

地震発生から「最低3日間、推奨1週間分」に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

② 市の責務

ア 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。

イ 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

ウ 市で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

エ 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

③ 県の責務

市町村が把握したニーズに応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

(3) 主な取組

① トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

目標時間	対応
地震発生後～12時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所公共トイレの使用 ・ 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによるトイレ確保 ・ 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援に基づき調達
〃 ～1日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
〃 12時間～ 2日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃 2日目程度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要に応じてトイレ追加・再配置 ・ 需要に応じてトイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレ・簡易トイレの供給

② トイレトペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね24時間以内に行う。

③ トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね24時間以内に確立する。

(4) 要配慮者に対する配慮

① 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、概ね24時間以内に要配慮者用の簡易トイレを配備する。

② 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

③ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(5) 快適な利用の確保

- ① 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- ② 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- ③ 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。
- ④ 市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。
- ⑤ 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

(6) 積雪期の対応

仮設トイレ周辺の除雪など常にトイレ使用が可能となるよう配慮する。

2 トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

市は、避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握するとともに、避難者に対して、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。また、避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。

市は、糸魚川市社会福祉協議会を通じて、避難所運営等の補助にあたるボランティア派遣を要請する。

県は、市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

市は、避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握するとともに企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。

トイレ用品については、義援物資提供の申出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける。）し、調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。

3 し尿収集計画

- (1) 非被災地域に関しては収集を一時的に保留し、被災地域や避難場所等から優先的に収集を行う。
- (2) 収集量に対する処理能力が及ばないときは、応急的な措置として、便槽容量2～3割程度のくみ取り量に制限して、各戸でトイレの使用を可能とする。
- (3) し尿の収集、処理が安定するまでの間、浄化槽の清掃は一時中止する。
- (4) 仮設トイレの設置等による収集業務の増大については、必要に応じて近隣市町村に支援要請を行う。

第22節 入浴対策計画

担当部署	健康増進課 ◎商工観光課
------	--------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

- ア 被災を受けていない入浴施設管理者への施設開放要請
- イ 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- ウ 県への支援要請

② 県の責務

- ア 自衛隊に対する入浴支援要請
- イ 県内市町村及び隣接県への協力要請
- ウ 公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体への協力要請

(3) 主な取組

入浴機会の確保は、地震の発生から概ね3日を目安とする。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ① 市は、入浴施設までの交通手段の確保に努める。
- ② 市及び県は、要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保に努める。
- ③ 市及び県は、要配慮者への入浴施設情報について、広報の徹底を図る。
- ④ 市及び県は、乳幼児の沐浴に必要な物品を整備する。
- ⑤ 市及び県は、乳幼児の沐浴や皮膚のケアを行うため助産師、助産師会への協力要請を行う。
- ⑥ 市及び県は、乳幼児の沐浴サービスに関する広報を徹底する。

(5) 積雪期の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

2 業務の体系

- 公衆浴場等の再開支援
- ↓
- 旅館組合等への協力要請
- ↓
- 仮設入浴施設の設置

3 業務の内容

(1) 公衆浴場等の再開支援

市は、業務再開可能な公衆浴場等に対し給水等の支援を行い、入浴環境を確保するとともに、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。また、避難者に対して入浴施設情報の広報を行う。

(2) 仮設入浴施設の設置

市は、近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等への自衛隊の仮設入浴施設設置等について、県を通じて要請する。

(3) 旅館組合等への協力要請

市は、市内の旅館組合等への協力要請を行い、市のみでは入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。

第23節 食料・生活必需品等の供給計画

担当部署	◎市民課	福祉事務所	健康増進課	商工観光課	消防本部
------	------	-------	-------	-------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災者及び災害応急事業現地従事者に対し、主要食料、副食、飲料水等を供給する必要があるときは、県及び民間業者、防災関係機関等との連携により確保し、速やかに供給する。

また、被災者に対し生活必需品を供給する必要がある場合も、県や民間業者、防災関係機関との連携により迅速かつ的確に供給する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

地震発生から、流通機構の復活が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という）は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

② 市の責務

ア 自ら物資等を用意できない被災者への物資等の供給を行う。

イ 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

ウ 市で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

エ 避難が長期化した場合は、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

オ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

③ 県の責務

ア 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。

イ 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

ウ 県で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

エ 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

オ 自衛隊に対し、現地炊飯（炊き出し）支援を要請する。

④ 指定地方行政機関等の責務

ア 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。

イ 物資等の調達、輸送について、市及び県を支援する。

(3) 主な取組

地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生12時間後からとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

① 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

- ア 地震～12 時間以内
市民による自己確保又は避難所等の保存食料
- イ 地震 12 時間後～
おにぎり、パン等の簡単な調達食
- ウ 地震 24 時間後～
配送食対応
- エ 地震 72 時間後～
自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯（炊き出し）
（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

② 生活必需品

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの。）及び衛生材料（ガーゼ、清浄綿、緊急手当て用品等）、乳児用粉ミルク・液体ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ等の供給は需要の把握から概ね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね 24 時間以内に行うことを目標とする。

(4) 要配慮者に対する配慮

- ① 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（地震 24 時間後～）
- ② 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（地震 24 時間後～）

(5) 積雪期の対応

- ① 市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。
- ② 市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 業務の体系

- 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～12 時間程度）
↓
- 調達食・物資等の提供（発災 12 時間～24 時間程度）
↓
- 調理食配送による提供（発災 24 時間程度～72 時間程度）
↓
- 現地炊飯による提供（発災 72 時間以降）
↓
- 被災者による自炊（発災 2 週間以降）
↓
- 生活必需品の供給・配分

3 業務の内容

- (1) 備蓄食料・物資等による対応（発災直後～12 時間程度）
市は、避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握する。また、避難者、自主防災組織等の協力のもと、避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分する。避難所で不足する物資等については、他の保管場所からの回送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。
- (2) 調達食・物資等の提供（発災 12 時間～24 時間程度）
市は、調達食、物資等の提供のため次のような対応を行う。
 - ① 避難者のニーズ把握
 - ② 避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。

- ③ 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。
- ④ 調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。
- (3) 調理食配送による提供（発災 24 時間程度～72 時間程度）
市は、避難者のニーズを把握し、日本赤十字社・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整、及び避難所内外の被災者への給食方法の調整を行うとともに、必要食数を県災害対策本部に報告する。
- (4) 現地炊飯による提供（発災 72 時間以降）
市は、自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を把握し県に報告するとともに、自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。また、ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。
県は、自衛隊に現地炊飯を要請する。
- (5) 被災者による自炊（発災 2 週間以降）
被災者は、市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在看込みと自炊の意思を伝える。
市は、被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告し、調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。
- (6) 物資等の供給及び運送の要請等
市は、災害応急対策の実施にあたって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請する。
県は、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。また、災害応急対策の実施にあたって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。
県は、緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。また、運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。
- (7) 義援物資の配布
市は、受入れた義援物資を市ボランティアセンター等と協力して配布する。また、義援物資の受入れに際しては、物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。
県は、義援物資の送付先市町村を紹介するとともに、県が受入れた物資の中から、市から要請された品目を送付する。物資の送付にあたっては、自衛隊等に輸送を依頼する。
- (8) 燃料の調達・供給
市は、災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、災害時応援協定団体に対し、燃料の緊急供給の要請を行うとともに、県に対し燃料の緊急供給を要請する。
県は、市や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、新潟県石油業協同組合に対し、優先的な燃料の供給を要請するとともに、被災状況の程度に応じ、国等へ緊急燃料の確保を要請する。
また、市及び県は、市民に対し、燃料類の供給見通しについて広報し、節度ある給油等及び省エネを呼びかける。
県は、市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

第24節 要配慮者の応急対策

担当部署	環境生活課	◎福祉事務所	健康増進課	消防本部
------	-------	--------	-------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約があったりする要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。

また、市、県等の行政と、日ごろ避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自治会、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと支援を行う。

(2) それぞれの責務

① 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

② 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努める。

③ 企業等の責務

要配慮者を雇用している企業及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行う。

④ 国際交流協会等、外国人雇用企業及び国際交流関係団体等(以下「外国人関係団体」という。)の責務

ア 国際交流協会等

国際交流協会等は、市及び県の要請に基づき、多言語による支援に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。また、必要に応じ県内外の関係団体に協力要請を行う。

イ 外国人雇用企業、国際交流関係団体等(日本語教室を含む。)

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況の把握に努め、市に報告する。

⑤ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力を努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校、幼稚園及び保育園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、本章「第27節 学校における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

⑥ 市の責務

市は、災害発生直後は、地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、避難行動要支援者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。また、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行う。避難後は、要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行うなど、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。

また、情報を得にくい外国人や視聴覚に障害のある人等に対して、適切な情報提供を行う。

⑦ 県の責務

県は、市等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、災害福祉支援チーム等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、市が行う視聴覚障害者等への情報提供を支援する。

(3) 主な取組

① 避難誘導対策

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

② 指定避難所の設置・運営

指定避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

指定避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院により避難させる。

③ 生活の場の確保

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

④ 保健・福祉対策

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

⑤ 外国人支援対策

外国人の被災・避難状況の確認を行うとともに、多言語による支援体制を整備し、情報提供等の支援を行う。

(4) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講ずる。

2 業務の体系

■ 避難誘導対策

↓

■ 生活の場の確保

↓

■ 保健・福祉対策

↓

■ 情報提供

↓

■ 外国人支援対策

3 業務の内容

(1) 避難誘導対策

市は、防災関係機関と連携し次に示す対応にあたる。

① 避難情報の伝達

② 避難行動要支援者の指定避難所への誘導及び移送

③ 指定避難所での要配慮者の安否確認及び生活環境の確保

④ 要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所・入院

(2) 生活の場の確保

市は、生活の場を確保するため次のような対策を講ずる。

① 公的宿泊施設での一時収容

② 公営住宅等の確保

③ 旅館及びホテルの確保を県に要請

- ④ 応急仮設住宅の確保
- (3) 保健・福祉対策
 - 市は、保健・福祉対策として次のような対策を講ずる。
 - ① 避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等による要配慮者の健康の確保
 - ② 避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供による要配慮者の福祉の確保
 - ③ 避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所
- (4) 情報提供
 - 市及び県は、要配慮者へ様々な手段を用いた確かな情報提供を行う。
- (5) 外国人支援対策
 - 市及び県は、外国人関係団体の協力のもと、外国人の被災・避難状況の確認を行うとともに、多言語による情報提供等の支援を行う。
 - また、国際交流協会等は通訳・翻訳ボランティア等の確保を行う。

4 糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン

次の項目については、「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」に定める。

なお、災害対策基本法の改正（平成25年6月）により、「災害時要援護者」の表記が修正されたが、新たに「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」を改正するまでの間は、「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」中「災害時要援護者」とあるのは「要配慮者」又は「避難行動要支援者」と、「災害時要援護者登録」とあるのは「避難行動要支援者登録」と読み替えて、避難行動要支援者の支援等を行うものとする。

- (1) 災害時要援護者（「要配慮者」又は「避難行動要支援者」）
- (2) 避難誘導・安否確認体制
- (3) 防災情報の発令及び伝達体制の整備
- (4) 避難所における支援
- (5) 区分別支援方法
- (6) 災害時要援護者登録（避難行動要支援者登録）
- (7) 個別支援計画の作成
- (8) 災害時における個人情報への取扱い

第25節 建物の応急危険度判定計画

担当部署	◎建設課 都市政策課
-------------	-------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民・企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用にあたっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

② 市の責務

ア 応急危険度判定に必要な資機材の備蓄に努める。

イ 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。

ウ 実施本部を設置し、判定を実施する。

エ 市が自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。

オ 判定結果の集計を行い県に報告する。

カ 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る(被災宅地危険度判定調査や住宅被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する)。

キ 必要に応じて判定結果に対する相談窓口を設置する。

③ 県の責務

ア 市(実施本部)の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。

イ 被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断したときは、広域支援本部となるブロック幹事都道府県(以下、「ブロック幹事県」という)に応援を要請する。

ウ 判定活動に必要な情報収集を行い、市に情報提供する。

エ 民間判定士の災害補償制度の手続を行う。

オ 判定結果の集計、整理及び記録作成を行う。

④ 国(国土交通省及び北陸地方整備局)の責務

広域支援本部長の支援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う。

⑤ 建築士会等の建築関係団体の責務

判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

⑥ 応急危険度判定士の責務

ア 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。

イ 判定士への情報連絡に協力する。

ウ 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

(3) 主な取組

応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね10日間を目安に判定活動を終了する。

地震後 1日	県内判定士による判定活動の開始
〃 3日	県外判定士による判定活動の開始

〃 10日	判定活動の終了
〃 10日～	判定結果に対する相談業務への移行

- (4) 要配慮者に対する配慮
- ① 応急危険度判定の目的の周知徹底を図り、罹災証明書との区別を十分に説明する。
 - ② 必要に応じて判定結果に対する相談窓口を設置する。
- (5) 積雪期の対応
- 積雪期においては、二次災害発生の危険性の増大や外観目視調査が不可能になるなど、応急危険度判定の実施に困難を来すことから、積雪及び被災状況に応じた判定計画を策定するとともに、その実施にあたる。
- (5) 被災家屋調査（罹災証明）との調整
- 混乱を避けるため、初期段階で応急危険度判定と被災家屋調査（罹災証明）との調整を図るとともに、市民に対し、応急危険度判定の目的の周知徹底を図り、罹災証明との区別を十分に説明する。

2 業務の体系

- 情報の収集
- ↓
- 判定体制の構築
- ↓
- 判定計画の作成
- ↓
- 判定・支援の実施

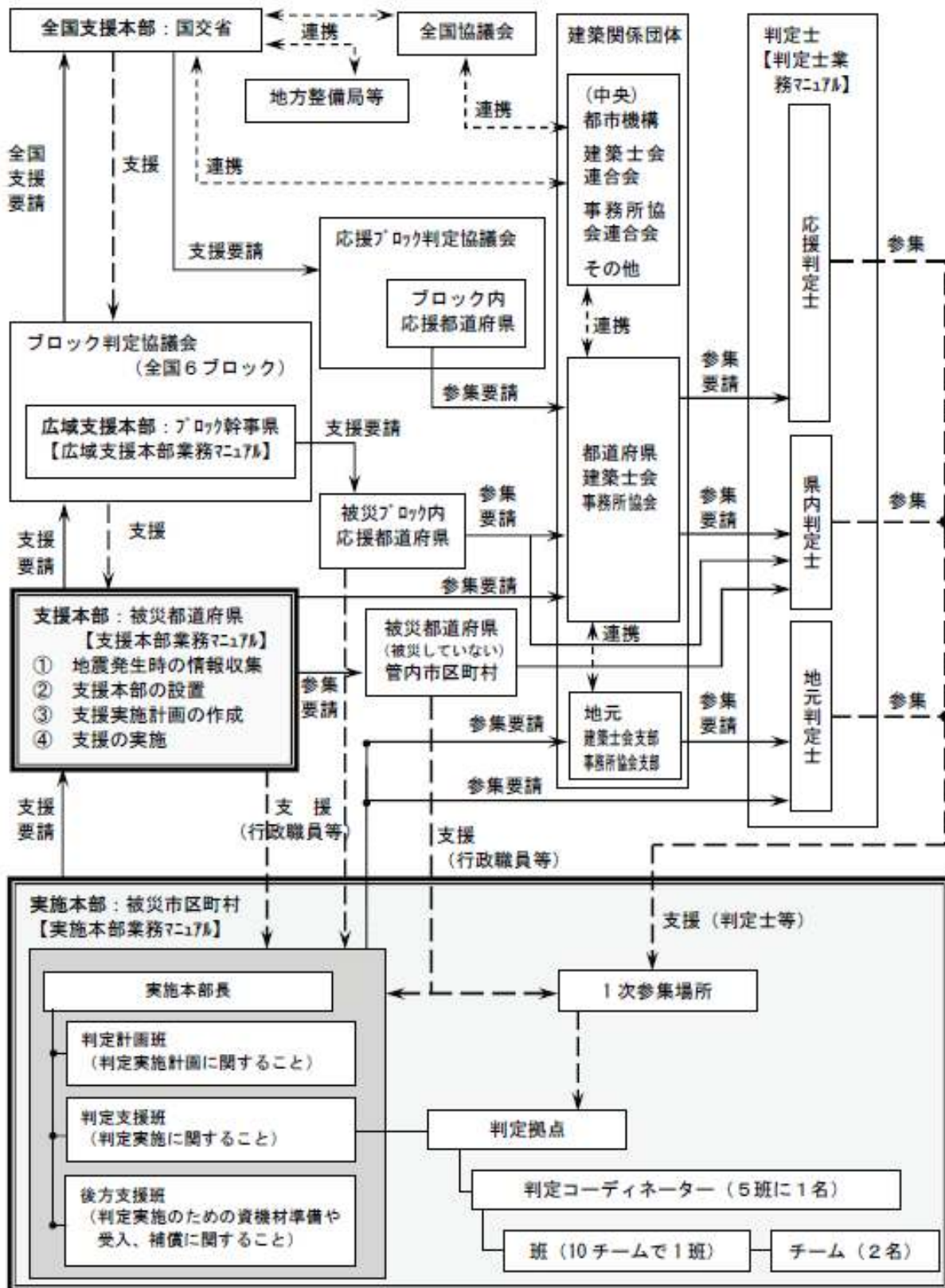
3 業務の内容

- (1) 情報の収集
- 市は、建築物等の被害情報を収集するため次の対策を講ずる。
- ① 調査及び情報収集を行い、建築物等の被害状況を把握する。
 - ② 得られた情報から、建築物被害の予測を行う。
- (2) 判定体制の構築
- 市は、建築物等の被害判定体制の構築のため次の対策を講ずる。
- ① 実施本部、判定拠点を設置する。
 - ② 判定コーディネーターを配置する。
 - ③ 県に支援要請を行う。
- (3) 判定計画の作成
- 市は、次の対策を講ずる。
- ① 判定実施の可否を決定する。
 - ② 判定実施計画を作成する。
 - ③ 地元判定士を参集する。
 - ④ 市民への周知及び広報を行う。
- (4) 判定・支援の実施
- 市は、次の対策を講ずる。
- ① 判定士の受入れを行う。
 - ② 判定資機材を判定士に供給する。
 - ③ 判定士を実施地区に誘導する。
 - ④ 判定結果を県に報告する。

4 被災家屋調査及び罹災証明

被災家屋調査及び罹災証明については、別に定める。

判定実施体制（詳細は「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」参照）



第26節 宅地等の応急危険度判定計画

担当部署	◎建設課 都市政策課
------	------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災により宅地被害が広範囲に発生した場合において、被害の状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を防止するため、宅地被害に関する情報に基づき危険度判定を実施する。

(2) それぞれの責務

① 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務

ア 常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

イ 危険度判定の円滑な実施のため、市及び県が行う体制整備に協力するよう努める。

② 市の責務

ア 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定実施の要否を決定する。

イ 危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

ウ 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。

エ 宅地判定士の協力の下に、危険度判定を実施する。

オ 二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講ずる。

③ 県の責務

ア 県は、市の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成及び啓発を行う。

イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講ずる。

ウ 被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講ずる。

エ 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

オ 知事は、国土交通省または他の都道府県から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講ずる。

④ 国（国土交通省）の責務

ア 国（国土交通省）は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士等を調整し、合わせて都道府県及び独立行政法人都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。

イ 国土交通省は、県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。

⑤ 公益社団法人宅地擁壁技術協会の責務

知事からの要請があった場合は、宅地判定士の派遣等に協力する。

(3) 主な取組

① 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね 24 時間以内に決定する。

② 市は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね 72 時間以内に危険度判定の対象

- となる区域及び宅地を定め、宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。
- ③ 市は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- (4) 要配慮者に対する配慮
避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難行動要支援者の自宅や収容施設については、より迅速な応急危険度判定を可能とする体制の整備に努める。
- (5) 積雪期の対応
積雪期においては、二次災害発生の危険性の増大や外観目視調査が不可能になるなど、応急危険度判定の実施に困難を来すことから、積雪及び被災状況に応じた判定計画を策定するとともに、その実施にあたる。

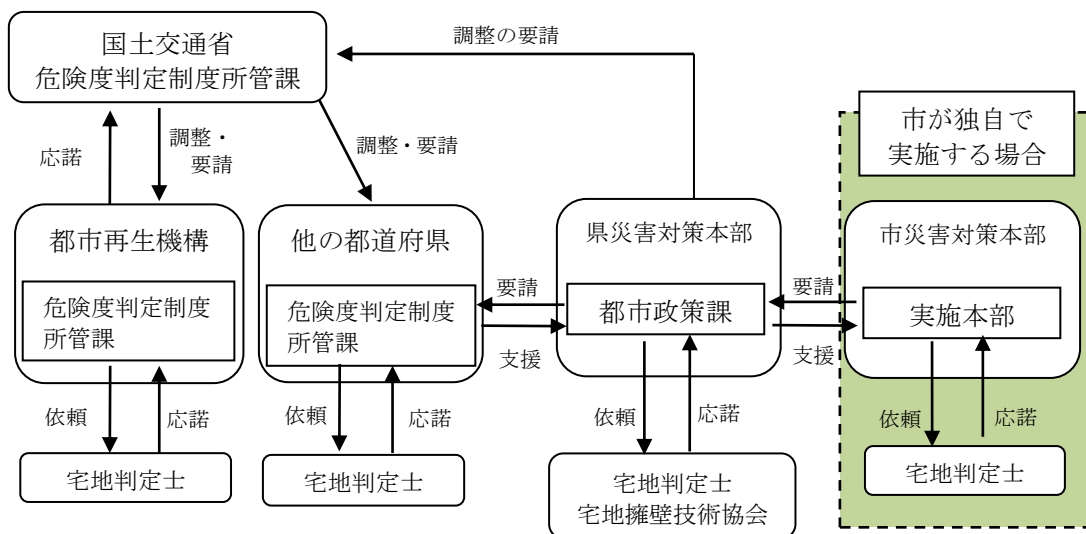
2 業務の体系

- 情報の収集
- ↓
- 判定体制の構築
- ↓
- 危険度判定の実施

3 業務の内容

- (1) 情報の収集
- ① 市は、宅地の被害に関する情報を収集するとともに、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定する。
- ② 県は、被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね24時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講ずる。
- (2) 判定体制の構築
- ① 市は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね72時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。
- ② 市は、被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施等のための支援を知事に要請する。
- ③ 県は、市から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び公益社団法人宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講ずる。
- (3) 危険度判定の実施
- ① 市は、実施体制の構築後、宅地判定士の協力のもとに、速やかに危険度判定を実施する。
- ② 市は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講ずる。
- ③ 市は、必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。

【 危険度判定実施体系図 】



第27節 学校等における応急対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時、学校（幼稚園、保育園を含む。以下同じ。）における園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）、教職員等の安全確保のほか、学校施設の被災等に対する迅速な対応を図る。

(2) それぞれの責務

① 学校の責務

ア あらかじめ定めた学校の危機管理マニュアルに従い、生徒等の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

イ 指定避難所の学校又は臨時に避難所となった学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっては、自主的に避難してきた市民等がいる場合には、市災害対策本部に連絡のうえ、できる限り保護する。

ウ 被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、必要に応じて生徒等のこころのケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

② 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

③ 県の責務

各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

(3) 主な取組

地震後概ね2週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(4) 要配慮者に対する配慮

盲学校、聾学校、特別支援学校等では、生徒等の帰宅や一時避難に対し支援する体制を確保する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等は、より一層慎重に行う。

2 業務の体系

(1) 学校における業務の体系

① 生徒等が在校している場合

■ 在校生徒等の避難・安否確認

↓

■ 避難生徒等の安全確保等

↓

■ 被災状況の把握と報告

↓

■ 保護者への安否情報の提供

↓

■ 避難所開設・運営協力

↓

- 生徒等の帰宅又は保護継続
- ↓
- 授業実施の判断・連絡
- ↓
- 非在校生徒等の安否確認
- ↓
- 生徒等のこころのケア
- ↓
- 学用品等の手配
- ↓
- 学校再開時期等の判断・準備

② 登下校時間帯

- 生徒等の掌握・避難
- ↓
- 避難生徒等の安全確保等
- ↓
- 生徒等の安否確認
- ↓
- 被災状況の把握と報告
- ↓
- 保護者への安否情報の提供
- ↓
- 避難所開設・運営協力
- ↓
- 生徒等の帰宅又は保護継続
- ↓
- 授業実施の判断・連絡
- ↓
- 非在校生徒等の安否確認
- ↓
- 生徒等のこころのケア
- ↓
- 学用品等の手配
- ↓
- 学校再開時期等の判断・準備

③ 勤務時間外

- 教職員の参集
- ↓
- 被災状況の把握と報告
- ↓
- 避難所開設・運営協力
- ↓
- 授業実施の判断・連絡
- ↓
- 生徒等の安否確認
- ↓

- 生徒等のこころのケア
- ↓
- 学用品等の手配
- ↓
- 学校再開時期等の判断・準備

(2) 市における業務の体系

- 情報の集約・伝達
- ↓
- 学校への支援
- ↓
- 学用品等の支給

3 学校における業務の内容

(1) 生徒等の安全確保のための措置

① 生徒等の避難・安否確認

ア 生徒等が在校している場合

(ア) 生徒等の掌握・避難

直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難させる。その際、あらかじめ指定された者が、点呼用の名簿や防災用具等の非常持出品を携行する。(あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する。)

生徒等が避難集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

(イ) 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防・警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

イ 登下校時間帯の場合

(ア) 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難させる。その際、非常持出品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記アと同様に対応する。

(イ) 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

ウ 勤務時間外の場合

(ア) 教職員の参集

校長(幼稚園、保育園の園長を含む。以下同じ。)及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

(イ) 生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

② 被災状況の把握と報告

学校は、次に掲げるところにより、生徒等の避難の状況、生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況をあらかじめ指定された経路で速やかに市教育委員会又は県に報告する。

夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従って、第2報以下を行う。

ア 公立学校

学校の所在する地域で震度4以上の地震が観測された場合に、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず報告する。

イ 私立学校

人的・物的被害が生じた場合に、直ちに報告する。

③ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下において可能な方法で、保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

④ 生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

なお、幼稚園、保育園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が取れない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におく。

⑤ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災の状況、生徒等の被災の状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否かを判断する。決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定された経路で速やかに市教育委員会又は県に報告する。

⑥ 非在校生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(2) 教育活動の再開に向けた措置

① 学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

② 生徒等のこころのケア

臨時休校が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、こころのケア対策にも留意する。

学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、こころのケア対策を継続する。

③ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市教育委員会に報告する。

(3) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

① 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

- ア 校長
施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。
 - イ 副校長・教頭
校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。
 - ウ 主幹教諭・教諭
校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。
 - エ 養護教諭
学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。
 - オ 栄養教諭・学校栄養職員等
学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。
 - カ 事務職員等
行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。
- ② 校舎等を避難所として使用するときの注意
- ア 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力が得られるようにする。
 - イ 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは、普通教室も開放する。
 - ウ 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。
 - エ 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市災害対策本部に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

4 市の業務内容

- (1) 情報の集約・伝達
市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を市立学校に伝達する。
また、学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置等の情報について、市の広報媒体等により広報し、保護者等への伝達に努める。
- (2) 学校への支援
次の事項について、学校の取組を支援する。
 - ① 学校施設の危険度判定のため、専門家を派遣又は斡旋する。
 - ② 必要に応じて、教職員に生徒等のこころのケアについて指導したり、こころのケアの専門家を派遣したりして支援する。
 - ③ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。
- (3) 学用品等の支給
学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

5 県の業務内容

- (1) 情報の集約・広報
学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置等の情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、市民等への広報に努める。
- (2) 学校や市への支援

以下の点等について、学校の取組みを支援する。

- ① 県立学校施設の危険度判定を行う。
- ② 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等のこころのケアについての情報を提供して教職員に生徒等のこころのケアについて指導し、またこころのケアの専門家を各学校に派遣する。
- ③ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開やこころのケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。
- ④ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校及び市に斡旋する。

第28節 文化財応急対策

担当部署	教育委員会
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

文化財所有者は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請するとともに、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないよう必要な措置をとる。

(2) それぞれの責務

① 市民の役割

文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

② 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動にあたる。

③ 文化財所有者及び管理責任者

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等にあたるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

④ 市の責務

ア 指定文化財への対策

(ア) 国及び県指定文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動にあたる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

(イ) 市指定文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

イ 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

⑤ 県の責務

ア 指定文化財等への対策

(ア) 国及び県指定文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国、関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

(イ) 市指定文化財

市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

イ 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

(3) 主な取組

市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、必要に応じて応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。

(4) 積雪期の対応

被災した文化財が積雪によりさらに損傷することも予想されるため、事前に対応方法等を確認しておく。

2 業務の体系

■ 文化財の応急対策

↓

■ 文化財の種別毎の対策

3 業務の内容

(1) 文化財の応急対策

- ① 文化財所有者は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。
- ② 文化財所有者等は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないような必要な措置をとる。
- ③ 市は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。
- ④ 県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡等を通じて、文化財の被害状況把握を行い、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

① 建造物

文化財所有者は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

② 美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

③ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。県及び市はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

第29節 障害物の処理計画

担当部署	環境生活課	商工観光課	◎建設課	都市政策課	消防本部
------	-------	-------	------	-------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震及び津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点などを連絡する緊急交通路を確保する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

また、市は被災時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、国、県の関係出先機関及び自衛隊等との連絡体制を強化する。

イ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

② 県の責務

ア 県は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。

イ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動等に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

ウ 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

③ 道路管理者等の責務（国、県、市及び東日本高速道路株）

ア 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、相互の情報提供に努めるとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。

イ あらかじめ締結してある民間団体等との災害時の応援協定等により、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

ウ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察署の協力を得て排除する。

エ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、県等の協力を得て排除する。

④ 河川、港湾及び漁港管理者等の責務（国、県、市）

ア 河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、市及び県に情報を提供するとともに、可能な限り障害物を除去する。

イ 上越海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を市及び県に通報し、速やかに必要な

応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 主な取組

輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

輸送路等の障害物情報収集	地震発生から3時間以内
緊急輸送道路の障害物の除去	地震発生から6時間以内
その他の輸送路等の障害物の除去	地震発生から24時間以内

(4) 要配慮者への配慮

避難路が障害物により寸断されるなど、要配慮者の避難に支障がでることを想定し、除去計画を策定する。

(5) 積雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、市は、県あるいは国等の関係機関とともに、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたる。

2 業務の体系

- 被災地における障害物の情報収集（発災3時間以内）
- ↓
- 緊急輸送道路の障害物の撤去（発災6時間以内）
- ↓
- その他の輸送路等の障害物の撤去（発災24時間以内）

3 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集（発災3時間以内）

市は、市管理区域の道路、管理する漁港の航路等の障害物の状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

(2) 緊急交通路上の障害物の撤去（発災6時間）、その他の障害物の撤去（発災24時間以内）

市は、市管理区域の道路の障害物を除去する。特に、緊急輸送路については、最優先に実施する。

また市は、管理する漁港区域の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

4 障害物の集積場所等

障害物の集積場所は、災害の状況に応じて市長が指示した場所とする。また、廃棄処理については、「糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（災害廃棄物処理計画）」に定める。

第30節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

担当部署	◎環境生活課 福祉事務所 消防本部
------	-------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な地震では、建造物の倒壊、火災、津波等により、多くの死者を出すことがある。市は、関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

市は、遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うにあたり、県、国及び関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止する。

② 県の責務

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

③ 県警察本部、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）及び自衛隊等関係機関の責務

市、県等が迅速に業務を推進できるよう支援する。

(3) 主な取組

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案及び処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(4) 関係者に対する配慮

一連の業務にあたっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

(5) 積雪期の対応

積雪期には、遺体の搜索、搬送等に支障を来さないよう、除雪体制を強化する。

2 業務の体系

■ 遺体等の搜索

↓

■ 遺体の収容

↓

■ 遺体の検案及び処理

↓

■ 遺体の埋葬

3 業務の内容

(1) 遺体等の搜索

市は、県、県警察本部、第九管区海上保安本部（上越海上保安署）、自衛隊等関係機

関と協力して遺体等の捜索を行う。

(2) 遺体の収容

遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、遺体の安置場所(寺院、学校敷等)を確保し、関係機関に連絡する。

また、搬送車両が不足する場合は、公益社団法人新潟県トラック協会又は県に車両の手配を要請する。

柩、ドライアイス等は、葬祭関係事業者から調達し、不足する場合は県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

(3) 遺体の検案及び処理

市は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会等に対し県を通じて協力を要請するとともに、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。また所轄警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。

県警察本部は、収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

(4) 遺体の埋葬

市は、輸送車両が不足する場合は、公益社団法人新潟県トラック協会又は県に車両の手配を要請する。また、骨つぼ等は、葬祭関係事業者から調達し、不足する場合は県に要請する。

市は、死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。また、災害時の火葬体制を確立しておき、被災状況等を県及び関係市町村に報告するとともに、速やかに火葬を行う。

4 身元不明遺体の取扱い

- (1) 身元不明遺体については、市が所轄警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたる。
- (2) 県警察本部は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱う。

5 広域応援体制の整備

- (1) 市は、自ら遺体の捜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておく。
 - ① 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
 - ② 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
 - ③ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制

第31節 愛玩動物の保護対策

担当部署	市民課 ◎環境生活課
------	------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。

市は、指定避難所を設置するにあたり、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

(2) それぞれの責務

① 飼い主の責務

ア 災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

イ 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

② 市の責務

ア ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供できるよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

イ 避難所を設置するにあたり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

ウ 県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。

③ 県の責務

ア ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

イ 危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

ウ 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

エ 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。

オ 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

カ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

④ 公益社団法人新潟県獣医師会の責務

ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

イ 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。

⑤ 一般社団法人新潟県動物愛護協会の責務

ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

イ 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部

へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

⑥ 動物救済本部の責務

ア ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。

イ 動物の保護

県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

ウ 相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

エ 動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行う。

オ 飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

カ 仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

キ 被災動物の健康管理支援

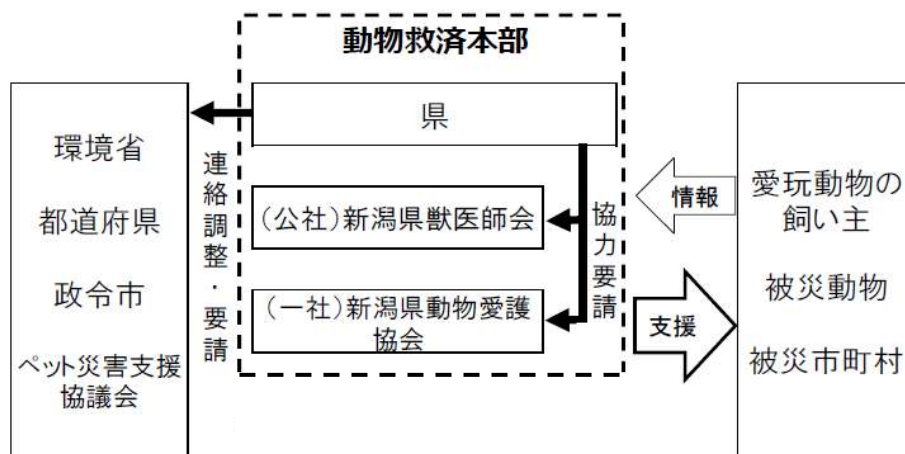
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

ク ボランティア及び募金の受付・調整・運営

募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働して行う。

2 業務体系

組織図



第32節 災害時の放送

担当部署	◎総務課 消防本部
-------------	------------------

1 計画の方針

(1) 放送機関の対応

県内各放送機関は、地震又は津波に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行う。

地震発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従う。

放送にあたっては、要配慮者に対する配慮並びに積雪期の対応に配慮した放送を行う。

(2) 緊急放送の要請

県又は市は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続は、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（危機対策課）を經由して行う。

① 緊急放送を要請できる内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物等の流出等、市民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、市民への緊急の避難呼びかけとする。

② 全県波放送局

局 名
日本放送協会新潟放送局
(株)新潟放送
(株)NST新潟総合テレビ
(株)テレビ新潟放送網
(株)UX新潟テレビ21
(株)エフエムラジオ新潟

(3) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示等の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

2 業務の体系

- 災害に関する警報等の周知
- ↓
- 緊急警報放送
- ↓
- 避難指示、高齢者等避難情報
- ↓
- 災害関連番組の編成

3 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

- (1) 災害に関する警報等の周知
関係法規及び気象庁との申し合わせにより、緊急地震速報、震度速報、大津波警報、津波警報、津波注意報等を放送する。
- (2) 緊急警報放送
緊急警報放送は次の場合に限り実施する。
 - ① 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定により、警戒宣言が発せられたことを放送する場合
 - ② 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項の規定による、津波警報が発せられたことを放送する場合
 - ③ 災害対策基本法第57条の規定により求められた放送を行う場合
- (3) 避難指示、高齢者等避難情報
原則として速報するが、市民の避難が既に終了した中で新たな避難に関する情報が出された場合や明らかに時間的余裕がある場合等は、この限りでない。
- (4) 災害関連番組の編成
地震の規模、震度、被害の状況等に応じ災害関連番組を編成する。

第33節 公衆通信の確保

担当部署	◎総務課 消防本部
------	-----------

1 計画の方針

(1) 基本方針

通信設備等を災害から防護するとともに、市、県及び関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

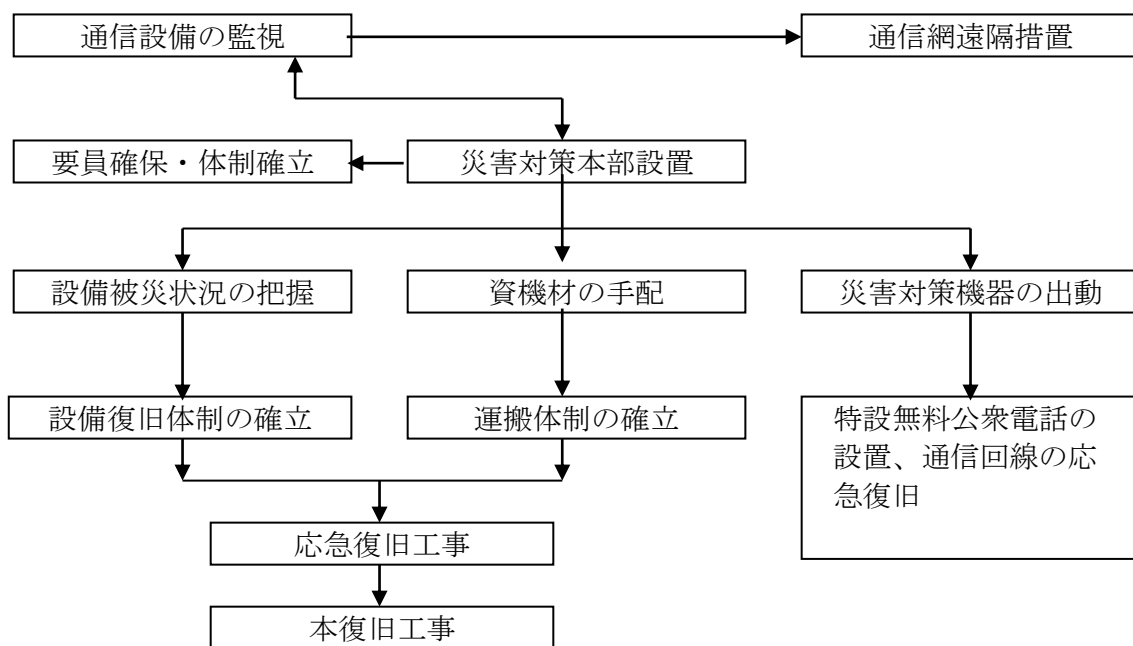
(2) 要配慮者に対する配慮

通信の不通により要配慮者への情報伝達が遅れることのないよう、自主防災組織や自治会等の協力により、迅速に情報伝達が行われるよう努める。

(3) 積雪期の対応

積雪期においては、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行うなどの対策を講じ、通信施設の応急復旧作業が円滑に行われるよう努める。

2 公衆通信施設（株）NTT東日本／（株）NTTドコモ 応急対策フロー図



3 業務の体系（株）NTT東日本／（株）NTTドコモ

- 応急対策
- ↓
- 復旧計画
- ↓
- 利用者への広報
- ↓
- 広域支援体制の整備

4 業務の内容

(1) 応急対策

- ① 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置
㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、自動音声案内挿入措置等を行う。
- ② 災害時の組織体制
地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、㈱NTT東日本新潟支店及び㈱NTTドコモ新潟支店は同社の基準に基づき次の組織体制を設置する。
 - ア 情報連絡室
 - イ 支援本部
 - ウ 地震災害警戒本部
 - エ 災害対策本部
- ③ 設備復旧体制の確立
㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。
 - ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
 - イ NTTグループ会社等関連会社による応援
 - ウ 工事請負会社の応援
- ④ 被害状況の把握
ア ㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。
イ ㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。
- ⑤ 災害対策機器等の出動
㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。
 - ア 衛星携帯電話
 - イ 可搬型移動無線機
 - ウ 移動基地局車
 - エ 移動電源車及び可搬電源装置
 - オ 応急復旧ケーブル
 - カ ポータブル衛星車
 - キ その他応急復旧用諸装置
- ⑥ 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立
応急復旧に必要な資材等については、㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお道路通行が不可能な場合は、状況に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。
- ⑦ 災害用伝言サービスの提供
㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、震度6弱以上の地震発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

(2) 復旧計画

- ① 応急復旧工事

㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、災害による電気通信設備等を緊急に復旧するため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

② 復旧の順位

㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、海上保安機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの。

③ 本復旧工事

㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

(3) 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の市民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- ① 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- ② 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- ③ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- ④ 市民に対して協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 広域支援体制の整備

㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモは、大規模災害が発生した場合は、同社の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

① ㈱NTT東日本及び㈱NTTドコモの応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、㈱NTT東日本本社災害対策室及び㈱NTTドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

② 全国の応援体制

㈱NTT東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ各支店災害対策室へ要請する。

第34節 電力供給応急対策

担当部署	◎総務課 消防本部
-------------	------------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

電力供給事業者は、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

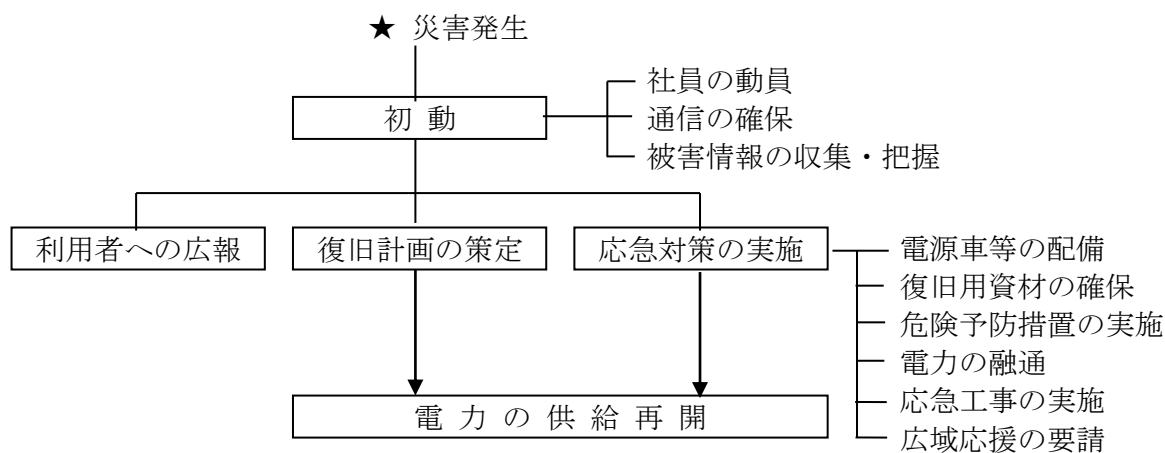
(2) 要配慮者に対する配慮

人工呼吸器装着者、在宅酸素療法等電気を必要とする要配慮者や、医療機関、福祉施設等に対し迅速な対応が行われるよう努める。

(3) 積雪期の対応

採暖対策を迅速に行うとともに、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行うなどの対策を講じ、応急復旧作業が円滑に行われるよう努める。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 業務の体系

- 復旧活動体制の構築
- ↓
- 応急対策
- ↓
- 復旧計画の策定
- ↓
- 利用者への広報
- ↓
- 広域応援体制の構築

4 業務の内容

(1) 復旧活動体制の構築

① 被災時の組織体制

東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、災害が発生した時は非常災害対策本部を設置し、設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第1非常体制	新潟県および東北6県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第2非常体制	新潟県および東北6県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

② 動員体制

対策本部および各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

③ 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

④ 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じリエゾンを県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

(2) 応急対策

① 復旧資材の確保

ア 店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

② 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

③ 電力の融通

各電力会社及び東北電力（株）と隣接する各電力会社が締結した契約に基づき電力の緊急融通を行う。

④ 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

(3) 復旧計画の策定

復旧計画の策定にあたっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県及び市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

(4) 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

(5) 広域応援体制の構築

復旧活動にあたり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関連工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第35節 ガスの安全、供給対策

担当部署	ガス水道局
-------------	--------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及びガス事業者（都市ガス事業者、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者をいう。）は、地震発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とする。

また、市は、二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ガス栓を閉止する等の地震発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火等の事故発生防止に努める。

② 市の責務

地震時等災害について予防策・発生時の対応について市民に周知をはかり、また、二次災害防止のための広報を行う。

③ 県の責務

LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下、「LPガス事業者」という。）に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。

④ ガス事業者の責務

ア ガス供給設備の安全点検を行う。

イ 二次災害防止のための広報を行う。

ウ 被害状況を踏まえて復旧計画を定め、災害発生時の「地震時等防災対策要領及び地震・洪水等非常事態における救援装置要綱」に従って安全で効率的な復旧を進める。

エ ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。また、LPガス事業者は、地震発生後、速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行い、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

オ LPガス事業者は、市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

カ LPガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

(3) 主な取組

① 都市ガス事業者

地震発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	関係機関への報告
	消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね 14 日	供給再開完了（注）

注：大規模な被害が生じた場合を除く。

② LPガス事業者

地震後 1 時間	充てん所及び販売施設等の被害状況の把握
地震後 3 時間	二次災害防止措置
地震後 2 日	消費先の緊急点検完了
地震後 3 日	充てん所及び販売施設等の復旧（注1）、消費先安全確認完了（注2）

注1：大規模な被害が生じた場合を除く。

注2：安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。

- (4) 要配慮者に対する配慮
- ① ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検にあたり、燃焼器具の点検をあわせて行う。
 - ② 避難時に誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。
- (5) 積雪期の対応
- 市民は、積雪期の地震発生に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪に努める。

2 業務の体系

■ 被害状況把握、二次災害防止措置等

↓

■ 復旧対策

3 業務の内容

- (1) 被害状況把握、二次災害防止措置等
- ① 地震発生後、速やかに供給所施設、導管施設等の被害調査及び供給先ガス設備の緊急点検・安全確認点検等を実施し、被害状況を把握する。
 - ② 調査及び点検の結果、ガスによる二次災害のおそれのある地域については、ガスの供給を停止する。
- (2) 復旧対策
- ① 復旧計画を定め、「地震時等防災対策要領及び地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に従って安全で効率的な復旧を進めるとともに、消費先ガス設備の安全確認点検を行う。
必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。
 - ② 二次災害の防止及び円滑な復旧作業のため、次の方法により広報を行う。
 - ア 報道機関への協力要請
 - イ 広報車による巡回
 - ウ 戸別訪問
 - エ 関係機関への協力要請

第36節 給水・上水道施設応急対策

担当部署	ガス水道局
-------------	--------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講ずる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

被害状況によっては、地震発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

② 市の責務

ア 市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講ずる。

イ 水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講ずる。また、状況により関係機関と連絡を密にして緊急体制をとる。

ウ 応急給水等の対応に困難が生じる場合は、関係機関に支援を要請する。

③ 県の責務

県は、情報の連絡調整や総合的な指揮・指導、また自衛隊への給水支援要請など関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(3) 主な取組（応急給水目標水量）

災害発生から3日以内は1人1日3ℓ、1週間以内に20～30ℓ、2週間以内に30～40ℓの給水量を確保し、概ね1か月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

地震発生からの日数	目標水量	用途
地震発生～3日目まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活水の確保
概ね1か月以内	各戸1給水栓	

(4) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者への給水にあたっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行うなどの対策を講じ、応急給水や応急復旧作業が円滑に行われるよう努める。

また、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

2 業務の体系

- 被害状況の把握
- ↓
- 市民等への広報や報道機関への情報提供
- ↓
- 緊急措置
- ↓
- 応急対策の方針決定
- ↓
- 応急給水活動
- ↓
- 応急復旧活動

業務スケジュール

☆地震発生

	(供給水量)	(業務スケジュール)				
直後 ～3h ～6h ～12h	3ℓ/日 生命維持	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○市民等への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の見積、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針 				
3日	20～30ℓ 最低生活 水量	<table border="1"> <tr> <td> ◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水 </td> <td> ◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧 </td> </tr> <tr> <td> 第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水 </td> <td> 第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業 </td> </tr> </table>	◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業
◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧					
第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業					
1週間	30～40ℓ 生活水量 の確保	<table border="1"> <tr> <td> 第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用 (生活用水) </td> <td> 第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業 </td> </tr> </table>	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用 (生活用水)	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業		
第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用 (生活用水)	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業					
2週間						
1か月	各戸1 給水栓	第4段階 各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了				

注) 避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

3 業務の内容

- (1) 被害状況の把握
市は、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。

- また、テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況を確認し、職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録を行うとともに、他のライフライン担当部局等からも情報収集する。
- (2) 市民等への広報や報道機関への情報提供
市は、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）について市民に広報・周知するとともに報道機関へ情報提供する。
- (3) 緊急措置
- ① 市は、緊急措置として概ね次の対応を行う。
- ア 二次災害の防止措置
- (ア) 水道施設において火災が発生した場合の速やかな消火活動
- (イ) 配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保
- (ウ) 消防署へ情報提供し、消火活動へ配慮
- (エ) 消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置
- (オ) 上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置
- イ 被害発生地区の分離
- ② 県は、有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請し、緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民に周知・指導する。
- (4) 応急対策の方針決定
あらかじめ定めたマニュアルに基づき、市は速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実施するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。
また、県は被害が甚大な場合の応援部隊の派遣について、関係機関との調整を図る。市が実施する対応は概ね次のとおり。
- ① 被害状況の見積
主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。
- ② 応援要請の必要性判断
動員の必要職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況等を確認し、応援要請の必要性を判断する。
- (5) 応急給水活動
市は、被害状況に応じて地区別に給水方法を選定し、病院、避難所、社会福祉施設等の優先順位を明確にする。また、衛生対策、地域特性、積雪期及び要配慮者等に対しても配慮する。
また、市のみでの対応が困難な場合は、関係機関への応援要請及び県に対し自衛隊による給水支援の要請を依頼する。
- (6) 応急復旧活動
市は、次の応急復旧活動を行う。
- ① 取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。
- ② 病院、避難所、社会福祉施設等を優先的に通水させる等、優先順位を明確にする。
- ③ 他のライフライン担当部局等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。
- ④ 積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。
- ⑤ 日報、写真等により活動状況を記録する。

第37節 下水道等施設応急対策

担当部署	ガス水道局
-------------	--------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

下水道等施設は、被災時には被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要することから、市民生活に与える影響が大きい。

このため、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、ポンプ施設、処理場においては最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一時的な下水道機能を確保する。

(2) それぞれの責務

① 市民の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震により、下水道等の処理場、ポンプ場及び管渠等が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は協力する。

イ 下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

ウ 地震発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

② 市の責務

ア 市は、被災時に、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。

イ 被災時において、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、必要な応急処置を講ずるとともに、必要に応じて「新潟県における下水道災害時の支援に関するルール」に基づいて支援を要請する。

ウ 市は、応急体制に必要な情報を収集するとともに、連絡体制を確立する。

エ 下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。

オ 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材及び応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

③ 県の責務

ア 市の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。

イ 流域下水道等施設の被害状況を把握するとともに、必要な応急措置を講ずる。

ウ 被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

(3) 主な取組

① 下水道等施設復旧は概ね次の計画を目安にする。

地震発生後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査及び緊急措置 ・ 市民等への情報提供、使用制限の広報
" 3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
" 1週間程度～ 1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
" 1か月～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

② 市は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧事業の早期完成を図る。

- (4) 要配慮者に対する配慮
- ① 市は、指定避難所に要配慮者に配慮したトイレを設置するよう努める。
 - ② 市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し二次被害を受けないようにする。
- (5) 積雪期の対応
- 市及び県は、積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

2 業務の体系

- 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応
- ↓
- 応急復旧による対応
- ↓
- 外部応援依頼による対応
- ↓
- 本復旧による対応

3 業務の内容

- (1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応
- 市は、緊急措置として概ね次の対応を行う。
- ① 下水道等施設、市管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施並びに県への報告
 - ② 緊急調査等に基づく応急復旧計画の策定
- (2) 応急復旧による対応
- ① 市は、応急復旧として概ね次の対応を行う。
 - ア 応急復旧計画に基づき応急復旧を実施し、下水道等施設利用を再開する。
 - イ 仮設用資材調達に努める。
 - ウ 地域住民等に応急復旧状況等を周知する。
 - エ 県に応急復旧状況等を連絡する。
 - オ 病院、避難所及び公共施設等に連結する流域下水道施設を優先的に復旧する。
 - ② 県は、市の応急復旧状況等を把握し、必要に応じて、市への支援を行う。
- (3) 外部応援依頼による対応
- ① 市は、県、協定市町村、協定事業者等に応援を依頼し、災害対応業務を実施する。
 - ② 市は、応援機関等の受入れ体制を整備する。
- (4) 本復旧による対応
- ① 市は、本復旧として概ね次の対応を行う。
 - ア 災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。
 - イ 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。
 - ウ 本復旧計画に基づき、下水道等施設の本復旧を実施する。
 - エ 地域住民等に本復旧状況等を周知する。
 - オ 病院、避難所及び公共施設等に連結する下水道等を優先的に復旧する。
 - ② 県は、災害復旧が速やかに行えるよう、市、国と連絡調整を行う。

第38節 危険物等施設応急対策

担当部署	消防本部
------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等施設は、地震発生時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。したがって、危険物等施設については、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危険防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

(2) それぞれの責務

① 危険物等取扱・貯蔵事業者等の責務

地震による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

② 消防本部の責務

地震による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と協力して被害の拡大防止を図る。

③ 市の責務

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

④ 県の責務

地震による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(3) 主な取組

地震による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物貯蔵施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。

(4) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、避難行動要支援者の迅速な避難等を実施する。

(5) 積雪期の対応

積雪により避難に時間がかかることを配慮し、早めの避難活動を実施する。

2 業務の体系

- 応急対応
- ↓
- 個別対応
- ↓
- 危険物等流出及び火災発生時の応急対応
- ↓
- 市民等に対する広報

3 業務の内容

(1) 応急対応

各機関の役割は概ね次のとおりである。

- ① 危険物等取扱・貯蔵事業者の対応
 - ア 地震発生時には直ちに応急点検を実施する。
 - イ 地震により被害を受けた場合は、消防機関、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。
 - ウ 地震により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。
 - エ 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。
 - オ 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
 - ② 消防本部の対応
危険物等取扱・貯蔵事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活動を実施する。
 - ③ 市の対応
危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。
 - ④ 県の対応
消防機関等からの被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。
- (2) 個別対応
- ① 各事業所及び管理者の対応
 - ア 火薬類取扱事業所
地震により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する等安全な措置を講ずる。
 - イ 高圧ガス取扱事業所
高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。
 - ウ 有害物質取扱事業所
有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示（緊急）及び被害状況調査を行う。
 - エ 放射性物質使用施設等の管理者
放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。
放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。
 - ② 消防本部の対応
消防本部は、危険物等施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。
 - ③ 県の対応
 - ア 県は、知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認

められるときは、当該施設の管理者等に対し、当該施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

イ 毒物劇物貯蔵施設について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設の管理者等に対し、毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講ずることを命じる。

ウ 有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

危険物等流出及び火災発生時の応急対応は、概ね次のとおりである。

① 市民の対応

危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防機関、県警察、海上保安機関等の関係機関に通報連絡する。

② 危険物等取扱・貯蔵事業者の対応

関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。

③ 消防本部の対応

災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。

④ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）の対応

危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、避難指示等を行う。

⑤ 市の対応

ア 危険物施設の付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講ずる。

イ 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。

対象となる飲料水が市所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者から直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。

ウ 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から必要に応じ環境調査を実施する。

⑥ 国及び県の対応

ア 飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。

イ 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。

(4) 市民等に対する広報

① 危険物等取扱・貯蔵事業者は、地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

② 市は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性等について、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て災害情報の周知徹底を図る。

③ 県は、関係機関と連携を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。

④ 第九管区海上保安本部（上越海上保安署）は、危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶に危険が及ぶおそれがある場合は、巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。

第39節 道路・橋りょう・トンネル等の応急対策

担当部署	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎建設課	都市政策課
------	-------	-------	-------	------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

市道及び市管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。市道の被害状況等については県に報告する。

② 県の責務

県道及び県管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、避難指示等を市に要請する。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

③ 国（高田河川国道事務所）の責務

国道及び国管理施設の被害状況について早急に把握するとともに、通行情報などの効率的な広報を実施する。

斜面や路面の崩壊等により市民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、市に情報を提供し、避難指示等を市に要請する。

ライフライン施設の早期復旧も勘案し、管理する道路について道路啓開及び応急復旧等を迅速かつ的確に行う。

(3) 主な取組

地震等による被害を最小限に食い止め、道路関連施設の損傷による二次災害を防止する。

また、早期の応急復旧により災害支援活動が円滑に進むよう配慮する。併せて、道路情報を広報し、市民や関係機関に周知する。

(4) 要配慮者に対する配慮

道路管理者等は、避難行動要支援者の避難が安全に行えるよう配慮する。

(5) 積雪期の対応

各道路管理者は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の通行を規制し、雪崩予防対策を講じ、安全な避難路の確保に努める。

また、積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

2 業務の体系

- 被災状況の把握
- ↓
- 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知
- ↓
- 施設の緊急点検
- ↓
- 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

3 業務の内容

(1) 被災状況の把握

道路管理者である東日本高速道路(株)、国土交通省、県及び市は、直ちに道路パトロールを実施するほか、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響等について情報収集する。

特に緊急輸送道路に指定された路線の状況は、最優先に情報収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

① 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

② 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を市民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋りょうやトンネル等の主要な構造物及び異常気象時における事前通行規制区間(土砂崩壊・落石等の危険箇所)の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

① 道路啓開

ア 道路啓開等の緊急措置は、道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

イ 関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

エ 道路啓開は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。

オ 道路上の障害物の除去について、道路管理者と県警察、消防本部、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

② 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消等、道路施設の重要性に十分配慮し取り組む。

③ 道路情報の周知

(公財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は道路管理者等に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等、市民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

4 道路情報の共有

市は、国、県及び他市町村との連絡をとり、災害時の道路情報を共有する。

第40節 港湾・漁港施設の応急対策

担当部署	商工観光課 ◎農林水産課
------	--------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により港湾・漁港施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。

これらの施設については、地震による施設の損壊場所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

(2) それぞれの責務

① 市民・企業等の責務

地震発生後、港湾・漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、県、消防本部又は県警察等へ通報する。

② 市の責務

地震による港湾・漁港施設の被災の通報を市民・企業等から受けたとき又はパトロール等により港湾・漁港施設の被災を発見したときは、県へ通報するとともに、管理する漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整え、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

③ 県の責務

県が管理する港湾・漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

④ その他の防災関係機関の責務

北陸地方整備局は被災により港湾管理者からの要請があった場合には、港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。

(3) 主な取組

速やかに被災概要調査を行い、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(4) 要配慮者に対する配慮

施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、避難行動要支援者に配慮し早期の避難指示等及び避難誘導を実施する。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

2 業務の体系

■ 市民等の安全確保、被災状況の把握及び施設の緊急点検

↓

■ 被害の拡大及び二次災害の防止

↓

■ 障害物の処理

↓

■ 応急復旧

↓

■ 施設利用者及び市民等に対する広報

3 業務の内容

(1) 市民等の安全確保、被災状況の把握及び施設の緊急点検

① 市の対応

ア 市は、港湾・漁港施設の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示等及び避難誘導を実施する。

イ 震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等により管理施設の被災概要、被災状況の把握及び施設の緊急点検を実施する。ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合には緊急点検を実施する。

② 県の対応

県は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合には緊急点検を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、人的被害発生防止のための対策を実施し、パトロール及び緊急点検で施設の異状や被災を確認した場合、被害の拡大や二次災害を防止する措置を講ずる。

また、人的被害の発生を防止するべく、立入禁止措置を講ずる。

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 障害物の処理

各施設管理者は、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部及び北陸地方整備局に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

(4) 応急復旧

各施設管理者は、施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

(5) 施設利用者及び市民等に対する広報

被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民、市及び県等の防災関係機関へ周知する。

また、被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民に周知し、市、県及び防災関係機関は情報を共有する。

第41節 鉄道事業者の応急対策

担当部署	建設課
------	-----

1 計画の方針

(1) 基本方針

西日本旅客鉄道(株)、えちごトキめき鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)（以下「鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

旅客の中に要配慮者がいる場合は、避難誘導や被害状況等の広報について十分に配慮し、動揺や混乱の防止に努める。

(3) 積雪期の対応

鉄道事業者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の運転を一時中止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生的事前回避に努める。

2 業務の体系

■ 運転規制の実施

↓

■ 旅客等に対する広報

↓

■ 救護、救出及び避難

↓

■ 代替輸送計画

↓

■ 応急復旧対策

↓

■ 市民等に対する広報

3 業務の内容

(1) 運転規制の実施

鉄道事業者は、地震発生時及び津波警報等発表時には、その強度等により運転規制等を実施し、安全確認を行う。

(2) 旅客に対する広報

① 駅等における旅客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を旅客に案内する。

ア 災害の規模

イ 被害範囲

ウ 被害の状況

エ 不通線区

オ 開通の見込み等

② 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を旅客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

ア 停車地点と理由

- イ 災害の規模
- ウ 被害の状況
- エ 運転再開の見込み
- オ 避難の有無・方法等

③ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

① 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

② 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、旅客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

③ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、関係市町村、警察、消防等に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

① 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

② 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(5) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

① 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

② 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

③ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

④ 道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

なお、各鉄道事業者は、必要に応じ広域的な応援態勢が的確に機能するよう、北陸信越運輸局に調整を求める。

(6) 市民等に対する広報

① 鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

② 鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況や復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市及び県へ報告するものとし、市及び県は、鉄道事業者からの情報を複数のメディアを活用して積極的に市民に周知する。

第42節 治山・砂防施設等の応急対策

担当部署	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎建設課	消防本部
------	-------	-------	-------	------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

治山、砂防等の管理者は、施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民等の責務

治山・砂防施設の被災、土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市、県、消防本部又は県警察等へ通報する。

② 市の責務

市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

③ 県、国の責務

県、国は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(3) 主な取組

市、県及び国は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。

県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(5) 積雪期の対応

① 積雪期は、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

② 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合は、気象条件等を勘案した上で、ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系

■ 土砂災害等の調査

↓

■ 避難指示等

↓

■ 応急対策工事の実施

3 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

① 市、県及び国は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を

行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

また、重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき緊急調査を実施する。

- ② 県及び国は、被災概要調査結果及び状況の推移を市に連絡する。

また、緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として、市に通知する。

- ③ 市は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

(2) 避難指示等

- ① 市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難指示や避難誘導等を実施する。

- ② 異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を整備する。

- ③ 県及び国は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

(3) 応急対策工事の実施

市、県及び国は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施するとともに、ワイヤーセンサーや伸縮計等の感知・観測機器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ適切に通報するシステムについても検討する。

第43節 河川・海岸施設の応急対策

担当部署	能生事務所	青海事務所	農林水産課	◎建設課
------	-------	-------	-------	------

1 計画の方針

(1) 基本方針

河川・海岸等の管理者は、施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携のもと、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市民等の責務

河川・海岸施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、県、消防本部又は県警察等へ通報する。

② 市の責務

市民等から、河川・海岸施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認したときは、県及び関係機関へ連絡し、河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

③ 県、国の責務

県、国は、地震による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(3) 主な取組

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内に応急工事に着手する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難に関する情報等を伝達するとともに避難支援活動を行う。

また、施設の応急対策にあたっては、要配慮者の利用に配慮した対応を行う。

(5) 積雪期の対応

① 積雪期は、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

② 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合は、気象条件等を勘案した上で、ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系

■ 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民等の安全確保

↓

■ 被害の拡大及び二次災害の防止

↓

■ 応急復旧

↓

■ 市民等に対する広報等

3 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民等の安全確保

- ① 河川・海岸施設の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設（箇所）の緊急点検を実施する。

点検及び巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施し、危険な箇所については、人的被害の発生等を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。

また、施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市、県、消防本部、県警察等へ通報する。

- ② 市は、施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

河川・海岸管理者は、パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。

① 河川管理施設及び許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等重大な被害につながるおそれがあるため、適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域での浸水対策

低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切工事を行うとともに、危険な箇所は、人的な事故の発生を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、施設管理者は、速やかに応急的処置を講ずるとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の発生防止に努める。

オ 油や危険物等の流出等の事故対策

地震により発生した危険物等や油の流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染拡大を防止するための対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策に係る調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

② ダム施設

ア 貯水位制限等の対策

地震後の点検等により異状が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急措置

地震後の点検により異状が認められた場合は、その程度に応じた対策を実施する

とともに臨機に止水処理等の応急措置を講ずる。

ウ 関係機関への通知と市民への周知

地震後の点検によりダム施設に漏水、変形又はダムの挙動異状が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、各ダムの操作規則に基づき、関係機関への通知及び一般住民への周知を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する事項

関係機関や利水者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行う。

③ 海岸保全施設

ア 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

被災箇所については、地震後の津波、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立入禁止措置を講ずる。

イ 海岸保全施設の応急措置

海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講ずる。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

地震により被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

エ その他海岸保全施設の管理に関する事項調整

海岸保全施設においては、津波、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は、海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

(3) 応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。

(4) 市民等に対する広報等

施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、各施設の管理者が市民等へ逐次周知する。また、地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、県警察、消防本部等へ逐次連絡する。

被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、状況に応じ、市は、避難指示等を発令する。

第44節 農地・農業用施設等の応急対策

担当部署	農林水産課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

農地及び農道、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の管理者は、地震による被害を軽減するための措置を行うとともに、地震発生時には関係機関と連携し各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、機能確保に努める。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

地震発生直後の被災情報の収集・連絡にあたりとともに、土地改良区等施設管理者と協力して防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

② 県の責務

地震発生直後の被災情報の収集・連絡に当たりとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

③ 土地改良区・施設管理者等の責務

地震発生直後の被災情報の収集・連絡にあたりとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設の機能回復に努める。

(3) 主な取組

① ため池の点検及び報告については、次のとおりとする。

ア 対象ため池

堤高10m以上若しくは貯水量10万 m^3 以上又は決壊した場合人的被害を及ぼすおそれがあるため池

イ 対象地震

堤高15m以上は、ため池地点周辺が震度4以上（堤高15m未満は、震度5弱以上）

ウ 点検内容

(ア) 速報：目視による外観点検（3時間以内に報告）

(イ) 緊急点検：目視による外観点検（24時間以内に報告）

② 頭首工、排水機場、地すべり防止施設その他事業実施中の工事現場においては、被災により付近住民等に危険を及ぼす可能性のあるものは、震度5弱以上になった場合に緊急点検を行い、24時間以内に報告を行う。

③ 施設管理者は、緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、速やかに二次災害防止措置を講ずるとともに、緊急的に機能回復を行う必要のある農地・農業用施設においては、速やかに応急復旧を行う。

④ 施設の被災により、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難指示及び避難誘導を実施する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者利用施設に近接する農業用施設等の応急対策にあたっては、優先して行うよう努める。

(5) 積雪期の対応

① 積雪期は、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において困難が伴うこ

とから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

- ② 積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 業務の体系

- 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施
- ↓
- 主要構造物の応急対策の実施
- ↓
- 浸水区域における応急排水対策の実施
- ↓
- 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

3 業務の内容

- (1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施
施設管理者は、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。
また、二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。
- (2) 主要構造物の応急対策の実施
施設管理者は、専門技術者等を活用して、管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。
また、パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じ、災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。
- (3) 浸水区域における応急排水対策の実施
施設管理者は、締め切り工事を行うとともに、排水ポンプにより排水対策を行う。また資機材が不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼する。
- (4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施
施設管理者は、避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。
通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講ずる。

第45節 農林水産業応急対策

担当部署	農林水産課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時においては、農林水産業生産基盤の被災、農林水産業用施設の損壊、家畜等の突然死及び飼養施設の損壊等が予想されることから、市は、農林水産業関係団体等と緊密な連携をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

(2) それぞれの責務

① 農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者の責務

ア 地震に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等に努める。

イ 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう平常時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。

ウ 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡する。

② 関係団体の責務

農業協同組合、新潟県農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合等の関係団体は、被害状況の把握を行うとともに、市等が行う農林水産業被害の取りまとめに協力するとともに二次災害発生防止等の応急措置を講ずる。

③ 市の責務

ア 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、糸魚川地域振興局等に報告する。

イ 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

ウ 県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

④ 県の責務

ア 糸魚川地域振興局は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

イ 糸魚川地域振興局は、必要に応じ市及び関係団体へ連絡要員を派遣するとともに必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。

ウ 県は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

エ 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(3) 主な取組

① 24時間以内に緊急被害状況調査を取りまとめる。

② 被害状況により、3日以内に二次災害を防止するための指導及び指示を行う。

③ 被害状況により、1週間以内に応急対策を講ずるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(4) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 業務の体系

- 被害状況の把握
- ↓
- 二次災害の防止
- ↓
- 応急対策

3 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

① 被害状況の把握

市は、農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあつては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、糸魚川地域振興局に報告する。

糸魚川地域振興局は、市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

県は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

② 二次災害の防止

市は、農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置

イ 農業用燃料の漏出防止措置

ウ 農薬の漏出防止措置

③ 応急対策

市及び糸魚川地域振興局は、農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

ア 農作物の病虫害発生予防のための措置

イ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給

ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導

オ 種苗の供給体制の確保

カ 農業用施設の応急工事等の措置

県は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

① 被害状況の把握

市は、家畜飼養者の被害状況を調査し、糸魚川地域振興局に報告する。農業協同組合や新潟県農業共済組合は、市等と連絡をとりながら家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。

県は、市等の協力を得ながら、糸魚川地域振興局及び家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。また、現地調査が困難な場合は、他地域から支援を受ける。

② 二次災害の防止対策

市は、家畜飼養者、農業協同組合等に次の二次災害防災対策を指示する。

ア 畜舎の二次倒壊防止措置

イ 停電発生農場への電源供給

- ウ 生存家畜の救出
- エ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による住民への危害防止措置
- ③ 応急対策
 - 市及び県は、連絡をとりながら、次の応急対策を実施する。
 - ア 死亡・廃用家畜の処理
 - (ア) 死亡家畜の受入れ体制確保
 - (イ) 死亡家畜の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査
 - (エ) 家畜廃用認定
 - (オ) 家畜緊急輸送
 - イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置
 - (ア) 家畜飼養者に対する衛生指導
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保
 - ウ 動物用医薬品及び飼料等の供給
 - (ア) 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請
 - (イ) 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請
- (3) 林産物及び林産施設
 - ① 被害状況の把握
 - ア 生産者等
 - (ア) 市及び関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。
 - (イ) 近隣の生産者等は県が協力依頼した関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。
 - イ 関係団体
 - (ア) 市、糸魚川地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。
 - (イ) 市、糸魚川地域振興局等と連絡をとりながら、情報を収集する。
 - ウ 市
 - (ア) 糸魚川地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。
 - (イ) 関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。
 - エ 糸魚川地域振興局
 - (ア) 県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。
 - (イ) 市及び関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。
 - オ 県
 - (ア) 糸魚川地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめる。
 - (イ) 必要に応じ、さらに被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。
 - ② 二次災害の防止
 - ア 生産者、関係団体等
 - 市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。
 - イ 市
 - 緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、次の指導等を行う。
 - (ア) 倒木等の除去
 - (イ) 林業等関係施設の倒壊防止措置
 - (ウ) 燃料、ガス等漏出防止措置
 - ウ 県、糸魚川地域振興局
 - 市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。
 - ③ 応急対策

ア 生産者、関係団体

林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講ずる。

イ 市、糸魚川地域振興局

相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、次の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。

- (ア) 林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置
- (イ) 病虫害発生予防措置
- (ウ) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給
- (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
- (オ) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導

ウ 県

必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

(4) 水産物及び水産施設

① 被害状況の把握

市は、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、被害状況を県に報告する。

県は、市からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行い、被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。

② 二次災害の防止

ア 市

- (ア) 流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。
- (イ) 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置及び関係機関への協力要請を行う。
- (ウ) 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。
- (エ) 水産用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、漁業協同組合等、水産用施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。
 - a 余震等による施設の倒壊防止策
 - b 燃料・餌料等の漏出防止措置
 - c 水産用医薬品等の漏出防止策

イ 県

油拡散防止措置等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講ずる。

③ 応急対策

ア 市

- (ア) 漁業無線を利用し、就航船舶に対する被害情報の提供を行う。
- (イ) 冷凍・冷蔵水産物の受入れ先の確保及び移送について、必要な措置を行うとともに、養殖水産物移送に必要な措置を行う。
- (ウ) 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。

イ 県

- (ア) 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕を行う。
- (イ) 施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

第46節 商工業応急対策

担当部署	商工観光課
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時における商工業に係る事業資産の損害を最小限にとどめ、事業の継続又は早期復旧を図るとともに、緊急時における企業活動への支援を行う。

(2) それぞれの責務

① 企業・事業所の責務

災害による事業中断を最小限にとどめるため、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講ずる。

② 商工団体の責務

ア 会員・組合員等の被災状況を把握する。

イ 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

ウ 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

③ 市の責務

ア 企業・事業所の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努め、被害状況を把握する。

イ 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

ウ 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

④ 県の責務

ア 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

イ 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

ウ 市町村を通じ中小企業の直接被害件数及び被害額を把握する。

エ 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

オ 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

カ 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

キ 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※ オ～キは被災状況により対応

(3) 主な取組

① 市及び県は、災害発生後 24 時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。

② 県は、被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後 7 日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。

③ 県は、災害発生後 7 日（特に被害が大きい場合は 15 日）以内に市を通じて中小企業の直接被害額を把握し、国に報告する。

2 業務の体系

■ 被災状況の把握

↓

■ 関係機関への協力・支援要請

↓

■ 相談窓口の設置

↓

■ 風評被害対策

3 業務の内容

- (1) 被災状況の把握
市は、商工団体、主要企業及び観光施設等から被災状況を調査するとともに、県に報告する。
- (2) 関係機関への協力・支援要請
市及び県は、被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。
- (3) 相談窓口の設置
市及び県は、被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。
- (4) 風評被害対策
市及び県は、被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。

第47節 応急住宅対策

担当部署	市民課	商工観光課	建設課	◎都市政策課
------	-----	-------	-----	--------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は、物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

イ 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

ウ 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

エ 市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

② 県の責務

ア 応急仮設住宅を設置し、被災者に供与する。

イ 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。

ウ 県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

エ 民間賃貸住宅の物件情報を提供する。

(3) 主な取組

市及び県は、応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

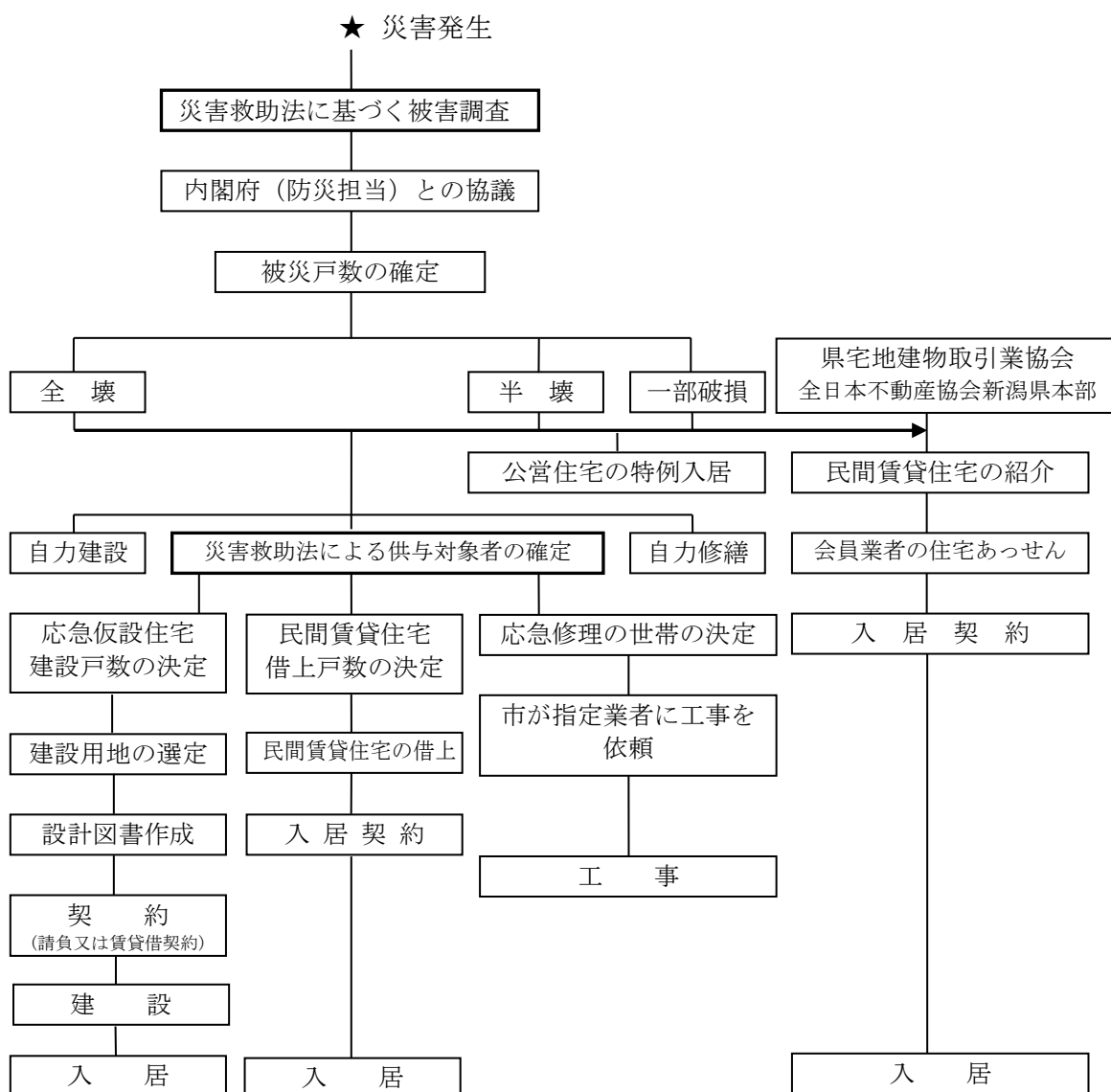
(4) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(5) 積雪期の対応

応急仮設住宅の設置にあたっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制等に努める。

2 住宅応急対策フロー図



3 業務の体系

- 被災住宅調査
- ↓
- 応急仮設住宅の供与
- ↓
- 被災住宅の応急修理の実施
- ↓
- 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用
- ↓
- 民間賃貸住宅の紹介・斡旋
- ↓
- 住宅建設資材の斡旋

4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

① 市

災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。(災害発生から1週間以内を目途)

ア 住宅及び宅地の被害状況

イ 被災地における市民の動向

ウ 応急住宅対策(応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等)に関する被災者の希望

② 県

災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。

ア 市の調査に基づく被災戸数(災害発生から1週間以内を目途に確定)

イ 市の住宅に関する要望事項

ウ 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ 応急仮設住宅建設に関する現地活動上の支障事項

オ その他住宅の応急対策実施上の必要事項

(2) 応急仮設住宅の供与

① 建設による供与

ア 建設の方針

(ア) 建設用地の選定

建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活の利便性、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。

(イ) 建物の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

(ウ) 建設の時期

災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣と協議して延長する。

応急仮設住宅の供与開始は、災害発生から2か月以内を目途とする。

(エ) 二次災害への配慮

応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

イ 応急仮設住宅の建設方法

(ア) 知事は、協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。ただし、状況に応じ知事は、市長に建設を委任することができる。

(イ) 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。

ウ 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。

エ 入居者の選定及び管理

応急仮設住宅の設置完了後、知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の選定及び管理を委任する。

入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。

(ア) 入居要件

応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者
- b 居住する住家がない者
- c 自らの資力では、住宅を確保することができない者

(イ) 入居者の選定

応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。

(ウ) 管理

県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。

(エ) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。

② 民間賃貸住宅借上げによる供与（県）

被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

ただし、状況に応じ知事は、市長に借上げを委任することができる。

入居要件・供与期間・管理等は、建設型に準ずる。

(3) 被災住宅の応急修理の実施

① 応急修理の対象者

ア 以下の全ての要件を満たす世帯

(ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。

(イ) 半壊、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。

(ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

(エ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。※応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害の発生の日から原則6ヶ月）

イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）

災害のため住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をする事ができないものについては、県又は市において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。

② 応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

③ 応急修理の費用

応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。

④ 応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として3ヶ月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内）に完了するものとする。

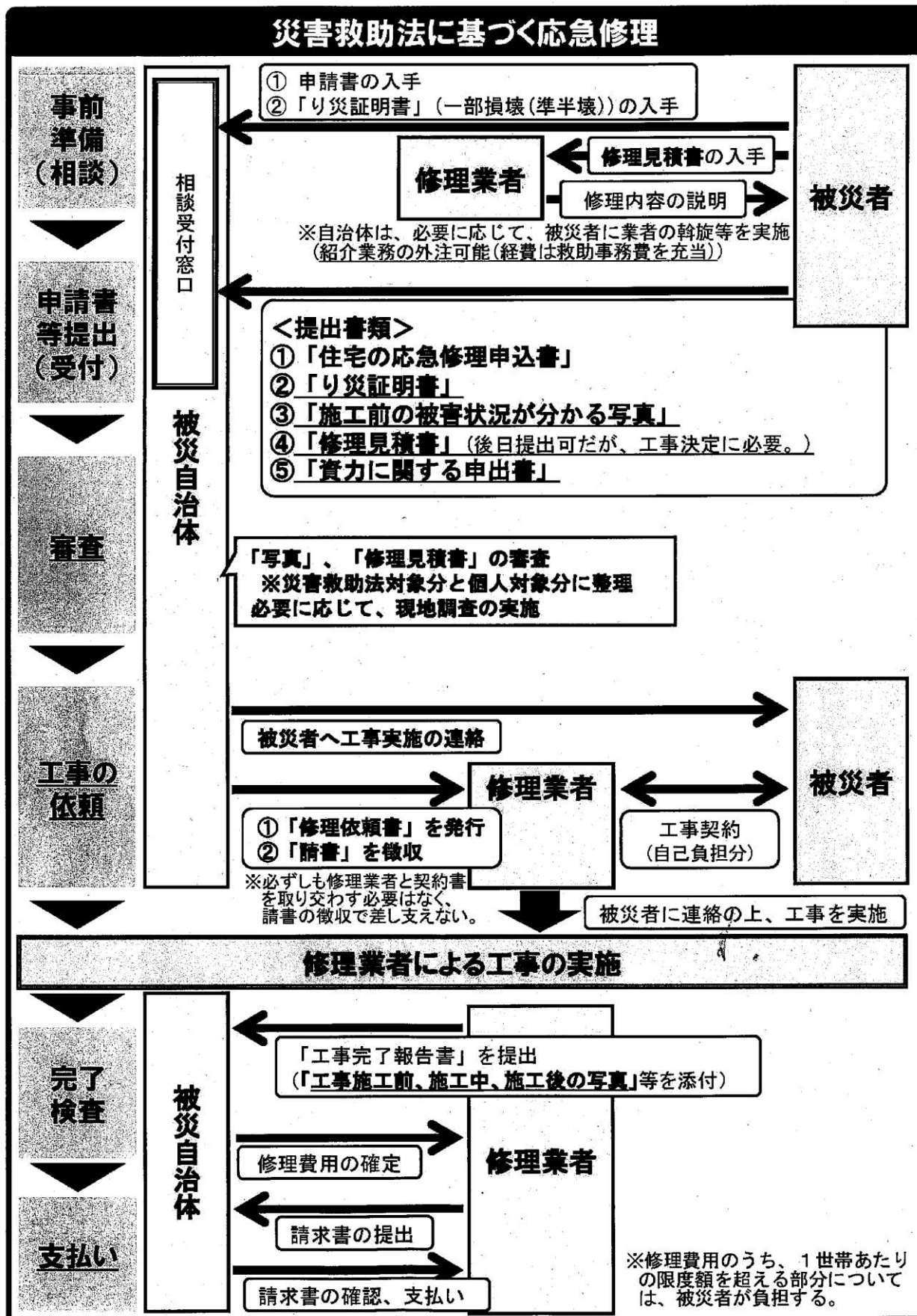
ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、

事前に内閣総理大臣と協議の上必要最小限度の期間を延長する。

- ⑤ 応急修理の手続
別紙「住宅の応急修理の手続き及び流れ」を参照
 - ⑥ 制度の広報
広報誌、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。
- (4) 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用（市・県）
- ① 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する（行政財産の目的外使用許可による。）。
② 対象公営住宅は、被災地近隣の市営及び県営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。
③ 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページや報道機関等を通じ公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。
- (5) 民間賃貸住宅の紹介・あっせん（県）
災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき関係団体に協力要請を行う。
- (6) 住宅建設資材のあっせん（県）
新潟県木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。
- また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商者・卸業者に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。

別紙

住宅の応急修理の手続き及び流れ



第48節 ボランティアの受入れ計画

担当部署	福祉事務所
------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、地震発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

なお、災害ボランティア活動は、糸魚川市社会福祉協議会が主体となって各種団体やボランティアの協力を得て行うものとする。

(2) それぞれの責務

① 糸魚川市社会福祉協議会の責務

ア 災害ボランティア活動の必要があるとき、市災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

イ ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、同センターを運営する。

ウ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

② 市の責務

ア ボランティアセンターの設置に伴い職員を派遣し、ボランティアセンターの運営を支援する。

イ 市災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

③ ボランティアセンターの責務

ア ボランティアセンターの運営、避難所などの施設運営等に係るボランティアニーズの把握を行う。

イ 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関等へボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。

ウ 駆けつけたボランティアの受入れ、登録及びコーディネートを行う。

エ ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。

オ その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

④ 新潟県災害ボランティア支援センターの責務

ア 県と新潟県災害ボランティア調整会議は、協働して新潟県災害ボランティア支援センターを新潟県庁内に設置し、本部運営を行う。

イ 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。

⑤ 新潟県社会福祉協議会の責務

ア 新潟県災害ボランティア支援センターの設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を支援する。

イ 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体等と、ボランティアセンター等の支援体制について調整を図るため職員を配置する。

⑥ 県の責務

ア 新潟県災害ボランティア支援センターの設置に伴い職員を派遣し、同本部の運営を統括する。

イ 県外の行政機関、県内外の支援団体等と、ボランティアセンター等の支援体制に

ついて調整を図るため職員を配置する。

(3) 主な取組

災害ボランティアの受入れ計画は、概ね次による。

地震発生後 3時間以内	新潟県災害ボランティア支援センターの設置
〃 6時間以内	新潟県災害ボランティア支援センターの運営、情報の受発信
〃 12時間以内	調整会議構成団体による先遣隊派遣
〃 24時間以内	ボランティアセンター設置の判断
〃 2日以内	ボランティアセンター運営開始（受入広報の発信）

2 業務の体系

■ ボランティアセンターの設置

↓

■ ボランティアセンターの運営

3 業務の内容

(1) ボランティアセンターの設置

- ① 糸魚川市社会福祉協議会は市と協議し、ボランティアセンター設置場所を決定する。
- ② 市及び糸魚川市社会福祉協議会は、ボランティアセンター運営に係る資機材を提供する。

(2) ボランティアセンターの運営

- ① 糸魚川市社会福祉協議会は、ボランティアセンターに職員を派遣し主体となって運営するとともに、運営に係る統括及び資金管理を行う。
- ② 市は、ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援する。
- ③ 新潟県災害ボランティア支援センターは、ボランティアセンターにセンター員を派遣し運営を支援する。

第49節 義援金の受入れ・配分計画

担当部署	福祉事務所 ◎会計課
------	------------

1 計画の方針

大規模な地震災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金について、その受入れ体制及び配分方法等を定め、迅速かつ適切に被災者に配分する。

2 業務の体系

- 義援金受入れの周知
- ↓
- 義援金の受入れ及び保管
- ↓
- 義援金の配分

3 業務の内容

(1) 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れを行う際は、市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表・周知する。

- ① 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- ② 受入れ窓口

(2) 義援金の受入れ及び保管

市は、次により義援金を受入れる。

- ① 受入れ窓口は、金融機関及び市役所本庁とする。
- ② 直接受領した義援金は、寄託者等へ領収書を発行し、歳入歳出外現金として取り扱う。
- ③ 全ての義援金は、歳入歳出外現金として管理する。

(3) 義援金の配分

① 義援金配分委員会の設置

市は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分計画を決定する。

② 義援金配分委員会の構成

義援金配分委員会の委員は、糸魚川市社会福祉協議会長及びその他義援金受入れ団体等から構成する。

③ 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

④ 配分の実施

市は、義援金配分委員会で決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に義援金の配分を行う。

⑤ 配分結果の公表

市は、被災者に対する義援金の配分結果について、糸魚川市防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第50節 義援物資対策

担当部署	市民課	◎福祉事務所	商工観光課	農林水産課
------	-----	--------	-------	-------

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災者ニーズに沿った物資を的確に把握するとともに、全国から寄せられる大量の義援物資について、その受入れ体制及び保管方法等をあらかじめ定める。

ただし、大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、発災直後に不特定多数の個人からの義援物資を受け取らないことを原則に「被災地が真に必要としているもの」の情報の的確な発信や民間業者との連携を図るとともに、可能な限り義援金での支援を呼びかける。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

ア 避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握する。

イ インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を速やかに全国へ発信する。

ウ 発災直後には、不特定多数の個人からの義援物資を原則受け取らないことを発信し、義援物資の抑制に努める。

エ 県と密接な連携を図り効率的な管理を行う。

オ 早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。

カ NPO等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

② 県の責務

ア 避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。

イ インターネット、報道機関等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災6時間後には全国へ発信する。

(3) 主な取組

① 被災地ニーズに沿った物資を的確に把握する。

② 義援物資が被災地に与える影響について、被災地外の人々に実情を正しく理解してもらう。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者のニーズを把握し、要配慮者世帯を優先して義援物資を配分するよう努める。

(5) 積雪期の対応

義援物資の受入れにあたっては、積雪や寒さ対策等のニーズを考慮した物資を優先して全国に呼びかける。

2 業務の体系

■ 情報収集

↓

■ 情報発信

↓

■ 義援物資提供の受付対応

↓

■ 市で受入れをする場合の対応

↓

■ 義援物資の配布

3 業務の内容

(1) 情報収集

市及び県は、最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量、配送等にかかる道路・交通情報の把握等の情報収集を行う。

(2) 情報発信

市及び県は、次のような情報を被災地内外に対し、ホームページや報道機関等を通じて発信する。

- ① 被災地ニーズ
- ② 被災地状況
- ③ 県、市の受入れ方針等

(3) 義援物資提供の受付対応

市及び県は、被災地が必要としているもの、必要量、送付場所及び送付方法を的確に知らせる。

(4) 市で受入れをする場合の対応

一時保管場所を定め、担当者による管理のもとで適切な在庫管理を実施する。

(5) 義援物資の配布

市は、市へ送付された義援物資を保管し、避難者の物資需要を把握するとともに、避難者に物資を配布する。

県は、市からの調達要請物資を集約し、保管中の救援物資で供給可能なものを選別するとともに、トラック協会に対して市への義援物資の輸送を依頼する。

第51節 災害救助法による救助

担当部署	総務課 財政課 ◎消防本部
------	---------------

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下、本節において「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

(2) それぞれの責務

① 市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

② 県の責務

県は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下、本節において「法施行令」という。）で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を被災市町村へ派遣する。

③ 日本赤十字社の責務

日本赤十字社は、県及び市が実施する救助に協力する。

(3) 主な取組

法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(4) 積雪期の対応

① 法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

② 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記1「豪雪対応における要配慮者の状況把握」及び別記2「雪処理担い手確保スキーム」により支援を行う。

(5) 広域避難への配慮

県は被災状況により、県内他市町村や県外へ避難者が生じる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 業務の体系

- 法の適用
- 法の適用基準
- 被害状況の判定基準
- 法の適用手続
- 法による救助の種類と市長による救助事務の実施
- 法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等
- 強制権の発動
- 法が適用されない場合の救助

3 業務の内容

(1) 法の適用

- ① 知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第1条）
 - ② 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第13条第1項、県法施行細則第17条）
 - ③ 市長は、上記②により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。（法第13条第2項、県法施行細則第17条）
 - ④ 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。（県法施行細則第3条）
- (2) 法の適用基準
- ① 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とする。

例外として

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。
 - ② 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ、法施行令別表第1の世帯数以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数がアの2分の1以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、当該市町村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。
- (3) 被害状況の判定基準
- ① 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

$$(\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1/2) + (\text{床上浸水等} \times 1/3) = \text{滅失世帯数}$$
 - ② 住家滅失の認定

ア 住家全壊（全焼・全流失）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの。

(ア) 住家の損壊・焼失又は流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので次のいずれかのもの。

- (ア) 損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの。
- (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

③ 世帯及び住家の認定

ア 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合して1住家とする。
- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(4) 法の適用手続

① 情報提供・適用要請

市長は、災害が前記(2)法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

ア 情報提供担当者

情報提供の適確性を期するため、情報提供主任及び副任を定める。

イ 情報提供の内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ
- (エ) 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他の必要事項

② 適用の決定

ア 知事は、市長からの情報提供若しくは要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記(2)に基づき法を適用する必要があると認めるときは、当該市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

イ 知事は、法を適用するにあたり必要に応じて内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当））に技術的助言を求める。

ウ 知事は、法を適用したときは速やかに内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担

当))に情報提供するとともに、県報に公示する。

エ 知事は、法適用の公表にあたっては、内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当））と十分な調整を図る。

(5) 法による救助の種類と市長による救助事務の実施

① 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(注)キについては災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在運用されていない。

② 救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第4条第2項）

③ 市長による知事の救助に関する事務の実施

ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとすることは、事務の内容及び実施期間を市長に通知する。

ウ ①のうち、ア（応急仮設住宅を除く。）、イ、ウ、オ、カ、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知する。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、法に基づいて実施したものとみなす。

エ イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、知事はその事務の内容及び実施期間を通知する。

(6) 法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

① 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）に定めるとおりとする。（法施行令第3条第1項、県法施行細則第5条）

② 特別基準

災害の種類又は態様、被災者の構成又は家族事情、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、市長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当））と協議し、特別基準の設定を行う。（法施行令第3条第2項）

③ 救助実施状況の情報提供

ア 救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び後日行うこととなる

災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録及び整理して知事に情報提供する。

イ 情報提供に当たっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

救助の種類	情報提供事項
・避難所の設置	箇所数、収容人員
・応急仮設住宅の設置	設置戸数
・炊き出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
・飲料水の供給	対象人員
・被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
・被災者の救出	救出人員、行方不明者数
・被災した住宅の応急修理	対象世帯数
・学用品の給与	小、中学別対象者数及び給与点数
・死体の捜索	死体処理数
・障害物の除去	対象世帯数

(7) 強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは次の権限を行使する。

① 救助業務従事の命令（法第7条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

- (ア) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (イ) 保健師、助産師又は看護師

イ 土木建築関係者

- (ア) 土木技術者又は建築技術者
- (イ) 大工、左官又はとび職
- (ウ) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

- (ア) 地方鉄道業者及びその従事者
- (イ) 軌道経営者及びその従事者
- (ウ) 自動車運送事業者及びその従事者
- (エ) 船舶運送業者及びその従事者
- (オ) 港湾運送業者及びその従事者

② 救助に関する業務への協力命令（法第8条）

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

③ 知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第9条）

ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

- (ア) 病院、診療所又は助産所
- (イ) 旅館又は飲食店

イ 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限
土地、家屋若しくは物資

ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資の保管をさせる権限

エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

④ 公用令書の交付及び損失補償

知事は、①及び③の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

⑤ 市長による実施

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、前記①、②及び③の権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は当該事務の内容及び実施期間を当該市町村長に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない。（法施行令第17条）

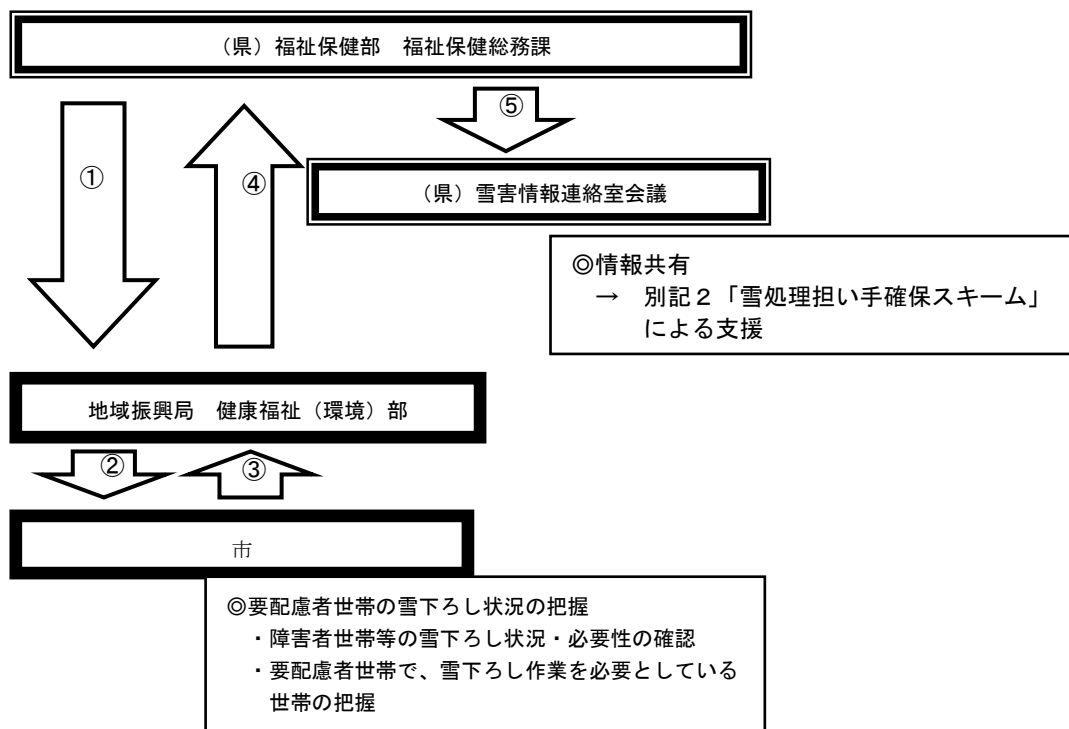
(8) 法が適用されない場合の救助

法が適用されない場合の救助については、「糸魚川市災害救助条例（平成17年糸魚川市条例第163号）」に定めるところにより市が実施する。

この場合、市長は、新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当するときには、県知事に当該救助条例の適用について協議する。

(別記1)

豪雪対応における要配慮者の状況把握



- ①、②：要配慮者世帯の雪処理対応状況を照会
 ③、④：支援の必要性の報告
 （いつ、何人の人手が必要か）
 ⑤：県「雪害情報連絡室会議」へ報告
 ↓
 別記2「雪処理担い手確保スキーム」による支援を実施

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

担当部署	◎総務課 企画定住課 財政課 市民課 福祉事務所 商工観光課 建設課 都市政策課 会計課 教育委員会 ガス水道局
-------------	---

1 計画の方針

市、県、国及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業の斡旋、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 業務の体系

- 被災者のための相談・支援
- ↓
- 罹災証明書の発行
- ↓
- 雇用の安定
- ↓
- 応急金融対策
- ↓
- 生活関連物資の需給・価格状況の調査、監視及び情報の提供
- ↓
- 住宅対策
- ↓
- 地震保険や共済制度の活用
- ↓
- 租税の特例措置
- ↓
- 公共料金等の特例措置
- ↓
- 市民等への制度の周知

3 業務の内容

(1) 被災者のための相談、支援

国、県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機械や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

① 相談所の開設

市及び県は、避難所及び市役所その他適切な場所に、被災者のための相談所を速やかに開設する。

② 相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

③ 被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

④ 被災者等の生活再建等の支援

ア 市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずる。

イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 市、県及び国は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。県は、研修の実施等により、市町村の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

⑤ 被災中小企業への相談窓口等の設置

市、県及び国は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

(2) 罹災証明書の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

(3) 雇用の安定

① 特別相談窓口等の設置

糸魚川公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講ずる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出向くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

② 被災者の雇用促進

糸魚川公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

③ 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

- (ア) 証明書による失業の認定
 糸魚川公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出向けない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。
- (イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給
 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下、「激甚災害法」という。）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。
- イ 雇用調整助成金の特例適用の要請
 労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業2/3、中小企業3/4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。
- (ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合
 (イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合
 (ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合
- ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長
 労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金又は追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。
- (4) 応急金融対策
 災害時、被災地における通貨の円滑な供給及び金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。
- ① 通貨の供給の確保
 日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。
- ア 通貨の確保
 被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導及び援助を行う。
 なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。
- イ 輸送及び通信手段の確保
 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。
- ウ 金融機関の業務運営の確保
 関係行政機関と協議の上、被災金融機関が、早急に営業を開始できるよう、斡旋、指導等を行う。
 また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。
- ② 金融上の措置
 ア 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 (ア) 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、金融上の措置を可及的速やかに要請する。
 (イ) 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を可及的速やかに要請する。
- イ 金融上の措置に関する広報
 財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、①

の金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請したことについて、その周知徹底を図る。

(5) 生活関連物資の需給・価格状況の調査、監視及び情報の提供

① 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

② 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、市民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

(6) 住宅対策

① 住宅復旧のための木材調達

市は、市内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ県に対して製材品の供給要請を行う。

② 被災者入居のための公営住宅の建設

市及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。この場合において、滅失住宅が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に定める基準に該当するときは、市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

③ 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舎の空き室について無償で貸付けを行う。また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

(7) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市及び県は、それらの制度の普及促進に努める。

(8) 租税の特例措置

① 市の特例措置

ア 市税

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税法（昭和25年法律第226号）又は糸魚川市市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講ずる。

(ア) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

a 災害が広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日（4か月を限度とする。）を指定する。

b その他の場合、納税義務者等の申請により、税目により4か月又は1か月を限度として延長する。

(イ) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

(ウ) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(エ) 減免等

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

a 個人市民税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

b 固定資産税及び都市計画税

納税義務者の所有に係る固定資産の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

c 軽自動車税

納税義務者の所有に係る軽自動車の損害の程度に応じて年税額の一定割合を減免する。

d 特別土地保有税

納税義務者の所有に係る土地の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

イ 国民健康保険税

納税義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

ウ 介護保険料

納付義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

エ 保育料

納付義務者の被災の程度又はその者の所有に係る住宅若しくは家財等の損害の程度に応じて一定割合を減免する。

② 国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(9) 公共料金等の特例措置

① 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付
支店長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便(株)信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便(株)信越支社長が決定する。

被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

② 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる事がある。

- ア 避難指示等により実際に電話サービス等が受けられない契約者の基本料金の減免
 - 避難指示の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。
- イ 被災者の電話移転工事費の減免
 - 災害による建物被害により、仮住居等へ電話等移転する契約者の移転工事費に限る。
- ③ 電気事業
 - 各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施及び内容を判断する。
 - 原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては、経済産業大臣の認可が必要。（以下は過去の例）
 - ア 電気料金の支払期限の延伸
 - イ 不使用月の電気料金の免除
 - ウ 建替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る。）
 - エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
 - オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除
 - カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除
- ④ 都市ガス事業
 - ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。
 - ア 被災者のガス料金の納期の延伸
 - イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除（関東経済産業局長の認可が必要）
 - ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除
- ⑤ 上水道事業
 - 市長は、被害の状況により特別な理由があるときは、水道料金を減免する。
- ⑥ 下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業
 - 市長は、被害の状況により特別な理由があるときは、使用料を減免する。
- (10) 市民等への制度の周知
 - 市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。
 - ① 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
 - ② 防災行政無線（戸別受信機含む）、CATV等
 - ③ 広報車、広報紙、チラシ等
 - ④ 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

4 災害復旧支援本部による復旧支援体制

市域において建物被害を中心とした多数の被害が発生していながらも、まち並みは維持され、個々の対策により復旧が可能であると判断される場合には、横断的な組織により被災した市民の復旧支援を進める。

- (1) 組織・体制の整備
 - ① 災害復旧支援本部の設置
 - 市長が必要であると判断した場合は、災害対策本部から被災者復旧支援に重点を置いた災害復旧支援本部へ移行し、災害復旧支援の推進を図る。
 - ② 災害復旧支援本部の組織等
 - 災害対策本部組織体制を基本とし、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。
 - また、危機管理監（総務担当）を長とする事務局をおく。
- (2) 復旧支援方針の策定
 - 市は、早期復旧に向け、被災の状況、地域の特性及び被災住民の意向を勘案しながら、

関係機関との調整を図り、災害支援の基本方針を検討し定める。

5 復旧支援業務の進め方

復旧支援の方法は、災害の規模、被災の状況及び地域の特性により異なるが、復旧支援体制及び取組方法を次に例示する。

(1) 被災者支援会議の設置及び目的

- ① 各種支援制度の所管各課により、実務を推進、管理する組織を設け、庁内連携と被災者の視点に立った総合的な支援体制を確立する。
- ② 個別対応の充実を図り、一日も早い被災者の復旧を促す。
- ③ 支援のもれや遅れが生じないように実施状況を把握し、継続的な取組を行う。

(2) 被災者支援班の編成

被災者の現況把握や各種支援制度の利用に関する助言、健康面の相談・ケアを行う支援班を編成して地区を分担する。

- ① 各班は「防災担当」「住宅・宅地担当」「保健師」の3人で編成し、被災者を戸別訪問（又は被災者が来庁・相談）し、被災者情報の管理を行う。
- ② 各班には、訪問日程の調整や対応状況の集約を行う「班長」を置く。
- ③ 支援の実施状況等について、その都度被災世帯カルテのデータを更新・共有し、被災者支援会議へ定期的に報告する。

(3) 被災世帯カルテの作成

① 第一次データの整理

優先的、緊急的な支援が必要と考えられる被災者（世帯）を抽出し、個別の台帳を作成する。

【抽出基準】

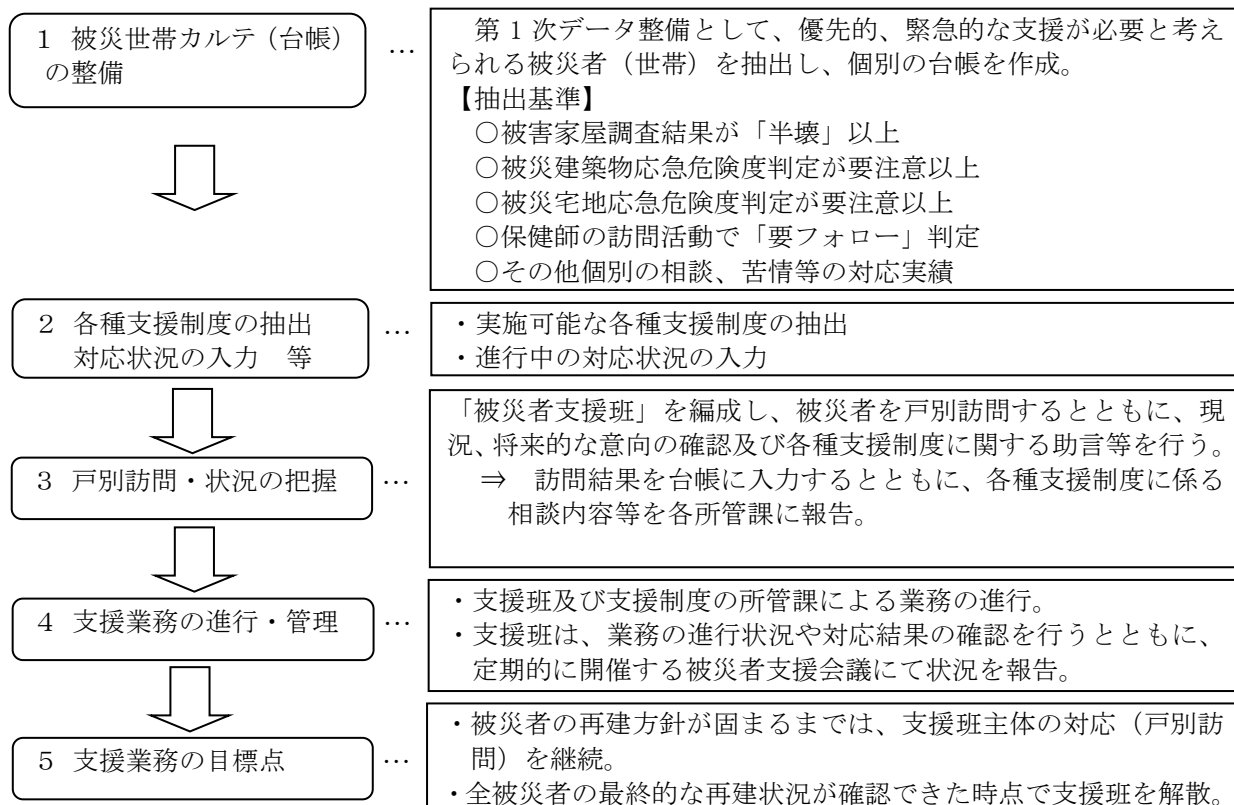
- 被害家屋調査結果が「半壊」以上
- 被災建築物応急危険度判定が要注意以上
- 被災宅地応急危険度判定が要注意以上
- 保健師の訪問活動で「要フォロー」判定
- その他個別の相談、苦情等の対応実績

被災世帯カルテの主な記載項目
<ul style="list-style-type: none"> ○世帯主名、住所、家族（氏名、生年月日、所得、収入） ○家屋の状況（所有、形態、建築・増築年月日） ○住家の被災状況（家屋調査判定結果、被災建築物応急危険度判定結果、被災宅地危険度判定結果） ○当面の対応（居住先、再建計画） ○利用可能な各種支援制度及び利用状況 ○見舞金、義援金等の実績

② 第2次データの整備（一部損壊世帯）について

優先的、緊急的な支援が必要と考えられる被災者（第1次）への対応と並行して、その他の被災者（一部損壊世帯）の台帳整備を進め、復興基金事業の推進等に活用する。

○ 支援業務の進め方フロー



第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

担当部署	総務課 財政課 ◎福祉事務所 商工観光課 農林水産課 建設課
------	--------------------------------

1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市（福祉事務所）
	(2) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市（福祉事務所）
	(3) 地すべり等災害見舞金	自然災害により被災した世帯主	市（福祉事務所）
	(4) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	（公財）都道府県センター
	(5) 災害見舞金	災害により人命又は財産に被害を受けた者（世帯）	糸魚川市社会福祉協議会
貸付	(6) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市（福祉事務所）
	(7) 生活福祉資金 ア福祉費（災害臨時経費） イ福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	糸魚川市社会福祉協議会（民生委員）
	(8) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	糸魚川地域振興局健康福祉部
	(9) 住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅資金）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関
	(10) 新潟県災害被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市金融機関
	(11) 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行
	(12) 日本政策金融公庫資金 （農林水産事業部）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関
	(13) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市金融機関 県信用保証協会

3 資金等の説明

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給す

- る。
- (3) 地すべり等災害見舞金
市内で発生した自然災害により被害を受けた世帯主に対し見舞金を支給する。
- (4) 被災者生活再建支援金
自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。
- (5) 災害見舞金
市内で発生した災害により、人命又は財産に被害を受けた者に対し、見舞金を支給する。
- (6) 災害援護資金
災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。
- (7) 生活福祉資金
低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対し、災害による被害を受けたことにより臨時的に必要となる経費、又は住宅の補修、修繕に係る経費を対象に、生活福祉資金を貸し付ける。
- (8) 母子父子寡婦福祉資金
災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直し資金として、災害救助法適用時においては災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。
- ※ 特例措置
- ・ 母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予
災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。
 - ・ 母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収
支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。
 - ・ 母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長
災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、延長できる。
 - ・ 寡婦福祉資金の所得制限適用除外
災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。
- (9) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）
市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。
- (10) 新潟県災害被災者住宅復興資金
災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。
- (11) 天災融資制度
農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号。以下、「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(12) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被災農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行う。

(13) 中小企業融資及び信用保証

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 被災の状況に応じ特に必要があると認められた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- ② 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- ③ 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- ④ 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- ⑤ 被害の状況に応じ特に必要があると認められた時には、信用力・担保力が不足した中小企業者への融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

4 制度の市民への広報

市は県と連絡調整を図り、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、次の方法により実施する。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等と連携を図り、広報紙・チラシ等の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

- ① 市災害対策本部が実施するもの
 - ア 広報紙・チラシ等の作成及び配布
 - イ 防災行政無線・CATVによる周知
- ② 県災害対策本部が実施するもの
 - ア 広報紙・チラシ等の作成及び配布
 - イ 新聞紙面による周知
 - ウ 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布
- ③ 金融機関等
 - ア 広報紙・チラシ等による所管制度の周知

第3節 公共施設等災害復旧対策

担当部署	施設所管全部署	◎総務課	財政課	消防本部
------	---------	------	-----	------

1 計画の方針

公共施設等の地震による被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに、復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続を明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

2 業務の体系

- 被害状況調査及び集計
- ↓
- 復旧の基本方向の決定
- ↓
- 災害査定 の 促進
- ↓
- 激甚災害指定の促進
- ↓
- 災害復旧事業に係る助成及び財政援助
- ↓
- 市民及び関係団体等に対する情報提供

3 業務の内容

- (1) 被害状況調査及び集計
 - ① 被害状況の調査

災害により被害が発生した場合は、施設管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、市に報告する。
 - ② 被害状況の報告

市は、被害報告を受けた場合は、速やかに県に報告する。
 - ③ 被害状況総合集計

市は、市全体の被害状況の集計を行い、県に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。
- (2) 復旧の基本方向の決定

市は、被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又はより災害に強いまちづくり等の中長期的な復興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。施設管理者は、この基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の被災防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 災害査定 の 促進

市は、復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県及び関係機関と協議し、査定を速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要

な措置を講ずる。

(4) 激甚災害指定の促進

市は、著しく激甚である災害が発生した場合、激甚災害法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

- ① 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- ② 県関係部局は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(5) 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

① 災害復旧事業に係る助成

市民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには、臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は、国から助成を受けるため、各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

② 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は、地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

(6) 市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、市民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

なお、報道機関には、積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は関係部局からも提供する。

第4節 災害復興対策

担当部署	◎総務課 消防本部	企画定住課	財政課	商工観光課	建設課	都市政策課
------	--------------	-------	-----	-------	-----	-------

1 計画の方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

市は、災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、県、市民、民間事業者等と協力して速やかに復興基本方向を定め、復興計画を策定する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意形成を図りながら、災害防止と快適で安全な防災まちづくりを目指した効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

なお、計画の策定にあたっては、地域の自然・社会条件を踏まえ、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の理念から見て妥当なものとなるよう配慮する。

2 業務の体系

■ 復興基本方向の決定及び復興計画の策定

↓

■ 防災まちづくり

↓

■ 都市復興対策の手順

3 業務の内容

(1) 復興基本方向の決定及び復興計画の策定

① 組織・体制の整備

被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図るものとする。

復興対策の円滑な実施をきすため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び市民を含めた、復興計画策定のための検討組織の設置を図る。

復興対策の遂行にあたり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得るものとする。

ア 災害復興対策本部の設置

市域において、大規模災害により壊滅的な被害を受けた場合、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できるよう、横断的な組織として災害復興対策本部を設置する。

イ 災害復興対策本部の組織等

災害復興対策本部の組織・業務分掌は下記を基本として、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。また、災害復興対策本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合を図る。

また、危機管理監（総務担当）を長とする事務局を置く。

構 成 員		業 務 分 掌
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	部課長級職員	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

ウ 復興計画検討委員会の設置

復興計画策定のため、職員、有識者、専門家及び市民等により構成する復興計画検討委員会を設置する。

エ 国や自治体への協力要請

復興対策の遂行にあたり、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

② 復興基本方針の策定

復興計画検討委員会は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって市民の意向を尊重しつつ協働して計画する。その際、男女共同参画の理念から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

③ 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

市及び県は、復興計画の迅速・的確な策定と遂行のための体制整備（市及び県間の連携、国との連携、広域調整）を行うものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国の復興基本方針等に即して復興計画を策定し、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

復興計画策定にあたり、市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

④ 機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

⑤ 計画策定にあたっての留意事項

ア 市民が自らの地域は自ら守り創造していくという取組が重要であり、市は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に

連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

イ 復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や市民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。

ウ 過去に経験した災害の検証結果や、復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 防災まちづくり

市及び県は、災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

市及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

市及び県は、防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等にも配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

市及び県は、既存不適格建築物については、防災と快適な環境の観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。

市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、市民に対し提供する。

市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

市及び県は、被災地の復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(3) 都市復興対策の手順

